

官報

昭和五十五年五月九日

第九十一回 衆議院會議録 第二十三号

昭和五十五年五月九日(金曜日)

議事日程 第二十一号

昭和五十五年五月九日

正午開議

第一 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第四 日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第五 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第六 南極のあざらしの保存に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第七 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第八 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 労働安全衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第十一 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 昭和五十三年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)

第十五 昭和五十四年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)

第十六 昭和五十四年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)

第十七 昭和五十四年度一般会計国庫債務負担行為総調査(その1)

第十八 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件
電源開発促進税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)
電源開発促進特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第三 日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第五 南極のあざらしの保存に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その3)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その4)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その5)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その6)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その7)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その8)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その9)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その10)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その11)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その12)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その13)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その14)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その15)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その16)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その17)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その18)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その19)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その20)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その21)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その22)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その23)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その24)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その25)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その26)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その27)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その28)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その29)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その30)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その31)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その32)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その33)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その34)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その35)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その36)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その37)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その38)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その39)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その40)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その41)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その42)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その43)

予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その44)

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

電源開発促進税法の一部を改正する法律案外一案(参議院回付)
からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合

一三九二

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後零時九分開議

○議長(渡尾弘吉君) これより会議を開きます。

○議長(渡尾弘吉君) お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、電源開発促進税法の一部を改正する法律案及び電源開発促進対策特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案が回付されました。この際、議事日程に追加して、右両回付案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(渡尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

電源開発促進税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院回付)

電源開発促進対策特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院回付)

○議長(渡尾弘吉君) 電源開発促進税法の一部を改正する法律案の参議院回付案、電源開発促進対策特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

電源開発促進税法の一部を改正する法律案の参議院回付案

電源開発促進対策特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案の参議院回付案

〔本号末尾に掲載〕

○議長(渡尾弘吉君) 両案を一括して採決いたします。

両案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡尾弘吉君) 起立多数。よって、両案とも参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(渡尾弘吉君) 日程第一、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長 谷川和穂君。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔谷川和穂君登壇〕

○谷川和穂君 ただいま議題となりました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、私立学校教職員共済組合が支給する既裁定年金の額につきまして、国・公立学校教職員の年金の額の改定に準じて増額いたしますとともに、私立学校教職員の掛金等の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げ等を行うおうとするものであります。

本案は、去る三月十七日当委員会に付託され、四月二十三日文部大臣より提案理由の説明を聴取し、四月二十五日質疑を終了いたしましたところ、中村喜四郎君外二名から、本法律案の施行期日はすでに経過しているため、これを公布の日から施行することに改め、これに伴う所要の経過措置

日程第十五 省各庁所管使用調査(その1)

昭和五十四年度特別会計
予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)
昭和五十四年度特別会計
予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)
経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)

日程第十六 昭和五十三年度一般会計国庫債務負担行為総調査(その2)

日程第十七 昭和五十四年度一般会計国庫債務負担行為総調査(その1)

日程第十八 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、農林規格検査所等の設置に関し承認を求めるの件

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

置を請じようとする修正案が提出され、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○玉沢徳一郎君 日程第二は延期されんことを望みます。

○議長(瀧尾弘吉君) 玉沢徳一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、日程第二は延期するに決しました。

○玉沢徳一郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第三ないし第七とともに、参議院送付、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件及び廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の紛争の解決に関する改正の受諾について承認を求めるの件の三件を追加して、八件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(瀧尾弘吉君) 玉沢徳一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第三 日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第五 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第六 南極のあざらしの保存に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第七 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の紛争の解決に関する改正の受諾について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(瀧尾弘吉君) 日程第三、日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第四、日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文

化協定の締結について承認を求めるの件、日程第五、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第六、南極のあざらしの保存に関する条約の締結について承認を求めるの件、日程第七、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の紛争の解決に関する改正の受諾について承認を求めるの件、右八件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長中尾栄一君。

日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

南極のあざらしの保存に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の紛争の解決に関する改正の受諾について承認を求めるの件及び同報告書

〔中尾栄一君登壇〕

○中尾栄一君 ただいま議題となりました八件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、ポーランドとの通商航海条約は、関税、租税、事業活動等に関する事項についての最恵国待遇、輸出入制限についての無差別待遇、身体及び財産の保護、出訴権についての内国民待遇及び相互主義に基づく最恵国待遇等について規定しております。

次に、フィンランドとの文化協定は、文化及び教育の各分野における交流の奨励、その促進のための便宜供与等について規定しております。

次に、水鳥湿地条約は、各締約国がその領域内にある、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地を、少なくとも一カ所指定すること、湿地及び水鳥の保全を促進するために、湿地の適正な利用を行う計画を作成し、実施すること等について規定しております。

次に、南極あざらし保存条約は、締約国の国民または船舶がこの条約に規定される規制措置に従う場合を除くほか、南極のあざらしを殺さずまたは捕獲しないこと等を規定しております。

次に、日独租税協定修正補足議定書は、西ドイツの財産税法及び法人税法等の改正に伴い、修正補足するものでありまして、協定の一般対象税目として新たに西ドイツの財産税を加えるとともに、不動産、恒久的施設の事業用資産の一部をなす不動産

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件外七件

一三九三

昭和五十五年五月九日 衆議院会議録第二十三号

日本国とポランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件外七件 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外二案 一三九四

おります。

第二に、公務関係年金及び長期在職者の受ける退職年金等の最低保障額を、恩給における措置に準じ、改善することとした。第三に、遺族年金に算入される寡婦加算及び遺族加算の額を引き上げるとともに、寡婦加算額の受給者が同時に退職年金を受けることとなる場合には、必要な調整を行うことができることとした。以上、旧国電電氣通信株式会社等の社員期間の通算条件の緩和等、所要の措置を講ずることとした。以上が両法律案の概要であります。両案につきましては、審査の結果、去る七日質疑を終了いたしましたところ、両法律案に対し、高島修君外二名から自由民主党提案に係る修正案がそれぞれ提出されました。

両修正案の内容は、原案において法律の施行期日が昭和五十五年四月一日と定められておりましたのを「公布の日」に改める等、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

次いで、採決いたしました結果、両修正案及び修正部分を除く両原案はいずれも全会一致をもって可決され、よって、両法律案は修正議決すべきものと決しました。

なお、両法律案につきましては、全会一致の附帯決議が附せられたことを申し添えます。

次に、地震保険に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、一昨年の宮城県沖地震を契機として、全面的な見直しを迫られていた地震保険の実情にかんがみ、地震等による被災者の生活の安定に一層寄与するため、政府の再保険に係る地震保険契約について、次のような改正を行おうとするものであります。

まず第一に、てん補される損害の範囲につきまして、現行制度では、全損のみをてん補することとしておりますが、これを政令で定める損害と改めることにより、てん補される損害の範囲を拡大

することとしたしております。

第二に、地震保険金額につきまして、現行制度では、附帯される損害保険契約の保険金額の百分の三十に相当する額としておりますが、これを改め、「百分の三十以上百分の五十以下の額に相当する金額」とすることとしたしております。

第三に、大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、原則として地震保険契約を新たに締結することができないこととしたしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

本案につきましては、審査の結果、本日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、全会一致の附帯決議が附せられたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀬尾弘吉君) 三案を一括して採決いたします。

三案中、日程第八及び第九の両案の委員長の報告はいずれも修正、他の一案の委員長の報告は可決であります。三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(瀬尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり決しました。

信行君。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○葉梨信行君登壇
労働安全衛生法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、労働者の安全の一層の確保を図るため、建設工事の計画の安全性に関する事前審査制度の充実強化等を図ろうとするもので、その主な内容は、
第一に、事業者は、特に危険性の高い大規模な建設工事を開始しようとするときは、その計画を工事開始の日の三十日前までに労働大臣に届け出なければならぬこととする、
第二に、危険性の高い特定の建設工事について工事計画を作成するときは、一定の資格を有する者を参画させなければならぬこととする、
第三に、トンネル工事等を行う事業者は、爆発、火災等の発生に伴い、労働者の救護措置がとられる場合の労働災害を防止するため、必要な機械器具の備えつけ、避難訓練の実施等の措置を講じなければならぬこととする、
第四に、建設業の元方事業者等は、元請と下請の労働者が混在する作業現場について、仕事の工程及び機械設備等の配置に関する計画を作成しなければならぬこととする、
第五に、統括安全衛生責任者を選任した建設業等の事業者は、元方安全衛生管理者を選任し、統括安全衛生責任者の指揮のもとに技術的事項を管理させなければならぬこととする、
等であります。

本案は、去る四月二十五日参議院より送付され、同日付託となり、五月七日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀬尾弘吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(瀬尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第十一 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(瀬尾弘吉君) 日程第十一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、日程第十二、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案、日程第十三、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長堀川正十郎君。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十五年五月九日 衆議院会議録第二十三号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案外二

労働安全衛生法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案外二案

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(堀川正十郎君登壇)

○堀川正十郎君 たいま議題となりました三案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化に資するため、信用補完制度の拡充を図ろうとするものでありまして、その内容は、

第一に、信用保険の付保限度額を、普通保険については現行の五千円から七千万円に、無担保保険については現行の入百万円から一千万円に、特別小口保険については現行の二百五十万円から三百万円に、それぞれ引き上げること、

第二に、中小企業者が新技術を企業化するために必要な商品化試作、施設設置費用等の資金の借り入れによる債務について、信用保証協会がした保証を対象とする新技術企業化保険を創設し、保険限度額を一億円、てん補率を百分の八十とする

こと、

第三に、連鎖倒産防止のための倒産関連保証について、組合等が倒産した場合の関連中小企業者も対象とすること

等でありまして、

次に、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案について申し上げます。

倒産防止共済制度は、中小企業者が取引先企業の倒産の影響を受けて倒産する等の事態の発生を防止するための、中小企業者の提出による共済制度であります。

本案は、共済契約者の利便を増進し、共済事業への加入の増加を促進するため、制度の拡充を図ろうとするものでありまして、その内容は、

第一に、掛金月額額の最高限度を現行の二万円か

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案外二案 調書(その2)(承諾を求めるの件)外七件

ら五万円に引き上げることにより、掛金総額の最高限度を二百五十万円に、共済金の貸付上限額を二千百万円に、それぞれ引き上げること、

第二に、共済事業が長期にわたり安定していることと認められる場合には、共済金の貸し付けを受けるに完済した者に完済手当金を支給することができ

ることとする、

第三に、掛金総額の最高限度までの積立期間を現行の五年から三年半に短縮すること

等でありまして、

右の両案は、去る三月十八日当委員会に付託され、四月二十三日佐々木通商産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、審査を重ね、五月七日に至り両案の質疑を終了し、それぞれ採決の結果、両案とも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業等協同組合等は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき、協同して事業を行うことにより、その経済的地位の向上を図る上においてきわめて重要な役割を果たしております。

本案は、最近における経済情勢の変化とこれに伴う中小企業の要請等に対応して、所要の制度改善の措置を講じようとするものでありまして、その主な内容は、

第一に、火災共済協同組合の事業の範囲を拡大し、現行の火災共済事業に加え、火災及び破裂、爆発、落雷等の事故に係る総合共済事業を行い得ることとし、また、組合員の使用人及び組合員たる法人の役員もこの共済事業を利用し得るよう、共済契約者の範囲を拡大すること、

第二に、事業協同組合、商工組合等の役員選出方法として、現行の選挙制に加え、選任制をとり得ることとする、

第三に、最後の登記をした後、十年を経過した事業協同組合等は解散したものとなすとともに

昭和三十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用

に、休眠状態の組合等に対しては、業務改善命令を経ることなく、直接に解散命令を行うことができることとし、また、行政庁は、解散命令の通知にかえて、その要旨を官報に掲載することができ

ることとする、

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堀川正十郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(堀川正十郎君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和五十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十三年度特別会計予備費使用総調書(承諾を求めるの件)

昭和五十三年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

昭和五十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

昭和五十四年度特別会計予算総則第十條に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

昭和五十三年度一般会計国庫債債務負担行為総調書(その2)

昭和五十四年度一般会計国庫債債務負担行為総調書(その1)

昭和五十四年度一般会計国庫債債務負担行為総調書(その2)

昭和五十四年度一般会計国庫債債務負担行為総調書(その1)

委員長の報告を求めます。決算委員長高田富之君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔高田富之君登壇〕

○高田富之君 たいま議題となりました各件について、決算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、予備費等について申し上げます。これらは、財政法の規定に基づき、国会の事後承

諾を求めたため提出されたものであります。

そのうち、昭和五十三年分は、昭和五十四年一月から三月までの間に使用が決定されたもので、一般会計予備費は、国民健康保険事業に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費等二十三件で、その金額は六百六十億一千四百万円余であります。

特別会計予備費は、食糧管理特別会計等五特別会計の九件で、その金額は合計九百九十七億一千万円余であります。

特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額は、郵便貯金特別会計等四特別会計の四件で、その金額は合計六百四十九億五千七百七十七万円余であります。

次に、昭和五十四年度分は、昭和五十四年四月から十二月までの間に使用が決定されたもので、一般会計予備費は、水田利用再編対策に必要な経費等四十六件で、その金額は二千二百億五千六百万円余であります。

特別会計予備費は、食糧管理特別会計等三特別会計の五件で、その金額は合計四百五十七億四千四百万円余であります。

特別会計予算総則第十条に基づく経費増額は、国民年金特別会計等五特別会計の十一件で、その金額は合計六百九十八億六千七百四万円余であります。

次に、国庫債務負担行為について申し上げます。

昭和五十三年分につきましては、昭和五十三年発生河川等災害復旧事業費補助等四件に九十五億九千四百万円、昭和五十四年度分につきましては、昭和五十四年発生河川等災害復旧費に百億八千万円余の範囲内で債務を負担することとしたものであります。

委員会におきましては、昭和五十三年度の予備費等及び国庫債務負担行為は昨年十二月二十五

日、昭和五十四年度の予備費等及び国庫債務負担行為は本年二月二十六日にそれぞれ付託され、一昨七日大蔵大臣から説明を聴取した後、質疑を行いました。

質疑終了後、予備費等を討論に付し、自由民主党及び民社党・国民連合は各件に賛成、日本社会党・公明党・国民会議は各件に反対、日本共産党・革新共同は、両年度の一般会計予備費と昭和五十四年度特別会計予算総則第十条に基づく経費の増額に反対、その他の各件には賛成の意見を表明されました。

次いで、採決の結果、各件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

次に、両年度の一般会計国庫債務負担行為については、採決の結果、全会一致をもって異議がないと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) これより採決に入ります。まず、日程第十四の三件中、昭和五十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第十四のうち、昭和五十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その二)及び昭和五十三年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その二)の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多数。よって、両件と

も委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第十五の三件中、昭和五十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)及び昭和五十四年度特別会計予算総則第十条に基づく経費増額調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第十五のうち、昭和五十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第十六及び第十七の両件を一括して採決いたします。

両件の委員長の報告はいずれも異議がないと決したものであります。両件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり決しました。

○玉沢一郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

一部を改正する法律案を追加して、両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(瀧尾弘吉君) 玉沢一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

日程第十八 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(瀧尾弘吉君) 日程第十八、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長塩谷一夫君。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔塩谷一夫君登壇〕

○塩谷一夫君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず最初に、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、昨年一月の三菱銀行における強盗殺人事件等、最近における強盗を使用した犯罪及び強盗または強盗に起因する事故の実情にかん

照和五十五年五月九日 衆議院会議録第二十三号

所持等取締法の一部を改正する法律案外一案

銃砲刀剣類

一三九七

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案外一案 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律案

一三九八

がみ、これを防止するため、

第一に、銃砲等を使用して殺人、傷害等の凶悪な罪に当たる行為をした者には、十年間銃砲の許可をしてはならないこととするほか、銃砲の不法所持により罰金以上の刑に処せられた者等に係る所持許可の欠格期間を現行の三年から五年に延長する等、所持の許可基準を一層厳格にすることとしております。

第二に、銃砲の技能検定を受ける者には都道府県公安委員会の指定する銃砲を、射撃教習を受ける者には教習射撃場に備えつけられた銃砲を使用させることとし、現行の仮許可制度を廃止することとしております。これに伴い、教習射撃場には、教習用銃砲の備えつけを義務づけることとしております。

第三に、銃砲のより厳格な保管基準を新たに総理府令で定めるとし、特に銃砲については、危害予防上、その保管状況を調査する必要がある場合は、警察職員による立入検査を認める等の保管に関する規制の強化を行うこととしております。

第四に、いわゆる眠り銃を排除するため、銃砲または空気銃を引き続き三年以上にわたって狩猟等の許可に係る用途に供していないと認める場合には、その許可を取り消すことができることとしております。

本案は、三月三十一日参議院より送付され、同日本委員会に付託となり、四月二十五日後藤田国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行いました。

昨八日質疑を終了いたしましたところ、日本共産党・革新共同から修正案が提出され、三谷秀治君からその趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論の申し出もなく、直ちに採決を行いましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しては、暴力団に対する取

り締まりの徹底等を内容とする附帯決議を付することにしたしました。

次に、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案は、地方公務員共済組合の退職年金等について、恩給法等の改正内容に準じてその額の引き上げ等の措置を講ずるほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引き上げ等の措置を講ずるとともに、地方議会議員の退職年金等についての増額の改定の措置及び地方団体関係団体職員等の年金制度について地方公務員の共済組合制度の改正に準ずる所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、三月十七日本委員会に付託され、四月二十五日後藤田自治大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、石川要三君より、施行期日に関する修正案が提出され、その趣旨説明を聴取いたしました。次いで、討論の申し出もなく、採決を行いましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決されました。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(滝尾弘吉君) 両案を一括して採決いたします。

両案中、日程第十八の委員長の報告は可決、他の一案の委員長の報告は修正であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(滝尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

○玉沢徳一郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(滝尾弘吉君) 玉沢徳一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(滝尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(滝尾弘吉君) 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長木村武千代君。

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔木村武千代君登壇〕

○木村武千代君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、民事執行法の制定に伴い、動産に対する滞納処分と競売との手続の調整及び債権等に対する滞納処分と強制執行等との手続の調整を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、滞納処分がされている金銭債権に対する強制執行等については、第三債務者は弁済または金銭債権の全額を供託することができ、徴収職

員は、取り立て等による金銭を租税に充当し、残余を執行裁判所に交付するものとする。

第二に、強制執行等が開始されている金銭債権に対する滞納処分については、第三債務者は金銭債権の全額を供託し、執行裁判所が配当するものとする。

第三に、航空機等に対する滞納処分と強制執行等とは、二重に開始することができ、その手続の調整は政令等で定めるものとする。

第四に、動産に対する滞納処分と競売とは二重に開始することができ、その手続は、動産に対する滞納処分と強制執行との手続に準ずるものとする。

等であります。

本案は、四月二十三日参議院より送付され、本委員会においては、同月二十五日提案理由の説明を聴取し、慎重審査を行い、本日質疑を終了し、直ちに採決を行ったところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(滝尾弘吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(滝尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○玉沢徳一郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、農林規格検査所等の設置に関し承認を求めるの件とともに、農林水産委員長提出、砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しにつ

いての臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略して、兩件を一括議題となし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(瀧尾弘吉君) 玉沢徳一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、農林規格検査所等の設置に關し承認を求めの件

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(瀧尾弘吉君) 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、農林規格検査所等の設置に關し承認を求めの件、砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案、右兩件を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。農林水産委員長内海英男君。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、農林規格検査所等の設置に關し承認を求めの件及び同報告書

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔内海英男君登壇〕

○内海英男君 ただいま議題となりました兩案件

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

について申し上げます。

まず、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、農林規格検査所等の設置に關し承認を求めの件につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、生糸検査所の整理等との関連において、農林物資の検査等を行う機関の配置の適正化等を図るため、東京農林規格検査所横浜支所及び静岡農林規格検査所名古屋支所を本所に、静岡農林規格検査所を支所に変更することについて、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、五月八日政府から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、本日質疑を終局し、直ちに採決いたしましたところ、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

次に、農林水産委員長提出、砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この特例法は、昭和五十二年、内外の砂糖の需給事情等の激変に対処して、砂糖の適正な価格形成を図ること等を目的として制定されたものであります。本年九月末日にその期限が到来することになっております。

特例法の施行後におきましては、国内市場の改善に伴い、市況もおおむね安定的に推移する一方、製糖業界では、構造改善等残された問題はありますが、累積欠損を抱えていた企業の財務体質は徐々に改善され、また、国内産糖の取引の円滑化も図られるなど、一応の成果をおさめてまいったところであります。

しかしながら、最近の国際糖価は、不安定な需給事情等を反映して大きく変動してきており、昨秋以降の乱高下とこれに続く反落が深く懸念されております。

このように大幅に変動する国際糖価の動向のもとで、この需給調整措置を廃止した場合には、国内の砂糖の需給や価格は、再びきわめて不安定な状況に陥ることが予想され、国内産糖企業の経営及び原料生産農家に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

本案は、このような状況にかんがみ、この特例法を昭和五十七年三月三十一日まで存続させ、引き続き同法に基づく需給調整措置を通じ、砂糖の需給の適正化と価格の安定を図り、もって、国民生活上の重要物資である砂糖の長期、安定的な供給に資することとしようとするものであります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) これより採決に入ります。

まず、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、農林規格検査所等の設置に關し承認を求めの件につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(瀧尾弘吉君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○玉沢徳一郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院交付、宅

地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(瀧尾弘吉君) 玉沢徳一郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(瀧尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院交付)

○議長(瀧尾弘吉君) 宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長北側義一君。

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○北側義一君 ただいま議題となりました宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における宅地建物取引の実情にかんがみ、その公正を確保し、購入者等の利益の保護と宅地建物の流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業について免許基準の強化等の措置を講ずるとともに、積立式宅地建物販売業についても、所要の改善措置を講じようとするもので、主な内容は次のとおりであります。

第一に、免許の取り消しを受けた業者の免許の再取得禁止期間を三年から五年に延長する等、免許基準の強化をするものとしております。

第二に、営業保証金の額並びに宅地建物取引業

宅地建物取引 一三九九

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

明詔を省略した議長の報告

保証協会の弁済業務保証金分担金の額は、政令で定めるものとしております。

第三に、業者は、一定の場合を除き、自己の所有に属しない宅地建物について、売買契約を締結してはならないとする等、業務に関する規制を強化するものとしております。

第四に、宅地建物取引業法の改正に関連して、積立式宅地建物販売法について所要の規定の整備をするものとしております。

本案は、三月三十一日参議院から送付され、四月四日提案理由の説明を聴取、五月七日質疑を終了し、本日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(灘尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(灘尾弘吉君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十一分散会

出席閣僚大臣

法務大臣 倉石 忠雄君
外務大臣 大来佐武郎君
大蔵大臣 竹下 登君
文部大臣 谷垣 專一君
農林水産大臣 武藤 嘉文君
通商産業大臣 佐々木義武君

運輸大臣 地崎宇三郎君
労働大臣 藤波 孝生君
建設大臣 渡辺 栄一君
自治大臣 後藤田正晴君

○明詔を省略した議長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る四月二十五日、国会において承認することと議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の締結について承認を求めるの件
千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件

(法律公布案上及び通知)

一、去る四月二十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る四月二十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求める

の件
絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第十一條3(a)の改正の受諾について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
一、去る四月二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律
昭和五十五年年度の公債の発行の特例に関する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

恩給法等の一部を改正する法律
刑事補償法の一部を改正する法律
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律
船舶のトン数の測定に関する法律
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

一、去る四月二十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一、去る四月二十五日、大平内閣総理大臣から灘尾議長あて、次の通知書を受領した。

内閣参総第五三三号
昭和五十五年四月二十五日

内閣総理大臣 大平 正芳
衆議院議長 灘尾 弘吉殿
私は、来る四月三十日(水)午後二時三十分羽田空港出発、五月八日(木)午後五時三十分同空港着帰国の予定でアメリカ合衆国、メキシコ合衆国及びカナダを訪問いたしますので、御通知いたします。

一、去る七日、倉石内閣総理大臣臨時代理から灘尾議長あて、次の通知書を受領した。

内閣参総第五八号
昭和五十五年五月七日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 倉石 忠雄
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

大平正芳内閣総理大臣は、四月二十五日付けで御通知したとおり、五月八日(木)午後五時三十分羽田空港着帰国の予定のところ、更に引き続きユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国及びドイツ連邦共和国を訪問し、五月十一日(日)午前十一時十分同空港着帰国の予定となりましたので御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る四月二十五日、内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく昭和五十三年度において防災に關してとつた措置の概況の報告書

災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく昭和五十五年度において実施すべき防災に關する計画の報告書

首都圏整備法第三十條の二の規定に基づく昭和五十四年度首都圏整備に關する年次報告

(政府委員退任)
一、去る四月二十五日、大平内閣総理大臣から灘尾議長あて、二十五日付をもつて経済企画庁長官官房会計課長吉岡博之は経済企画庁調査局審議官に任命されたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る四月二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員
辞任
小坂善太郎君
中川 一郎君
中山 正暉君
金子 満広君
上草 義輝君
亀井 善之君
工藤 巖君
中路 雅弘君
補欠
工藤 巖君
上草 義輝君
亀井 善之君
中路 雅弘君
中川 一郎君
中山 正暉君
小坂善太郎君
金子 満広君

大蔵委員
辞任
玉置 一弥君
永江 一仁君
永江 一仁君
補欠
永江 一仁君
玉置 一弥君

農林水産委員
辞任
小里 貞利君
田名部匡省君
高橋 辰夫君
玉沢徳一郎君
補欠
宇野 亨君
山村新治郎君
小坂善太郎君
中川 一郎君

保利 耕輔君
宇野 亨君
小坂善太郎君
中川 一郎君
中山 正暉君
山村新治郎君
補欠
宇野 亨君
山村新治郎君
永江 一仁君
瓦 力君
原田昇左右君
玉置 一弥君

運輸委員
辞任
宇野 亨君
山村新治郎君
永江 一仁君
瓦 力君
原田昇左右君
玉置 一弥君
補欠
原田昇左右君
瓦 力君
玉置 一弥君
山村新治郎君
宇野 亨君
永江 一仁君

議院運営委員
辞任
加藤 万吉君
中路 雅弘君
齊藤 正男君
金子 満広君
補欠
齊藤 正男君
金子 満広君
加藤 万吉君
中路 雅弘君

内閣委員
一、去る四月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
辞任
麻生 太郎君
上草 義輝君
三枝 三郎君
住 栄作君
田名部匡省君
森 美秀君
山田 英介君
石原慎太郎君
木村 俊夫君
小坂善太郎君
中川 一郎君
中山 正暉君
宮澤 喜一君
補欠
宮澤 喜一君
石原慎太郎君
中山 正暉君
中川 一郎君
小坂善太郎君
木村 俊夫君
森 美秀君
田名部匡省君
住 栄作君
三枝 三郎君
麻生 太郎君

外務委員
浅井 美幸君
山田 英介君
補欠
龜井 静香君
佐藤 守良君
保利 耕輔君
北口 博君
椎名 素夫君
近藤 元次君
越智 通雄君
山田 英介君
宮澤 喜一君
石原慎太郎君
東家 嘉幸君
中山 正暉君
中川 一郎君
東家 嘉幸君
小坂善太郎君
木村 俊夫君
石原慎太郎君

補欠
龜井 静香君
佐藤 守良君
保利 耕輔君
北口 博君
椎名 素夫君
近藤 元次君
越智 通雄君
山田 英介君
宮澤 喜一君
石原慎太郎君
東家 嘉幸君
中山 正暉君
中川 一郎君
木村 俊夫君
小坂善太郎君
淺井 美幸君
山田 英介君

内閣委員
一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
辞任
麻生 太郎君
上草 義輝君
三枝 三郎君
住 栄作君
田名部匡省君
山田 英介君
天野 光晴君
大村 襄治君
大村 襄治君
渡辺 秀央君
木内 良明君
原 健三郎君
上草 義輝君
麻生 太郎君
住 栄作君
三枝 三郎君
田名部匡省君
山田 英介君
補欠
大村 襄治君
天野 光晴君
原 健三郎君
渡辺 秀央君
木内 良明君
上草 義輝君
麻生 太郎君
住 栄作君
三枝 三郎君
田名部匡省君
山田 英介君

大蔵委員
辞任
大村 襄治君
越智 伊平君
補欠
越智 伊平君

農林水産委員
大村 襄治君
越智 伊平君
補欠
越智 伊平君

熊川 次男君
越智 伊平君
近藤 元次君
熊川 次男君
補欠
岸田 文武君
山崎武三郎君
山田 英介君
田原 隆君
渡辺 秀央君
木内 良明君

補欠
岸田 文武君
山崎武三郎君
山田 英介君
田原 隆君
渡辺 秀央君
木内 良明君

運輸委員
辞任
永江 一仁君
永末 英一君
補欠
永末 英一君
永江 一仁君

決算委員
辞任
天野 光晴君
原 健三郎君
新村 勝雄君
藤田 高敏君
永末 英一君
工藤 巖君
白川 勝彦君
阿部 助哉君
沢田 広君
永江 一仁君
補欠
工藤 巖君
白川 勝彦君
阿部 助哉君
沢田 広君
永江 一仁君
永末 英一君

議院運営委員
辞任
加藤 万吉君
竹内 猛君
新村 勝雄君
藤田 高敏君
補欠
藤田 高敏君
新村 勝雄君
竹内 猛君
加藤 万吉君

地方行政委員
辞任
龜井 善之君
熊川 次男君
補欠
熊川 次男君

昭和五十五年五月九日 衆議院会議録第二十三号 朗読を省略した議長の報告

1401

田島	衛君	山口	敏夫君
熊川	次男君	亀井	善之君
山口	敏夫君	田島	衛君

辭任
補欠

龜井 静香君
粕谷 茂君

熊川 次男君 田原 隆君

田中伊三次君 龜井 善之君

粃谷	茂君	龜井	靜香君
----	----	----	-----

龜井 善之君 田中伊三次君

田原	隨君	煎川	沙男君
----	----	----	-----

補尺

山口 救夫君 田島 衛君

山口 敏夫君	山口 敏夫君
田島 衛君	田島 衛君

職員	職員	職員	職員
----	----	----	----

補欠

浦野 然興君
小里 貞利君

粕谷 茂君
船田 元君

田原 隆君 保利 耕輔君

原田昇左右君
渡辺省一君

森田 景一君
権藤 恒夫君

小里 貞利君
浦野 休興君

船田 元君 粕谷 茂君

保利 耕輔君
田原 隆君

渡辺 省一君
原田昇左右君

権藤 恒夫君
森田 景一君

員

辭任 補欠

春田	重昭君	森田	景一君
----	-----	----	-----

森田 景一君 春田 重昭君

委員辭任及び補欠選任

の辞任を許可すその輔又を指名す。

の甜仁を讀口し、その補欠を指名した。並に二環鏡果を寺川委員

六、錦並乙に環境保全特別委員

辭任 補欠

丹羽 雄哉君
龜井 善之君
野口 幸一君
木原 実君

野口 幸一君 木原 実君

二、去る四月二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障特別委員

辞任	補欠
石原慎太郎君	中村 弘海君
國場 幸昌君	大城 眞順君
藤尾 正行君	船田 元君
堀之内久男君	江藤 隆美君
水乎 豊彦君	浦野 休興君
金子 満広君	東中 光雄君
浦野 休興君	水乎 豊彦君
江藤 隆美君	堀之内久男君
大城 眞順君	國場 幸昌君
中村 弘海君	石原慎太郎君
船田 元君	藤尾 正行君
東中 光雄君	金子 満広君

去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

辞任	補欠
上田 哲君	中村 重光君
田畑政一郎君	村山 喜一君
林 保夫君	小淵 正義君
中村 重光君	上田 哲君
村山 喜一君	田畑政一郎君
小淵 正義君	林 保夫君

(議案提出)

一、去る四月二十五日、議員から提出した議案は、次のとおりである。

北方地域旧漁業権者等に対する特別交付金の支給に関する法律案(岡田利春君外四名提出)

二、去る四月二十六日、内閣から提出した議案は、次のとおりである。

地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

一、去る四月三十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案

一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

労働基準法の一部を改正する法律案（安田修三君外八名提出）

一、昨八日、議員から提出した議案は次のとおりである。

貸金業の規制に関する法律案（山田耻目君外八名提出）

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（山田耻目君外八名提出）

利息制限法の一部を改正する法律案（横山利秋君外五名提出）

貸金業の規制等に関する法律案（坂口力君外四名提出）

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（坂口力君外四名提出）

一、今九日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

砂糖の価格安定等に関する法律第五条第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）

（議案受領）

一、去る四月二十五日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案

一、去る四月二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

学校教育法の一部を改正する法律案

一、去る六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

女子教職員の出席に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案

(議案付託)

一、去る四月二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
労働安全衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)(参議院送付)

社会労働委員会 付託

一、去る四月二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
学校教育法の一部を改正する法律案(安永英雄君外二名提出、参法第一二号)(予)

文教委員会 付託

一、去る四月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
土地増価税法(山田耻目君外八名提出、衆法第四六号)

国税通則法の一部を改正する法律案(山田耻目君外八名提出、衆法第四七号)

以上二件 大蔵委員会 付託

一、去る四月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
北方地域旧漁業権者等に対する特別交付金の支給に関する法律案(岡田利春君外四名提出、衆法第四八号)

冲縄及び北方問題に関する特別委員会 付託

一、去る六日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(粕谷昭男美君外二名提出、参法第一三三号)(予)

文教委員会 付託

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
労働基準法の一部を改正する法律案(安田修三

君外八名提出、衆法第四九号)

社会労働委員会 付託
一、昨八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律案(田中寿美子君外二名提出、参法第一四号)(予託)
社会労働委員会 付託

(議案送付)
一、去る四月二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
行政管理局設置法の一部を改正する法律案
電源開発促進税法の一部を改正する法律案
電源開発促進特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案
農地法の一部を改正する法律案
農業委員会等に関する法律等の一部を改正する法律案
農用地利用増進法
国際捜査共助法

都市再開発法の一部を改正する法律案
一、去る四月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
土地増価税法(山田睦目君外八名提出)
国税通則法の一部を改正する法律案(山田睦目君外八名提出)
一、去る四月三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
北方地域旧漁業権者等に対する特別交付金の支給に関する法律案(岡田利春君外四名提出)
一、去る七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
労働基準法の一部を改正する法律案(安田修三君外八名提出)

(議案通知)
一、去る四月二十五日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院議員提出)

昭和五十五年五月九日 衆議院会議録第二十三号

一、去る四月二十五日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の締結について承認を求めるの件
千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締結について承認を求めるの件
(回付議案受領)

一、今九日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。
電源開発促進税法の一部を改正する法律案
電源開発促進特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案
(議案通知書受領)

一、去る四月二十五日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件
日本国政府とアルゼンチン共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約の締結について承認を求めるの件

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件
絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避のため

朗読を省略した議長長の報告

め、日本国とイタリア共和国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とギリシャ共和国及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィリピン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
一、去る四月二十五日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等に関する放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
放射性同位元素等に関する放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
昭和五十五年度の公債の発行の特例に関する法律案
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律案
刑事補償法の一部を改正する法律案
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
船舶のトン数の測定に関する法律案
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
(質問書提出)
一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

酒類小売販売免許申請に対する秋田南税務署の取扱に関する質問主意書(川口大助君提出)
労働基準改正等に関する質問主意書(草川昭三君提出)
(答弁書受領)
一、去る四月二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松浦利尚君提出金の先物取引に関する質問に対する答弁書
衆議院議員斎藤実君提出北海道における国鉄地方交通線対策に関する質問に対する答弁書

金の先物取引に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十五年二月一日
提出者 松浦 利尚
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

近年、詐欺まがいの金の先物取引が横行し、中小企業経営者や退職公務員、さらには主婦の間にまで被害が及んでおり、社会問題化しているが、これらの被害は何としても未然に防止することが重要であり、政府としても既に啓発活動を行っていることは承知しているが、金の先物取引の問題は実は商品取引所法の解釈及び運用と深くかかわる問題であると考えるので、以下これについて質問する。
商品取引所法は、「商品取引所の組織、商品市場における売買取引の管理等について定め、その健全な運営を確保することにより、商品の価格の形成及び売買その他の取引を公正にするとともに、商品の生産及び流通を円滑にし、もって国民経済の適切な運営に資することを目的とする。」(第一条)のものであり、このことは、商品取引所を単なる流通機構としてとらえるだけではなく、広く国民経済という公益的役割の面からとらえてい

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

朗読を省略した議長長の報告

さて、自由経済市場においては、将来の需給が予測され、これによって大量の売買が行われ、公正な価格が形成されることが期待されているが、こうした中で、商品取引所の機能が期待どおり十分に発揮できるよう、商品取引所には先物取引をする商品市場を開設することができるとなっている(第七条第一項)。これと同時に、委託者保護のための措置も講じられており、例えば会員資格を厳格にし、商品取引員の受託業務の許可も四年ごとに更新し、その適否を再審査することとしているほか、商品取引員が倒産したときなどには、これにかわってその受託債務を弁済する指定弁済機関を設ける等の措置がとられており、また、過当な投機によつて不当な価格が形成されることのないよう売買取引上の禁止行為等も厳格に定め、主務大臣には、商品取引所の開設認可権をはじめとして、取引の公正を図るため異常の場合の取引や受託の制限等の権限が大幅に付与されているのである。

このように、唯一の先物取引市場である商品市場が国民経済的な立場から十分その期待に添つて発展し、機能するよう各種のルールが設けられ、これに違反した場合の罰則も設け、同時に先物取引市場の類似施設の開設を一般的に禁止して「何人も、先物取引をする商品市場に類似する施設(証券取引法昭和二十三年法律第二十五号)第二條第十二項に規定する有価証券市場を除く」を開設してはならない(第八條第一項)としているのである。

一とここで、この「先物取引をする商品市場に類似する施設」とは、商品取引所法第二條第二項にいう「商品(以下「指定商品」という。)を取扱うものに限るとする説がある。仮にそのように解するとしたら一体どうなるであろうか。指定商品以外の商品については、誰でも自由に施設を開設して、法的規制のない中で先物取引が行われるであろうから、投機やなれ合い売買等が行われ、公正な価格形成はおろか、物によつ

ては需給のバランスを失い、国民経済は混乱に陥るかも知れない。先に述べたように、商品取引所法が国民経済の適切な運用に資するという公益の保護を目的とする以上、同法の解釈はこの指導理念に添つて解釈するべきであり、従つて第八條第一項の「先物取引をする商品市場に類似する施設」とは、第二條第二項にいう「商品」以外の商品を取扱うものも含まれると解するべきであると思うがどうか。

二 第八條第一項は、そのカッコ書で「類似する施設」の中から有価証券市場を除いているが、これは第二條第二項にいう「商品」とは無関係の有価証券市場であつても、その経済的機能が先物取引市場と類似していることに着目して「類似する施設」から除外したものと思われ、これをもつてしても、第八條第一項の「先物取引をする商品市場に類似する施設」は、第二條第二項にいう「商品」以外の商品を取扱うものも含まれると解するべきもう一つの理由になると思うがどうか。

三 「先物取引をする商品市場に類似する施設」は必ずしも建物等の有形の施設を必要とせず、また、人の集合も必ずしも必要ではなく、集合したのと同一の効果があればよいと解するべきだと思ふがどうか。

四 昨今の報道によれば、金の先物取引業界では「先物取引」とはいわず、「延べ取引」とか「現物条件つき予約取引」などと称しているそうであるが、このような場合でも、先物取引の実質的要件である(イ)決済を将来において行うこと(ロ)履行期日に現に受渡しを行うこと(ハ)差金の授受によつて決済をなし得ることに該当する場合には、「先物取引」と解するのが妥当と思うがどうか。

五 なお、昭和二十五年九月二十日、通商産業省通商企業局長から法務府法制意見第一局長宛「商品取引所法第八條の解釈に関する件」の照会に対する同法制意見第一局長の、昭和二十六年

二月七日付回答について政府の見解を併せ求める。右質問する。

内閣衆議九一第三号

昭和五十五年四月二十五日

内閣総理大臣 大平 正芳

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

衆議院議員松浦利尚君提出金の先物取引に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松浦利尚君提出金の先物取引に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

金のいわゆるブラックマーケットに対する商品取引所法第八條第一項の規定の適用については、実態面及び解釈面の双方から検討を続けてきたところであるが、金のいわゆるブラックマーケットに参加している多くの業者の契約約款等には、転売及び買戻しによる差金決済を行わない旨の条項が設けられており、これらの業者が金のいわゆるブラックマーケットにおいて行う取引は、いわゆる先物取引に該当すると判断するには困難があり、また、同法が、同法第二條第二項において定義されている「商品」について価格の形成の公正等を図ることを目的としているところからみて、同法第八條第一項の規定によつて禁止される施設に「商品」以外の物品に係る施設が含まれると解することは困難である。なお、同項の規定中に証券取引法第二條第十二項に規定する有価証券市場を除く旨の規定があるが、これは念のために設けられたものと考え、この指摘の回答については、右に述べたところにより承知されたい。

なお、金の取引については、これまで、被害を未然に防止することを目的とする啓蒙普及活動の実施、金の現物を容易かつ安全に売買することが可能な金地金の流通機構の整備などの対策を講ずるとともに、金の取引を仮装した悪質な業者を詐欺罪で検挙してきたところであるが、今後とも、金の悪質な取引による被害の防止、金地金の流通機構の整備などに努める所存である。

右答弁する。

北海道における国鉄地方交通線対策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十五年四月三日

提出者 斎藤 実

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

北海道における国鉄地方交通線対策に関する質問主意書

北海道は、土地、水源地に恵まれているなど、我が国において最も発展の可能性に富んだ地域であり、今後、開発の進展に伴つて輸送需要の増加が見込まれ、広大な面積をもつ積雪寒冷地帯やオホック沿岸の結氷など他府県と異なる北海道の厳しい自然条件からも、公共輸送の基幹をなす国鉄の果たす役割は、将来とも大きくその整備強化が必要である。

しかし、政府は「日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案」を今国会に提出し、このなかで輸送需要の少ない地方交通線をバス輸送等へ転換することとしているが、鉄道網の過半を地方交通線が占めている北海道の実態から、北海道諸地域の住民生活や産業経済活動に甚大な影響を与え、ともに、地方に過大な負担となることが憂慮される。

こうした観点から、北海道における国鉄地方交通線に關連して、次の事項について質問する。

一 今回の国鉄地方交通線対策については、あらかじめ地方自治体に何らの相談もなく、一方的に強行しようとしているため地元は混乱し、政府に対する不信感根強いが、政府はこれをどのように收拾する考えか。

二 国鉄経営の健全化は、国鉄自身による経営改善努力が基本であり、経営改善の実績をあげたうえで地方交通線対策を考えるべきであるが、これについてどう考えるか。

また、これまでの国鉄経営努力の実績と、民間鉄道事業者並みのサービスと経営がでない理由を明らかにされたい。

三 国鉄経営の悪化は、モータリゼーションの伸展や航空機の出現による独占的地位の低下などの外的要因もあるが、労使紛争による利用者の国鉄離れ等内部要因に負うところも大きい。

今回の地方交通線対策や職員三十五万人体制について、国鉄労使相互の十分な理解が得られているのか。

四 北海道においては石炭、木材、農水産物などの生産量が增大し、また、定住人口、観光客入込みの増加等による旅客需要が大きく見込まれるので、国鉄輸送力を増強する必要がある。

しかし、今回の地方交通線対策は、これらの地方定住構想など地域開発計画との整合性がとれていないと思うがどうか。

五 輸送需要の少ない線区のパス輸送転換により、鉄道のネットワークが分断されるが、それでも地域の効率的な輸送の確保はできるのか。

六 今回の再建法案には、諸々の問題がある。その一つは、全国一律の基準で地方交通線を廃止することである。

地方交通線の基準を定める政令には、北海道の自然的・社会的条件を考慮した特例を盛り込むべきであるが、これについての見解を示されたい。

七 パス輸送転換を決定後、特定地方交通線対策協議会で、転換後の代替交通機関を協議し、二年間で結論がでないときは、国鉄バスに転換するという手続は、一方的強制的であり、地方の反対も特にこの点が強く、地方軽視のあらわれと言わざるを得ない。

この見切り発車の行為をやめる考えはないのか。

か。

八 地方交通線に高い特別運賃を課し、地域に差別をつけようとするが、地方交通線は、一般に大量交通機関として独占的な地位をもっており、特別運賃の導入により独占価格を形成することとなり、再建法案の主旨に反することになる。

また、低賃の輸送サービスに割高な運賃という結果になり、経済原則に反すると思うがどうか。

九 今回の地方交通線対策の対象となる線区は、本来公共的助成が必要な線区であり、何らかの措置なしには転換の引受け手はないと思われる。

助成期間を五年としている理由は何か。

また、五年後の赤字についてどのような措置を考えているのか。

十 国鉄は市町村長に対し、貨物駅の集約化や営業近代化の計画実行の際、駅舎の整備等多くを約束しているが、地方交通線対策が実施されるとその約束は履行できなくなるが、これらの点について市町村の不満不信は高まっている実状である。

地元の理解と協力なしに、強制的な地方交通線の廃止は不可能と考えるが、これらの点についてどのように考えているか。

十一 幹線・地方交通線の区分を輸送密度八千人で区分しているが、八千人未満の地方鉄道でも黒字を出している経営体も多い。

なぜ八千人で区切るのか、その根拠を示していただきたい。

また、同様に四千人、二千人についてもその根拠を明らかにされたい。

十二 今後、石油事情が一層厳しくなることが予想される。従って、エネルギー効率が高く、環境保全、交通安全などの面からも、他の輸送機関より優れている鉄道を見直すべきではないかと思うがどうか。

また、最近、鉄道の貨物輸送が増加してきている理由と今後の見通しをどう予想しているのか。更に、地方交通線の多くを道路交通に転換した場合、燃料の確保、道路管理、交通事故等関連する問題を関係省庁間においてどのように整理するのか。

十三 我が国の総合交通体系と、これを実現するための総合的交通政策を早急に明らかにするとともに、このなかで鉄道の位置づけを総合交通政策との関連で具体的に示すべきであると考えらるがどうか。

右質問する。

内閣衆議院第一号
昭和五十五年四月二十五日
内閣総理大臣 大平 正芳
衆議院議長 灘尾 弘吉殿
衆議院議員斎藤実君提出北海道における国鉄地方交通線対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】
衆議院議員斎藤実君提出北海道における国鉄地方交通線対策に関する質問に対する答弁書

一及び十について
日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）の地方交通線対策の推進に当たっては、今後とも、利用者、関係地方公共団体等の理解と協力が得られるよう努めてまいりたい。

二について
国鉄の経営の再建を促進するためには、国鉄自らその経営の改善に努力すべきことは当然であるが、地方交通線対策も積極的に推進していく必要があると考えている。

なお、国鉄は、これまでも、貨物駅の集約化等による経営の合理化、車両の性能の向上等による輸送サービスの改善等を行ってきたところであるが、今後とも、民間事業者の輸送サービス等を参考にしつつ、なお一層の経営の改善が図られるよう指導してまいりたい。

三について
国鉄の経営の再建は、国鉄の労使が相互の十分な理解の下に相協力し全力を挙げてこれに取り組む必要があるが、国鉄は、その経営の再建のための対策の実施に当たっては、関係労働組合の理解と協力が得られるよう努めていく所存であると聞いている。

四及び五について
国鉄の地方交通線対策は、北海道総合開発計画等とそごをきたさないよう地域における効率的な輸送の確保に配慮しつつ進めることとしている。

六、九及び十一について
第九十一回国会に提出している日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案においては、地方交通線及び特定地方交通線を選定する基準並びに特定地方交通線を廃止する場合に必要となる一般乗合旅客自動車運送事業又は地方鉄道業を経営する者に対する補助については、政令で定めることとしているが、この政令については、十分に検討した上で定めることとしたい。

七について
特定地方交通線を廃止する場合に必要となる輸送の確保に関しては、特定地方交通線対策協議会において十分協議することが可能であると考えている。

八について
国鉄の地方交通線に係る収支状況は、地方交通線以外の営業線に係るそれに比べて著しく悪い状況にあり、地方交通線の収支の改善を図るためには、地方交通線について特別運賃を設定することが必要である。

十二について
鉄道による輸送は、エネルギー効率、環境保全、交通安全等の面において他の輸送機関による輸送より優れている点が多く、鉄道特性が発

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

揮し得る輸送分野においては、今後とも、鉄道による輸送を積極的に推進していく所存である。

また、国鉄の貨物輸送の輸送量は、昭和五十三年度においてわずかながらも増加したが、これは、積極的な販売活動の展開、景気の上昇による輸送需要の拡大等によるものであり、今後においても、ほぼ現状又は微増の形で推移するものと考えている。

なお、特定地方交通線を乗合バスに転換した場合における燃料の確保等については、必要があれば関係省庁間で十分な調整を図つた上で、所要の措置を講じるよう努めてまいりたい。

十三について

総合交通体系については、昭和四十六年十二月臨時総合交通問題協議会において、政府の基本的な方針を取りまとめ、この方針に従つて各般の交通政策を進めてきたところである。

この方針は、現時点においても基本的に妥当なものと考えているが、策定後、資源、エネルギー情勢等経済社会情勢にかなりの変化がみられるため、この方針に関し修正を要する点があるか否か等について、現在検討を進めているところである。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る二日、内閣から、衆議院議員松浦利尚君提出原子力平和三原則中「公開の原則」に関する質問に対して、原子力施設的安全審査資料等について調査をする必要があり、これに日時を必要とするため、昭和五十五年六月十八日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

電源開発促進税法の一部を改正する法律案右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

明院を省略した議案の報告(電源開発促進税法の一部を改正する法律案(衆議院附則) 電源開発促進対策特別会計法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律案(衆議院附則) 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和五十五年五月九日

衆議院議長 安井 謙

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

附則

(修正に係る条文を掲ぐ。)
(小字及び一は修正)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えた日から起算して二月を超えた日以後に料金の支払を受ける権利が確定される電源開発促進税法第七條第一項第一号に規定する販売電気及び同日以後に同条第二項の計量される販売電気と同一日に規定する電氣に對する電源開発促進税について適用し、同日前に料金の支払を受ける権利が確定される同項第一号に規定する販売電気及び同日以前に同条第二項の計量がされる同条第一項第二号に規定する電氣に對する電源開発促進税については、なお従前の例による。

2 改正後の第六條の規定は、昭和五十五年六月一日以後に料金の支払を受ける権利が確定される電源開発促進税法第七條第一項第一号に規定する販売電気及び同日以後に同条第二項の計量される販売電気と同一日に規定する電氣に對する電源開発促進税について適用し、同日前に料金の支払を受ける権利が確定される同項第一号に規定する販売電気及び同日以前に同条第二項の計量がされる同条第一項第二号に規定する電氣に對する電源開発促進税については、なお従前の例による。

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行前に収納した旧電源特別会計の昭和五十四年度の歳入に属する収入は、新電源特別会計の電源立地勘定の歳入とみなす。

4 旧電源特別会計の昭和五十四年度の歳出予算の経費の金額のうち、旧電源特別会計法第十四條第一項の規定により繰り越されたもの及び当該繰り越された経費に係る予算に基づいてこの法律の施行前に旧電源特別会計においてした債務の負担又は支出は、新電源特別会計の電源立地勘定に繰り越されたもの及び同勘定においてした債務の負担又は支出とみなす。

5 昭和五十五年六月三十日までに収納した旧電源開発促進税の収入のうち、電源開発促進税法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第...号)附則第二項の規定正す法律(昭和五十五年法律第...号)附則第三條の三の規定にかかわらず、新電源特別会計の電源立地勘定の歳入に組み入れるものとす

6 この法律の施行の際旧電源特別会計に所属する権利義務は新電源特別会計の電源立地勘定に、前条第一号に掲げる改正規定の施行の際一般会計に所属する権利義務で新電源特別会計法第一條第三項に規定する電源の多様化の促進のための措置に係るものは新電源特別会計の電源多様化勘定に、政令で定めるところにより、それぞれ帰属するものとする。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十五年三月十七日 内閣総理大臣 大平 正芳

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の十一の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十二 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に一・〇三四を乗じて得た金額に三千二百円を十二で除して得た金額を加えた金額(当該平均標準

進対策特別会計法(以下この条において「新電源特別会計法」という。)の規定は、昭和五十五年度の予算から適用し、昭和五十四年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、第一條の規定による改正前の電源開発促進対策特別会計法(以下この条において「旧電源特別会計法」という。)に基づく電源開発促進対策特別会計(以下この条において「旧電源特別会計」という。)の昭和五十五年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新電源特別会計法に基づく電源開発促進対策特別会計(以下この条において「新電源特別会計」という。)の電源立地勘定の歳入に繰り入れるものとする。

この法律の施行前に収納した電源開発促進税の収入で旧電源特別会計の昭和五十五年度の歳入に組み入れられたものは、新電源特別会計の電源立地勘定の歳入に組み入れられたものとみなす。

前項に定めるもののほか、この法律の施行前に収納した旧電源特別会計の昭和五十四年度の歳出予算の経費の金額のうち、旧電源特別会計法第十四條第一項の規定により繰り越されたもの及び当該繰り越された経費に係る予算に基づいてこの法律の施行前に旧電源特別会計においてした債務の負担又は支出は、新電源特別会計の電源立地勘定に繰り越されたもの及び同勘定においてした債務の負担又は支出とみなす。

この法律の施行の日から

昭和五十五年六月三十日までに収納した旧電源開発促進税の収入のうち、電源開発促進税法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第...号)附則第二項の規定正す法律(昭和五十五年法律第...号)附則第三條の三の規定にかかわらず、新電源特別会計の電源立地勘定の歳入に組み入れるものとす

附則

(修正に係る条文を掲ぐ。)
(小字及び一は修正)

(電源開発促進対策特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の電源開発促進

準給与の月額が三十三万六千二百七十五円以上であるときは、当該平均標準給与の月額に一万七千七百円を加えた金額とし、三十九万円を限度とする。を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は廃疾年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の一)に相当する金額

二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六十分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六十分の一)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三分の一)」とあるのは「三分の一」と、同項第二号中「六十分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六十分の一)」とあるのは「六十分の一」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の十二第二項又は第三項」と読み替えるものと

する。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは「七十歳又は八十歳」と読み替えるものとする。

6 第一条の九第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十一の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十二 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に一・〇三四を乗じて得た金額に三千二百円(退職をした日における当該年金の額の算定の基礎となつた法律第二十二条に規定する標準給与の月額が同条第一項に定める標準給与の等級の最高の等級につき定められたものであつた者で政令で定めるものに係る年金にあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額)を加えた金額(当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額が四百三万五千二百九十四円以上であるときは、当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に十四万四千四百円(退職をした日における当該年金の額の算定の基礎となつた法律第二十二条に規定する標準給与の月額が同条第一項に定める標準給与の等級の最高の等級につき定められたものであつた者で政令で定めるものに係る年金にあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額)を加えた金額とし、四

百六十八万円を限度とする。)を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百十号又は法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十五年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に一・〇三四を乗じて得た金額に三千二百円を加えた金額(当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額が四百三万五千二百九十四円以上であるときは、当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に十四万四千四百円を加えた金額とし、四百六十八万円を限度とする。)を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百十号又は法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の十一の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の十二 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十四の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額

が六十七万六千六百円に満たないものについては、その改定額を六十七万六千六百円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が六十七万六千六百円に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金額を六十七万六千六百円に改定する。

4 第一項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳未満の者に支給する年金でその改定額が五十二万五千円に満たないものについては、昭和五十五年六月分以後、その年金額を五十二万五千円に改定する。

5 第一項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が七十万円に満たないものについては、昭和五十五年六月分以後、その年金額を七十万円に改定する。

6 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が七十万円に満たないものを受ける者が、昭和五十五年六月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金額を七十万円に改定する。

第四条の六第一項中「につき新法第二十五条」を「につき昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十四号)第二条の規定による改正前の新法第二十五条(以下「昭和五十四年改正前の新法第二十五条」という。))に、「するならば新法第二十五条」をするならば昭和五十四年改正前の新法第二十五条に、「から新法第二十五条」を「から昭和五十四年改正前の新法第二十五条」に改める。

第四条の七第一項及び第三項並びに第四条の八第一項及び第三項中「新法第二十五条」を「昭和五十四年改正前の新法第二十五条」に改める。

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 一四〇八

一四〇八

第四条の九第一項中「新法第二十五条」を「昭和五十四年改正前の新法第二十五条」に、「次条を「第五条」に改め、同条第三項及び第五項中「新法第二十五条」を「昭和五十四年改正前の新法第二十五条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における旧法の規定による退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の十 第一条の十二の規定の適用を受ける年金については、同条の規定による改定後の年金額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十五年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十七万六千六百円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十万三千七百円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間(以下「廃疾年金基礎期間」という。)が二十年に達しているものに係る年金 六十万七千六百円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十三万五千八百円

三 遺族年金 四十三万六千円

2 第一条の十二の規定の適用を受ける退職年金又は廃疾年金でその額が前項第一号又は第二号に掲げる額に満たないものは、昭和五十五年六月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

二 号に掲げる額に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

3 第一条の十二の規定の適用を受ける年金については、同条の規定による改定後の年金額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十五年六月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十万円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十二万五千円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 七十万円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十二万五千円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十五万円

三 遺族年金 四十五万五千円

4 第一条の十二の規定の適用を受ける退職年金又は廃疾年金でその額が前項第一号又は第二号に掲げる額に満たないものを受ける者が昭和五十五年六月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

5 第一条の十二の規定の適用を受ける廃疾年金のうち六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が六年以上九年未満のものに係る年金については、同条の規定による改定後の年金額が四十二万円に満たないときは、昭和五十五年十二月分以後、その額を四十二万円に改定する。

間が六年以上九年未満のものに係る年金については、同条の規定による改定後の年金額が四十二万円に満たないときは、昭和五十五年十二月分以後、その額を四十二万円に改定する。

6 第一条の十二の規定の適用を受ける廃疾年金(廃疾年金基礎期間が六年以上九年未満の者に係るものに限る。)でその額が四十二万円に満たないものを受ける者が昭和五十五年十二月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を四十二万円に改定する。

第五条の見出し中「遺族年金等」を「遺族年金」に改め、同条第一項中「又は遺族年金の額の最低保障を削り、「受ける者」の下に「(以下この条において「旧法遺族年金の受給者」という。))」を加え、「次の各号」を「次の各号の一」に改め、「算定した額」の下に「(以下この条において「改定後の年金額」という。))」を加え、同項第一号中「六万円」を「十二万円」に改め、同項第二号中「八万四千円」を「二十二万円」に改め、同項第三号中「四万八千円」を「十二万円」に改め、同条第二項中「昭和五十一年度以後における旧法の規定による遺族年金の額の改定又は遺族年金の額の最低保障に関するこの法律の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者」を「旧法遺族年金の受給者」に、「前項の規定を適用して」を「前三項の規定に準じて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 旧法遺族年金の受給者が妻で、かつ、前項各号の一に該当するもの(政令で定める者を除く。)である場合において、その妻が、通算年金通則法(昭和三十三年法律第八十一号)第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの(その全額の支給を停止されている給付を除く。)の支給を受けること

とができるときは、その受けることができる間は、同項の規定による加算は行わない。ただし、改定後の年金額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における第一項の規定の適用については、同項の規定により改定後の年金額に加算されるべき額は、改定後の年金額に同項の規定により加算されるべき額を加えた額が前項の政令で定める額を超えるときにおいては、第一項の規定にかかわらず、当該政令で定める額から改定後の年金額を控除した額とする。

第六条第二項第一号及び第二号中「新法第二十五条」を「昭和五十四年改正前の新法第二十五条」に改め、同条第三項中「新法第二十五条」を「新法第二十五条第一項」に改める。

第六条の二第二項、第六条の三第二項、第六条の六第四項及び第六条の七第二項中「新法第二十五条」を「昭和五十四年改正前の新法第二十五条」に改める。

第六条の七の次に次の一条を加える。
(昭和五十五年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第六条の八 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 四十七万七千九百七十二円
二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(前条第一項第二号又は第三項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に一・〇三四を乗じて得た金額に三千二百円(退職をした日における当該年金の額の算定の基礎となつた法第二十二條に規定する標準給与の月額が同条第一項に定める標準給与の等級の最高の等級につき定め

られたものであつた者で政令で定めるものに係る年金にあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額を十二で除して得た金額を加えた金額(当該仮定平均標準給与の月額が三十三万六千二百七十五円以上であるときは、当該仮定平均標準給与の月額に十四万四千百円(退職をした日における当該年金の額の算定の基礎となつた法第二十二条に規定する標準給与の月額が同条第一項に定める標準給与の等級の最高の等級につき定められたものであつた者で政令で定めるものに係る年金にあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額)を十二で除して得た金額を加えた金額とし、三十九万円を限度とする。)をいう。の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 第六条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十五年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第六条の八第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第六条の八第一項」と、「昭和五十五年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二」とあるのは「昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二(昭和五十四年九月三十日以前に新法の退職をした者については、昭和五十四年改正前の新法第二十五条において準用する昭和五十四年改正前の国家公務員共済組合法別表第二の二)」と読み替へるものとする。

3 昭和五十五年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に

改定する。

一 四十七万七千九百七十二円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額(当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に一・〇三四を乗じて得た金額に三千二百円を十二で除して得た金額を加えた金額(当該平均標準給与の月額が三十三万六千二百七十五円以上であるときは、当該平均標準給与の月額に十四万四千百円を十二で除して得た金額を加えた金額とし、三十九万円を限度とする。))をいう。の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、第二項中「第六条の八第一項第二号」とあるのは「第六条の八第三項第二号」と、「第六条の八第一項」とあるのは「第六条の八第三項」と読み替へるものとする。

5 第六条第三項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第六条の八第一項から第四項まで」と読み替へるものとする。

6 昭和五十四年三月三十一日以前に旧法又は新法の退職をした組合員に係る通算遺族年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、その年金に係る通算退職年金の額を前各項の規定により改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第八条中「第三条の十一」を「第三条の十二」に改める。

別表第二の十三の次に次の一表を加える。

別表第二の十四(第三条の十二関係)

改定前の年金額	改定年金額
六〇、〇〇〇円から八八、二〇〇円まで	五〇三、七〇〇円
一〇一、二〇〇円	五二一、五〇〇円
一一五、〇〇〇円	五九二、六〇〇円
一二九、六〇〇円	六六七、八〇〇円
一五〇、〇〇〇円	七七三、〇〇〇円

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

第一級	六七、〇〇〇円	六七、五〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六七、五〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満
第三級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満

を

第一級	六九、〇〇〇円	七〇、五〇〇円未満
第二級	七二、〇〇〇円	七〇、五〇〇円以上 七四、〇〇〇円未満

に、「第四級」を「第三級」に、「第五級」を「第四級」に、「第六級」を「第五級」に、「第七級」を「第六級」に、「第八級」を「第七級」に、「第九級」を「第八級」に、「第十級」を「第九級」に、「第十一級」を「第十級」に、「第十二級」を「第十一級」に、「第十三級」を「第十二級」に、「第十四級」を「第十三級」に、「第十五級」を「第十四級」に、「第十六級」を「第十五級」に、「第十七級」を「第十六級」に、「第十八級」を「第十七級」に、「第十九級」を「第十八級」に、「第二十級」を「第十九級」に、「第二十一級」を「第二十級」に、「第二十二級」を「第二十一級」に、「第二十三級」を「第二十二級」に、「第二十四級」を「第二十三級」に、「第二十五級」を「第二十四級」に、「第二十六級」を「第二十五級」に、「第二十七級」を「第二十六級」に、「第二十八級」を「第二十七級」に、「第二十九級」を「第二十八級」に、「第三十級」を「第二十九級」に、「第三十一級」を「第三十級」に、「第三十二級」を「第三十一級」に、「第三十三級」を「第三十二級」に、「第三十四級」を「第三十三級」に、「第三十五級」を「第三十四級」に、「第三十六級」を「第三十五級」に、「第三十七級」を「第三十六級」に、「第三十八級」を「第三十七級」に、「第三十九級」を「第三十八級」に、

第四十級	三九〇、〇〇〇円	三八五、〇〇〇円以上
------	----------	------------

を

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 及び同報告書

一四一〇

第三十九級	三九〇、〇〇〇円	三八五、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第四十級	四〇〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四〇五、〇〇〇円未満
第四十一級	四一〇、〇〇〇円	四〇五、〇〇〇円以上

第二十五條の二第一項中「前条」を「前条第一項」に、「行なわれる」を「行われる」に、「行なわない」を「行われない」に改め、同条第二項及び第三項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第四十六條第一項中「第二十五條」を「第二十五條第一項」に改め、同条第二項中「求」を「求め」に改める。

附則第二十一項中「第二十五條」を「第二十五條第一項」に改める。

第三條 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「四百六十八万円」を「四百九十二万円」に改め、同項第二号中「四・九七四」を「五・一五三」に、「一万九千九百円」を「二万六千円」に改める。

附則第九項、第十三項及び第十六項中「第二十五條」を「第二十五條第一項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第五條第一項第一号から第三号までの改正規定は同年八月一日から、同条第一項の次に二項を加える改正規定は厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十一條中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六十五條の次に一條を加える改正規定の施行の日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十五年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が七万二千円以下である者(給与月額が七万五千円以上である者を除く。)又は三十九万円である者(給与月額が三十九万五千円未満である者を除く。)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二條の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

3 第三條の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)以下この項において「法律第四百十号」という。附則第八項の規定(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百四号)附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和五十四年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十五年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四百十号附則第八項第一号中「四百九十二万円」とあるのは、「四百六十八万円」と読み替へるものとする。

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

理由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国公立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて改定するとともに、私立学校の教職員の共済給付に係る標準給与の月額の下限及び上限を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、国・公立学校の教職員の年金額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行うこととするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 私立学校教職員共済組合が支給する年金について、次のような改善を行うこと。
 - (一) 既裁定の退職年金等の額を、国・公立学校の教職員の年金の改定に準じ、昭和五十五年四月分から引き上げること。
 - (二) 旧私学恩給財団の年金について、前記(一)に準じてその年金額を引き上げること。
 - (三) 既裁定の退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を、国・公立学校の教職員の年金の最低保障額の引上げに準じ、昭和五十五年四月分から引き上げるほか、同年六月分から更にその額を引き上げること。
- 2 国・公立学校の教職員の給付の改善に準じ、遺族年金に加算される寡婦加算の額を引き上げるとともに、寡婦加算の受給者が、同時に退職年金等を受けることとなる場合には、その加算につき必要な調整を行うこと。
- 3 掛金等の算定基礎となる標準給与の最低額及び最高額を引き上げること。

3 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

私立学校教職員共済組合が支給する既裁定年金の額を国・公立学校の教職員の年金額の引上げに準じて改定する等の措置は、時宜に適するものと認めらるが、施行期日等について修正を行う必要があるため、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和五十五年一般会計予算に、私立学校教職員共済組合補助に必要な経費として、六千七百七十四千円が計上されている。

昭和五十五年四月二十五日

衆議院議長 灘尾 弘吉殿
文教委員長 谷川 和穂

(別紙)

(小字及び一は修正)

附則

1 (施行期日)等

1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第五條第一項第一号から第三号までの改正規定は同年八月一日から、同条第一項の次に二項を加える改正規定は厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十一條中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六十五條の次に一條を加える改正規定の施行の日から施行する。

2 第二條の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法以下(改正後の法)という。第二十二條第一項の規定及び第三條の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)以下改正後の法律第

百四十号」といふ。附則第八項の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

12³ この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員の資格を有する者(昭和五十五年四月から施行日の前月(施行日がその属する月の初日である場合には、その月の前月)の次項において同じ。)までの標準給与から標準給与が改定されるべき者を除く。のう

ち、同月の標準給与の月額が七万二千元以下である者(〇給与月額が七万五千元以上である者を除く。)(又は三十九万円である者(〇給与月額が三十九万五千円未満である者を除く。))の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額を基礎となつた給与月額を第二條の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

標準給与

4 前項の規定により改定された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十五年九月までの各月の標準給与とする。

5 附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

6 (退職年金等の額に関する経過措置)
第三條の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十

六年法律第四十号)以下この項において「法律第四十号」といふ。附則第八項の規定(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等)の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四十号)附則第十項において準用する場合を含む。は、昭和五十四年四月一日から施行日の前日までの間に給

付事由が生じた長期給付についても、昭和五十五年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第四十号附則第八項第一号中「四百九十二万円」とあるのは、「四百六十八万円」と読み替えるものとする。

(政令への委任)
附則第二項から前項まで
前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

14⁷ 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について検討し、速やかにその実現を図るべきである。

一 長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げるよう努めること。

二 長期給付に対する日本私学振興財団の助成金について、必要な強化措置を講ずるよう努めること。

三 地方財政の実情にかんがみ、長期給付掛金に対する都道府県の補助を充実するため、必要な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十五年三月五日

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

参議院議長 安井 謙

日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件

認を求めるの件

日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約

日本国政府

認を求めるの件

日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約

日本国政府及びポーランド人民共和国政府は、両国間の友好及び相互協力の関係を強化することを希望し、

貿易、経済及び航海の分野における両国間の関係の継続的な発展を促進しかつ円滑にすること及びその継続的な発展のため一層良好な環境を作り出すことに両国が関心を有することを確認し、

平等及び相互の利益の原則を基礎とする通商及び航海に関する条約を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

日本国政府

日本国外務大臣 園田 直

ポーランド人民共和国政府

ポーランド人民共和国閣僚会議副議長 タ

デウシエ・ヴジャシエツク

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

而締約国は、両国間の貿易を発展させ及び経済関係を強化することを目的として相互の利益のため協力するよう並びに、この目的の達成のための発意及び措置を奨励するよう、それぞれの国の法令に従い、努力するものとする。

第二条

1 すべての種類の関税及び課徴金であつて輸入若しくは輸出に対し若しくはこれらに関連して課され又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転に対して課されるものに関し、

これらの関税及び課徴金の徴収の方法に関し、輸入及び輸出に関連するすべての規則及び手続に関し、並びに第五條に規定するすべての事項に関し、いづれか一方の締約国が第三国を原産地とする産品又は第三国に仕向けられる産品に對して与えており又は将来与えることがあるすべての利益、特典、特權又は免除は、他方の締約国の領域を原産地とする同様の産品又は他方の締約国の領域に仕向けられる同様の産品に對し、即時に、かつ、無条件に与えられる。

2 1の規定は、いづれか一方の締約国が与える次の特別の利益には、適用しない。

(a) 当該一方の締約国の船舶によつて採捕された天然の海産物に与える特別の利益

(b) 海上において当該一方の締約国の船舶内で天然の海産物に加工し又は天然の海産物から製造して得た産品に与える特別の利益

(c) 国境貿易を容易にするため隣接国に与える特別の利益

第三条

1 いづれか一方の締約国も、いづれかの産品の他方の締約国の領域からの輸入又はその領域への輸出に対し、いかなる禁止又は制限も課してはならない。ただし、すべての第三国の同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に禁止され又は制限される場合は、この限りでない。

2 1の規定は、各締約国が、重大な安全上の利益の保護、公衆衛生の保護並びに病氣、害虫及び寄生物に対する動植物の保護に関する措置を採用し又は実施することを妨げるものと解してはならない。

第四条

1 いづれか一方の締約国の産品も、一又は二以上の第三国の領域を通過して輸送された後において、他方の締約国の領域への輸入に際しては、それらの産品が当該一方の締約国の領域から直接に輸入された場合に課される関税又は課

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一四二一

徴金よりも高い関税又は課徴金を課されることではない。

2 1の規定は、第三国の領域を通過する間に積み替えられ、再包装され又は倉庫に保管された産品にも適用する。

第五条

1 いずれか一方の締約国の領域を原産地とする産品で他方の締約国の領域に輸入されたものには、当該他方の締約国の領域内において、同様の他の国内産品に直接又は間接に課される内国税その他の内国税徴金よりも高額のいかなる種類の内国税その他の内国税徴金も、直接にも間接にも、課してはならない。

2 いずれか一方の締約国の領域を原産地とする産品で他方の締約国の領域に輸入されたものには、当該他方の締約国の領域内において、当該産品の国内販売、販売のための提供、購入、輸送、流通又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に関し、国内原産の同様の産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。

第六条

第二条1の規定の適用を妨げることなく、各締約国は、一時的にその領域に持ち込まれ、かつ、その領域から持ち出される他方の締約国の次の物品に対し、自国の法令に従い、関税及び課徴金の免除に関して最恵国待遇を与える。

- (a) 商品見本
- (b) 試験用及び実験用の物品
- (c) 展覧会、共進会及び見本市に出品される物品
- (d) 組立工が設備の組立て及び取付けに用いる器具
- (e) 加工され又は修理される物品及び加工又は修理に必要な材料
- (f) 輸出され又は輸入される貨物の容器

第七条

各締約国は、国家企業を設立し若しくは維持

し又はいずれかの企業に対して排他的な若しくは特別の特権を正式に若しくは事実上与える場合には、それらの企業を、輸入又は輸出を伴う購入又は販売に際し、無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。

2 1の規定は、1にいう企業が、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、商業的考慮（価格、品質、入手可能性、市場性その他購入又は販売の条件に対する考慮をいう。）のみに従つてすべての1にいう購入又は販売を行うことを要求するものと了解される。

第八条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、身体及び財産の保護に関し、内国民待遇及び相互主義に基づいて最恵国待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、自己の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、内国民待遇及び相互主義に基づいて最恵国待遇を与えられる。

3 各締約国の国民は、自国の領事官と通信し及び領事館に領事官を訪問する権利を与えられる。

4 いずれか一方の締約国の領域内で他方の締約国の国民が、公判前の拘禁であるとその他の場合における拘禁であるとを問わず、拘禁された場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、直ちに、当該他方の締約国の領事官に通報しなければならぬ。当該他方の締約国の領事官は、遅滞なくその者を訪問し及びその者と通信することを許される。

5 4に定める領事官の権利は、接受国の法令に従つて行使される。もつとも、法令の適用は、これらの権利を害するものであつてはならない。

6 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約

国の領域内において、第三国の国民に課される租税、手数料若しくは課徴金よりも重い又はこれら以外のいかなる種類の租税、手数料又は課徴金も課されることはない。ただし、各締約国は、相互主義に基づいて租税に関する特定の利益を与える権利又は二重課税の回避のための協定により租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

第九条

1 事業活動（商業、工業及び金融業の活動を含む。）に従事する法人であつていづれか一方の締約国の法令に従つて組織され、かつ、当該一方の締約国内に住所を有するものは、他方の締約国の領域内においても、法人として認められる。

2 いずれの一方の締約国の国民及び法人も、他方の締約国の領域内において、事業活動（商業、工業及び金融業の活動を含む。）に関するすべての事項について、最恵国待遇を与えられる。

3 1にいう法人は、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国の法令に従い代理人によつて代表される権利を有する。

4 前条の規定は、法人に適用することができる範囲内で1にいう法人にも適用する。

第十条

1 いずれか一方の締約国の国旗を掲げる船舶で、国籍の証明のため当該締約国の法令により要求される書類を備えているものは、当該締約国の船舶と認められる。

2 いずれの一方の締約国の船舶も、他方の締約国の船舶及び第三国の船舶と同様の限度においてかつ同様の条件で、外国との通商及び航海のために開放されている当該他方の締約国のすべての港、場所及び水域に出入し及び停泊する権利を有する。

3 いずれの一方の締約国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷も、他方の締約国の港、場所及び水域において、すべての事項に関し、当該

他方の締約国及び第三国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に与えられる待遇よりも不利でない待遇を当該他方の締約国によつて与えられる。

4 いずれか一方の締約国の権限のある当局が発給した船舶の積量測定に関する証書は、他方の締約国の権限のある当局により、その発給した証書と同等のものとして認められる。

第十一条

前条の規定は、沿岸貿易には、適用しない。ただし、いづれか一方の締約国の船舶が、外国から陸揚げするため又は外国向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載するため、他方の締約国の法令に従つて当該他方の締約国の一の港から他の港に航行することは、沿岸貿易とはみなされない。

第十二条

いづれ一方の締約国も、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合には、他方の締約国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に対し、同様の場合に自国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に与えると同様の援助、保護、特権及び免除を与える。その船舶から引き揚げられた物品は、それが国内消費のために搬入された場合を除くほか、すべての関税を免除される。

第十三条

いづれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の港その他の投錨地に入る場合には、当該一方の締約国の領事官は、当該船舶並びにその乗組員及び旅客に対して十分な援助を与える権利を有する。

第十四条

両締約国は、両国が締約国である関係国際協定及びそれぞれ国の法令に従い、両国間の輸送及び通信を容易にするための適当な措置をとる。

第十五条

各締約国は、いづれか一方の締約国の国民若しくは第九条にいう法人と他方の締約国の国民

若しくは同条にいう法人との間で締結される商事契約から又はこれに関連して生ずることのある紛争に関する仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手續規則に従つてこれを執行する。もつとも、仲裁による当該紛争の解決が契約自体又は妥当な形式で作成された別個の約定に規定されている場合に限る。

2 仲裁判断の承認及び執行は、次の場合には拒否することができる。

(1) 判断の援用を不利とする当事者の請求がある場合において、その当事者が、承認及び執行を求められた締約国の権限のある機関に対し次のいずれかについての証拠を提出するとき。

(a) 1にいう契約又は約定の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であつたこと又は当該契約若しくは約定が、その当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかつたときは判断が行われた国の法令により無効であること。

(b) 判断の援用を不利とする当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手續について適当な通告を受けなかつたこと又はその他の理由により防禦することが不可能であつたこと。

(c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内でない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲を超える事項に関する判断を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判断を付託されなかつた事項に関する判断と分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判断を含む判断の部分に、承認し、かつ、執行することができる。

(d) 仲裁機関の構成又は仲裁手續が、当事者の合意に従つていなかったこと又は、そのような合意がなかつたときは、仲裁が行われた国の法令に従つていなかったこと。

(e) 判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至つていないこと又は、その判断が行われた国若しくはその判断の基礎となつた法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。

(2) 承認及び執行を求められた締約国の権限のある機関が次のいずれかを認める場合。
(a) 紛争の対象である事項が、その締約国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。
(b) 当該判断の承認及び執行が、その締約国の公の秩序に反すること。

第十六条

両締約国間のすべての支払は、それぞれの国において施行されている外国為替に関する法令に従い、公認された銀行を通じて自由交換可能通貨で行う。

第十七条

各締約国は、この条約の運用に影響を及ぼす問題に關し他方の締約国が行う申入れに対して好意的考慮を払うものとし、また、協議のための適当な機会を与える。

第十八条

両締約国は、この条約の目的を達成するため、合同委員会を設置する。合同委員会は、原則として毎年一回、交互に日本国又はポーランド人民共和国において会合する。合同委員会の具体的な任務及び手續規則は、両締約国の間で行われる別個の取極において定める。

第十九条

千九百五十八年四月二十六日に東京で署名された日本国とポーランド人民共和国との間の通商に関する条約は、この条約の効力発生の際に効力を失う。

第二十条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにワルソーで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生じ、五年の期間効力を有するものとし、その後は、この条に定めるところにより終了する時まで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百七十八年十一月十六日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

園田 直

ポーランド人民共和国政府のために

T・ヴジヤニェツキ

議定書

日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約に署名するに当たり、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受け、同条約の不可分の一部と認められる次の規定を更に協定した。

1 条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が、関税及び貿易に関する一般協定、国際通貨基金協定又はこれらを改正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国である場合には、これらの協定に基づく当該一方の締約国の権利及び義務を害するものと解してはならない。

2 条約のいかなる規定も、著作権及び工業所有権に關し、いかなる権利も許与し、又はいかなる義務も課するものと解してはならない。

3 条約第八条4に關し、次のことが了解される。

(a) 第八条4にいう通報は、当該他方の締約国の国民が拘禁された時からいかなる場合にも三日以内には行わなければならない。

(b) 当該他方の締約国の領事官は、当該他方の締約国の国民が拘禁された時からいかなる場合にも四日以内にはその者を訪問し及びその者と通信することを許される。

4 条約第十条の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の船舶及び隣接国の船舶に對し内水航行の特権を与える権利並びに海港を有しない隣接国の船舶に對し港の規制上特権を与える権利を留保することができる。

5 (1) 条約第十五条のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が千九百五十八年六月十日にニュー・ヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約又はこれを改正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国として有しており又は有することがある権利及び義務を害するものと解してはならない。

(2) 両締約国は、いずれか一方の締約国の国民若しくは条約第九条にいう法人と他方の締約国の国民若しくは同条にいう法人との間で締結される商事契約から又はこれに関連して生ずることのある紛争の解決のため、両国の仲裁機関の利用をあらゆる可能な方法により奨励するものとする。

以上の証拠として、各全権委員は、この議定書に署名調印した。

千九百七十八年十一月十六日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

園田 直

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

ポーランド人民共和国政府のために
T・ヴジヤシュニツク

日本国とポーランド人民共和国との間の通
商及び航海に関する条約の締結について承
認を求めるの件(参議院送付)に関する報告
書

一 本件の要旨及び目的

我が国は、ポーランド人民共和国と昭和三十
四年に通商に関する条約を締結しているが、昭
和五十三年二月ポーランド政府より、現行条約
に比し、より広範な事項について規定する新し
い通商航海条約を締結したい旨の提案がなされ
た。

その後両国政府間で交渉が行われた結果、合
意に達したので本条約は、昭和五十三年十一月
十六日東京において署名された。

本条約は、両国間の貿易の発展及び経済関係
の強化のために協力することを定めるとともに
に、関税、租税、事業活動等に関する事項につ
いての最恵国待遇、輸出入制限についての無差
別待遇、身体及び財産の保護、出訴権について
の内国民待遇及び相互主義に基づく最恵国待
遇、商船の出入港等についての内国民待遇及び
最恵国待遇等を相互に保障しているほか、相手
国国民を拘禁した場合の領事官への通報義務及
び領事官との面会、通信入港船舶に対する領事
官の援助、両国間の輸送及び通信の促進、仲裁
判断の承認及び執行、自由交換可能通貨による
支払、合同委員会の設置等について規定してい
る。

なお、この条約は、批准書交換の日の後三十
日目の日に効力を生じ、五年間効力を有し、そ
の後六箇月前に他方の締約国に対し文書によ
る予告を与えることにより、最初の五年の期間
の終わりに又はその後いつでもこの条約を終了
させることができることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本

日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書
日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

二 本件の議決理由

本件は、我が国とポーランド人民共和国との
間の友好関係を強化し、かつ、両国間の経済関
係の発展を促進するため適切な措置であると認
め、これを承認すべきものと議決した次第であ
る。

右報告する。

昭和五十五年四月三十日

衆議院議長 灘尾 弘吉殿 中尾 栄一

日本国政府とフィンランド共和国政府との間
の文化協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年三月五日

衆議院議長 灘尾 弘吉殿 安井 謙

日本国政府とフィンランド共和国政府との間
の文化協定の締結について承認を求める
の件

日本国政府とフィンランド共和国政府との間の
文化協定の締結について、日本国憲法第七十三
条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求
める。

日本国政府とフィンランド共和国政府との
間の文化協定

日本国政府及びフィンランド共和国政府は、
文化及び教育の分野における両国間の協力を助
長し、かつ、発展させることを希望し、
この協力が両国間の相互理解及び友好関係の増
進に寄与することを確信して、
次のとおり協定した。

第一条

1 両国政府は、学者、教員、研究員、学生、芸
術家、文化機関又は教育研究機関の構成員その
他文化的活動又は教育研究活動に従事する者の
両国間における交換を奨励する。
2 両国政府は、両国の文化機関及び教育研究機
関の間における密接な協力を奨励する。

第二条

各国政府は、他方の国の国民に対し、自国にお
ける修学又は研究のための奨学金その他の便宜を
与えるよう努力する。

第三条

各国政府は、自国において、大学その他の教育
研究機関における他方の国の言語、文学、歴史、
地理、経済及び文化一般についての教育及び研究
を奨励する。

第四条

各国政府は、自国において、他方の国の国民に
対し、美術館、博物館、図書館、公文書館、文獻
センターその他文化的性質を有する施設の利用に
ついてできる限りの便宜を与える。

第五条

各国政府は、特に次の手段により他方の国の文
化、歴史、諸制度及び一般的な生活様式を理解す
ることを奨励し、及び容易にする。

(a)

書籍、定期刊行物その他の出版物

(b)

ラジオ番組及びテレビジョン番組

(c)

フィルム、テープ、音盤その他の視聴覚資
材

(d)

美術展覧会、工芸品展覧会その他の文化的
展示会

(e)

講演、セミナー及び会議

(f)

演奏会及び舞台芸術

(g)

文化的性質を有する祭典及び国際コンク
ル

第六条

各国政府は、自国において、他方の国の国民又
は団体により製作された文学的、芸術的又は学術
的内容の著作物の翻訳、複製及び出版を奨励す
る。

第七条

両国政府は、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジ
ョン及び映画の分野における交流を容易にする。

第八条

両国政府は、両国の青少年及び青少年団体の間
並びにスポーツマン及びスポーツ団体の間の協力
及び交流を奨励する。

第九条

両国政府は、この協定に定める交流の進捗状
況を検討し、及びこの協定の実施を確保するため、
一方の政府の要請に基づき、協議を行う。

第十条

この協定は、批准されなければならない。この
協定は、ヘルシンキで行われる批准書の交換の日
の後三十日目の日に効力を生ずる。

第十一条

この協定は、五年間効力を有するものとし、そ
の後においても、いずれか一方の政府がこの協定
を終了させる意思を文書により通告した日から一
年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正
当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百七十八年十二月二十七日に東京で、英語
により本書二通を作成した。

日本国政府のために
園田 直

フィンランド共和国政府のために
ヘンリック・プロムステッド

日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本協定は、昭和五十二年のフィンランド共和国外務大臣の訪日を機会に、両国間で締結のための交渉を開始することが合意され、その後交渉が行われた結果合意に達したので、昭和五十三年十二月二十七日に東京において署名が行われた。

本協定の主な内容は、両国間における学者、学生及び研究者等の交流を奨励すること、相手国国民への奨学金の供与につき努力すること、出版物及び放送等によつて相手国の文化の理解を容易にすること、報道及び映画の分野における交流を容易にすること、青少年、スポーツマン等の交流を奨励すること等について規定している。

なお、本協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることとなっている。よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとしたのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日本国とフィンランド共和国との間の相互理解と文化交流を増進させるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和五十五年四月三十日

外務委員長 中尾 栄一
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年三月五日

参議院議長 安井 謙
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の締結について承認を求めるの件

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

締約国は、人間とその環境とが相互に依存していることを認識し、

水の循環を調整するものとしての湿地の及び湿地特有の動植物特に水鳥の生息地としての湿地の基本的な生態学的機能を考慮し、

湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源であること及び湿地を喪失することが取返しのつかないことであることを確信し、

湿地の進行性の侵食及び湿地の喪失を現在及び将来とも阻止することを希望し、

水鳥が、季節的移動に当たつて国境を越えることがあることから、国際的な資源として考慮されるべきものであることを認識し、

湿地及びその動植物の保全が将来に対する見通しを有する国内政策と、調整の図られた国際的行動とを結び付けることにより確保されるものであることを確信して、

次のとおり協定した。

第一条

1 この条約の適用上、湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水

が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が六メートルを超えない海域を含む。

第二条

1 各締約国は、その領域内の適当な湿地を指定するものとし、指定された湿地は、国際的に重要な湿地に係る登録簿(以下「登録簿」といふ、第八条の規定により設けられる事務局が保管する。)に掲げられる。湿地の区域は、これを正確に記述し、かつ、地図上に表示するものとし、また、特に水鳥の生息地として重要である場合には、水辺及び沿岸の地帯であつて湿地に隣接するもの並びに島又は低潮時における水深が六メートルを超える海域であつて湿地に囲まれて

いるものを含めることができる。

2 湿地は、その生態学上、植物学上、動物学上、湖沼学上又は水文学上の国際的重要性に従つて、登録簿に掲げるため選定されるべきである。特に、水鳥にとつていづれの季節においても国際的に重要な湿地は、掲げられるべきである。

3 登録簿に湿地を掲げるとは、その湿地の存する締約国の排他的主権を害するものではない。

4 各締約国は、第九条の規定によりこの条約に署名し又は批准書若しくは加入書を寄託する際に、登録簿に掲げるため少なくとも一の湿地を指定する。

5 いずれの締約国も、その領域内の湿地を登録簿に追加し、既に登録簿に掲げられている湿地の区域を拡大し又は既に登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し若しくは縮小する権利を有するものとし、当該変更につき、できる限り早期に、第八条に規定する事務局の任務について責任を有する機関

又は政府に通報する。

6 各締約国は、その領域内の湿地につき、登録簿への登録のため指定する場合及び登録簿の登録を変更する権利を行使する場合には、渡りをする水鳥の保護、管理及び適正な利用についての国際的責任を考慮する。

第三条

1 締約国は、登録簿に掲げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する。

2 各締約国は、その領域内にあり、かつ、登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴が技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、既に変化しており、変化しつつあり又は変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる。これらの変化に関する情報は、遅滞なく、第八条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する。

第四条

1 各締約国は、湿地が登録簿に掲げられているかどうかにかかわらず、湿地に自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し、かつ、その自然保護区の監視を十分に行う。

2 締約国は、登録簿に掲げられている湿地の区域を緊急な国家的利益のために廃止し又は縮小する場合に、できる限り湿地資源の喪失を補うべきであり、特に、同一の又は他の地域において水鳥の従前の生息地に相当する生息地を維持するために、新たな自然保護区を創設すべきである。

3 締約国は、湿地及びその動植物に関する研究並びに湿地及びその動植物に関する資料及び刊行物の交換を奨励する。

4 締約国は、湿地の管理により、適当な湿地における水鳥の数を増加させるよう努める。

5 締約国は、湿地の研究、管理及び監視につ

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 一四一六

て能力を有する者の訓練を促進する。

第五条

締約国は、特に二以上の締約国の領域に湿地がわたっている場合又は二以上の締約国に水系が及んでいる場合には、この条約に基づく義務の履行につき、相互に協議する。また、締約国は、湿地及びその動植物の保全に関する現在及び将来の施策及び規制について調整し及びこれを支援するよう努める。

第六条

1 締約国は、必要なときは、湿地及び水鳥の保全に関する会議を招集する。

2 1の会議は、諮問的性格を有するものとし、特に次のことを行う権限を有する。

(a) この条約の実施について討議すること。
(b) 登録簿に係る追加及び変更について討議すること。

(c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関する情報であつて第三条2の規定により通報されるものについて検討すること。

(d) 締約国に対し、湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関して一般的又は個別的勧告を行うこと。

(e) 湿地に関係のある事項であつて本来国際的性格を有するものについての報告及び統計を作成するよう関係国際機関に要請すること。

3 締約国は、湿地の管理につきそれぞれの段階において責任を有する者が湿地及びその動植物の保全、管理及び適正な利用に関する1の会議の勧告について通知を受けること及びこれらの者が当該勧告を考慮に入れることを確保する。

第七条

1 前条1の会議に出席する締約国の代表には、科学、行政その他の適当と認められる分野において得られた知識及び経験により湿地又は水鳥の専門家とされる者を含めるべきである。

2 会議に代表を出席させる各締約国は、一の票

を有するものとし、勧告は、投ぜられた票の単純過半数による議決で採択する。ただし、締約国の二分の一以上が投票することを条件とする。

第八条

1 自然及び天然資源の保全に関する国際同盟は、他の機関又は政府がすべての締約国の三分の二以上の多数による議決で指定される時まで、この条約に規定する事務局の任務を行う。

2 事務局は、特に、次の任務を行う。

(a) 第六条1の会議が招集されかつ組織されるに当たつて助力すること。

(b) 国際的に重要な湿地に係る登録簿を保管すること及び登録簿に掲げられている湿地に関する追加、拡大、廃止又は縮小につき第二条5の規定により締約国が行う通報を受けること。

(c) 登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴の変化に関し第三条2の規定により締約国が行う通報を受けること。

(d) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化をすべての締約国に通知すること及び次回会議においてこれらの事項が討議されるように取り計らうこと。

(e) 登録簿の変更又は登録簿に掲げられている湿地の特徴の変化に関する勧告を関係締約国に周知させること。

第九条
1 この条約は、署名のため無期限に開放しておく。

2 国際連合、いずれかの専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国は、次のいずれかの方法により、この条約の締約国となることができる。

(a) 批准につき留保を付さないで署名すること。

(b) 批准を条件として署名した後、批准すること。

(c) 加入すること。

3 批准又は加入は、批准書又は加入書を国際連合教育科学文化機関事務局(以下「寄託者」という。)に寄託することによつて行う。

第十条

1 この条約は、前条2の規定に基づいて七の国がこの条約の締約国となつた後四箇月で効力を生ずる。

2 その後は、この条約は、批准につき留保を付さないで署名した日又は批准書若しくは加入書を寄託した日の後四箇月で各締約国について効力を生ずる。

第十一条

1 この条約は、無期限に効力を有する。

2 いずれの締約国も、この条約が自国について効力を生じた日から五年の期間が満了した後効力を生ずる。寄託者に書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、寄託者がその通告を受領した日の後四箇月で効力を生ずる。

第十二条
1 寄託者は、この条約のすべての署名国及び加入国に対し、できる限り速やかに次の事項を通報する。

(a) この条約の署名
(b) この条約の批准書の寄託
(c) この条約の加入書の寄託
(d) この条約の効力発生の日
(e) この条約の廃棄の通告

2 寄託者は、この条約が効力を生じたときは、国際連合憲章第百二条の規定により、この条約を国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けこの条約に署名した。

千九百七十二年二月二日にラムサールで、英語、フランス語、ドイツ語及びロシア語により原本一通を作成した。解釈に相違がある場合には、

英文による。原本は、寄託者に寄託するものとし、寄託者は、その真正な謄本をすべての締約国に送付する。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的
本条約は、昭和四十六年二月にイランのラムサールにおいて開催された湿地及び水鳥の保全に関する国際会議において採択されたものであり、昭和五十年十二月二十一日に効力を生じており、現在の締約国は二十三箇国である。

本条約の主な内容は、特に水鳥にとつて国際的に重要な湿地の指定、湿地の保全及び適正利用の促進、自然保護区の設定及び水鳥の保護、湿地の研究及び管理等を行う者の訓練、締約国会議による湿地及びその動植物の保全、管理及び適正利用に関する勧告等について規定している。

なお、本条約は、我が国が国際連合教育科学文化機関事務局長に加入書を寄託した日の後四箇月で我が国について効力を生ずることとなっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めようとするのである。

二 本件の議決理由
本条約を締結することは、国際的に重要な湿地及びその動植物の保全を促進し、自然環境保全の分野における国際協力に貢献することとなるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十五年四月三十日
外務委員長 中尾 栄一
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

南極のあざらしの保存に関する条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年三月五日

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

南極のあざらしの保存に関する条約の締結について承認を求めるの件

南極のあざらしの保存に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

南極のあざらしの保存に関する条約

締約国は、

千九百五十九年十二月一日にワシントンで署名された南極条約に基づいて採択された南極の動物相及び植物相の保存のための合意された措置を想起し、

南極のあざらしが商業的獵獲から害を受けやすいことについて広く憂慮されていること及びそのため効果的な保存措置が必要であることを認め、南極のあざらし資源が海洋の環境における重要な生物資源であり、この生物資源の効果的な保存のため国際協定が必要とされていることを認め、このあざらし資源を過度の獵獲によつて枯渇させるべきではなく、したがつて、いかなる獵獲もその最速の持続的生産の水準を超えないように規制すべきであることを認め、

科学的知識を改善し、もつて獵獲を合理的な基礎の上に置くため、南極のあざらし資源に関する生物学上の調査その他の調査を奨励するとともに、これらの調査及び将来の獵獲活動に係る統計に基づいて情報を得るようあらゆる努力を払うべきであり、その結果として適当な追加の規制措置について定めることができることを認め、

国際学術連合会議の南極研究科学委員会（SCC）

昭和五十五年五月九日 衆議院会議録第二十三号

AR)が、この条約において同委員会に要請される任務を遂行する意思を有することに留意し、南極のあざらしの保護、科学的研究及び合理的な利用を図るとの目的を推進し及び達成すること並びに生態系の満足すべき均衡を維持することを希望して、次のとおり協定した。

第一条 適用範囲

(1) この条約は、南緯六十度以南の海域に適用するものとし、締約国は、この海域について南極条約第四条の規定を確認する。

(2) この条約は、次の種類について適用することができる。

みなみぞうあざらし（ミロウंगा・レオニクス）
ひょうあざらし（ヒョドルガ・レプトニクス）
ウエッデルあざらし（レプトニクス・コテス・ウエッデルリ）
かにくいあざらし（ロポドン・カルキノファグス）
ロスあざらし（オンマトフォカ・ロスイ）
みなみおとせい属（アルクトケファルス属）に属する種類

(3) この条約の附属書は、この条約の不可分の一部をなす。

第二条 実施

(1) 締約国は、自国民又は自国を旗国とする船舶が、この条約の他の規定に従う場合を除くほか、前条に掲げる種類のあざらしをこの条約の適用される区域内で殺さず又は捕獲しないことに同意する。

(2) 締約国は、自国民及び自国を旗国とする船舶について、この条約を実施するために必要な法令その他の措置（適当な許可制度を含む。）をとる。

第三条 附属書に定める措置

この条約は、締約国が採択する措置について定めている附属書を含む。締約国は、将来、あ

ざらし資源の保存、科学的研究及び合理的かつ人道的な利用に関する他の措置を随時採択することができるとし、これらの措置は、特に次の事項について定める。

(a) 獵獲許容量
(b) 保護される種類及び保護されない種類
(c) 解禁期及び禁獵期
(d) 解禁区域及び禁獵区域の指定（保護区域の指定を含む。）
(e) あざらしの生活を乱すことが禁止されている特別区域の指定
(f) 種類ごとの性別、大きさ又は年齢に係る制限
(g) 獵獲の時間に係る制限並びに獵獲努力量及び獵獲方法についての制限
(h) 使用する獵具、装置及び器具の型式及び仕様

(1) 獵獲報告その他統計上及び生物学上の記録
(j) 科学的情報の検討及び評価を容易にするための手続
(k) その他の規制措置（効果的な検査制度を含む。）

(1) の規定により採択される措置は、入手可能な最良の科学的及び技術上の証拠に基づいたものとする。

(3) 附属書は、第九条に定める手続に従つて随時改正することができる。

第四条 特別許可

(1) この条約の規定にかかわらず、いずれの締約国も、次のことを目的として、限られた数量のあざらしをこの条約の目的及び原則に従つて殺し又は捕獲するための許可証を発給することができる。

(a) 人又は犬に不可欠な食物を供給すること。
(b) 科学的調査に供すること。
(c) 標本を博物館、教育施設又は文化施設に提供すること。

(2) 各締約国は、他の締約国及び南極研究科学委員会に対し、できる限り速やかに、(1)の規定に基づいて発給したすべての許可証の目的及び内容を通報するものとし、また、これらの許可証に基づいて殺され又は捕獲されたあざらしの頭数を通報する。

員会に対し、できる限り速やかに、(1)の規定に基づいて発給したすべての許可証の目的及び内容を通報するものとし、また、これらの許可証に基づいて殺され又は捕獲されたあざらしの頭数を通報する。

第五条 情報の交換及び科学上の助言

(1) 各締約国は、附属書に定める期限までに、附属書に規定する情報を他の締約国及び南極研究科学委員会に提供する。

(2) 各締約国は、毎年十月三十一日前に、当該年の前年の七月一日から当該年の六月三十日まで期間に第二条の規定によりとつた措置に関する情報を他の締約国及び南極研究科学委員会に提供する。

(3) (1)又は(2)の規定により提供すべき情報を有しない締約国は、毎年十月三十一日前に、その旨を正式に通知する。

(4) 南極研究科学委員会は、次のことを行うよう要請される。

(a) この条約の規定により受領した情報を評価し、締約国間における科学的資料及び情報の交換を奨励し、科学的調査計画を勧告し、この条約の適用される区域内での獵獲活動を通じて統計上及び生物学上の資料を収集することを勧告し並びに附属書の改正を示唆すること。

(b) この条約の適用される区域におけるいずれかの種類のあざらしの獵獲が当該種類のあざらしの総資源量又は特定の区域の生態系に著しく有害な影響を与えている場合には、入手可能な統計上及び生物学上の証拠その他の証拠を基礎として報告を行うこと。

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

南極のあざらしの保存に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一四一八

は、これらの通知を締約国に通報する。各締約国は、通報を受けた場合には、当該予想される日の後締約国が別段の決定を行うまでの間において自国民及び自国を旗国とする船舶が当該種類のあざらしを殺し又は捕獲することを防止するため、適当な措置をとる。

(6) 南極研究科学委員会は、情報を評価するに当たつて必要な場合には、国際連合食糧農業機関に対し技術上の援助を求めることができる。

(7) 第一条(1)の規定にかかわらず、締約国は、国内法令に従い、同条(2)に掲げる南極のあざらしであつて南緯六十度以北の浮氷海域において自国民及び自国を旗国とする船舶が殺し又は捕獲したものに關する統計を検討のため相互に及び南極研究科学委員会に通報する。

第六條 締約国間の協議

(1) 締約国は、商業的捕獲が開始された後はいつでも、次のことを目的とする締約国会議の招集を寄託政府を通じて提案することができる。

(a) 締約国の三分の二以上の多数(會議に出席するすべての署名国の賛成票を含む。)による議決で、この条約の実施のための効果的な取締制度(検査を含む。)を設けること。

(b) この条約に基づく任務で締約国が必要と認めるものを遂行するための委員会を設置すること。

(c) その他の事項を検討すること。これらの事項は、次のことを含む。

(i) 独自の科学上の助言を提供すること。

(ii) 商業的捕獲が相当の規模に達した場合に、三分の二以上の多数による議決で、この条約により南極研究科学委員会に要請される任務の一部又は全部を与えられる科学諮問委員会を設置すること。

(iii) 締約国の参加を得て科学的計画を実施すること。

(iv) 新たな規制措置(捕獲の一時的禁止を含む。)を定めること。

(2) 締約国の三分の一が同意した場合には、寄託政府は、できる限り速やかに、(1)の締約国会議を招集する。

(3) この条約の適用される区域におけるいづれかの種類のあざらしの捕獲が当該種類のあざらしの総資源量又は特定の区域の生態系に著しく有害な影響を与えている旨の報告を南極研究科学委員会が行つた場合には、いづれかの締約国の要請により締約国会議を開催する。

第七條 運用の検討

締約国は、この条約の運用について検討するため、この条約の効力発生の後五年以内に会合するものとし、その後は少なくとも五年に一回会合する。

第八條 この条約の改正

(1) この条約は、いつでも改正することができる。締約国が提案する改正案は、寄託政府に提出するものとし、寄託政府は、これをすべての締約国に送付する。

(2) 寄託政府は、締約国の三分の一の要請がある場合には、改正案を討議するための會議を招集する。

(3) 改正は、寄託政府がすべての締約国から改正の批准書又は受諾書を受領した時に効力を生ずる。

第九條 附属書の改正

(1) いずれの締約国も、附属書の改正を提案することができる。改正案は、寄託政府に提出するものとし、寄託政府は、これをすべての締約国に送付する。

(2) 各改正案は、締約国に対する寄託政府からの通告書に明記されている日から百二十日以内に、異議の通告が受領されず、かつ、締約国の三分の二が寄託政府に対し書面により承認を通告した場合に、当該通告書の日付の日の後六箇月ですべての締約国について効力を生ずる。

(3) 通告書の日付の日から百二十日以内にいずれかの締約国による異議の通告が受領された場合には、締約国は、次の締約国会議においてこの問題を検討する。その締約国会議においてこの問題に關する全会一致の合意が得られない場合には、締約国は、当初の改正案又はその締約国会議によつて提案された新たな改正案についての承認又は反対をその締約国会議の終了の日から百二十日以内に寄託政府に通告する。当該期間の終わりに締約国の三分の二が改正案を承認した場合には、改正は、その締約国会議の終了の日から六箇月で、その時まで承認を通告した締約国について効力を生ずる。

(4) 改正案に対し異議を申し立てた締約国は、いつでもその異議を撤回することができるものとし、撤回した場合には、当該改正は、既に効力を生じているときは直ちに、その他のときはこの条の規定に基づいて効力を生ずる時に、当該締約国について効力を生ずる。

(5) 寄託政府は、承認又は異議の通告を受領したとき、異議の撤回の通告を受領したとき及び改正が効力を生じたときは、直ちに、その旨を各締約国に通報する。

(6) 附属書の改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国は、改正後の附属書に拘束される。改正が効力を生ずるまでの間にこの条約の締約国となる国は、他の締約国について適用される期限までにその改正を承認し又はこれに對して異議を申し立てることができる。

第十條 署名

この条約は、千九百七十二年六月一日から十二月三十一日まで、ロンドンにおいて、同年二月三日から二月十一日までロンドンで開催された南極のあざらしの保存に関する會議に参加した国による署名のために開放しておく。

第十一條 批准

この条約は、批准され又は受諾されなければならない。批准書又は受諾書は、ここに寄託政府として指定されるグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託する。

第十二條 加入

この条約は、締約国の同意を得てこの条約に加入するよう招請される国による加入のために開放しておく。

第十三條 効力発生

(1) この条約は、七番目の批准書又は受諾書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

(2) この条約は、その効力発生の後に批准し、受諾し又は加入する国については、その批准書、受諾書又は加入書が寄託された後三十日目の日に効力を生ずる。

第十四條 脱退

いづれかの締約国も、いづれかの年の一月一日以前に寄託政府に通告を行うことにより当該いづれかの年の六月三十日にこの条約から脱退することができるものとし、寄託政府は、その通告を受領したときは、直ちに、その旨を他の締約国に通報する。いづれかの他の締約国も、寄託政府から脱退の通告の写しを受領した時から一箇月以内に、同様に脱退の通告を行うことができるものとし、この場合において、この条約は、脱退の通告を行つた締約国について当該いづれかの年の六月三十日に効力を失う。

第十五條 寄託政府による通報

寄託政府は、すべての署名国及び加入国に対し、次の事項を通報する。

(a) この条約の署名並びに批准書、受諾書又は加入書の寄託及び脱退の通告

(b) この条約の効力発生の日及びこの条約又は附属書の改正の効力発生の日

第十六條 認証書本及び登録

(1) この条約は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成し、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府に寄託する。同政府は、この条約の認証書本をすべての署名国及び加入国に送付する。

(2) この条約は、寄託政府が国際連合憲章第百二

条の規定により登録する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十二年六月一日にロンドンで作成した。

附屬書

1 獵獲許容量

締約国は、毎年七月一日から当該年の翌年の六月三十日までの一年間に殺され又は捕獲されるあざらしの種別ごとの総頭数を次の頭数に制限する。これらの頭数は、科学的評価に照らして検討されなければならない。

(a) かにくいあざらし(ロボドン・カルキノファグス)については、十七万五千頭

(b) ひょうあざらし(ヒョドルガ・レプトニクス)については、一万二千頭

(c) ウエッデルあざらし(レプトニクス・ウエッデルリ)については、五千頭

2 保護される種別

(a) ロスあざらし(オンマトフォカ・ロスイ)、みなみぞうあざらし(ミロウナガ・レオニナ)又はアルクトケファルス属に属するおつとせいを殺し又は捕獲することは、禁止する。

3 繁殖期及び獵期

毎年三月一日から八月三十一日までの期間を繁殖期とし、この期間においてあざらしを殺し又は捕獲することは、禁止する。毎年九月一日から当該年の翌年の二月末日までの期間は、獵期とする。

4 獵獲区域

この4に掲げる各獵獲区域は、区域番号の順に毎年、1に掲げる種別のあざらしのあらゆる獵獲活動に対して九月一日から当該年の翌年の二月末日までの期間、閉鎖する。閉鎖は、この条約の効力発生の時に第五回南極条約協議国會議報告の附屬書1付録B2の規定に基づいて閉鎖されている区域と同一の区域から行う。閉鎖された区域は、その閉鎖の期間が満了した時に、再び開放される。

第一区域 西経六十度と西経百二十度との間

第二区域 経度零度と西経六十度との間(ウエッデル海の西経六十度以西の部分を含む。)

第三区域 経度零度と東経七十度との間

第四区域 東経七十度と東経百三十度との間

第五区域 東経百三十度と西経百七十度との間

第六区域 西経百二十度と西経百七十度との間

5 保護区域

あざらしの繁殖区域又は長期的科学調査のための区域となつてゐる次の保護区域においてあざらしを殺し又は捕獲することは、禁止する。

(a) 南緯六十度二十分と南緯六十度五十六分との間にあつて、西経四十四度五分と西経四十六度二十五分との間にあつるサウス・オークニー諸島周辺の海域

(b) 南緯七十六度以南東経百七十度以西の南西ロス海の海域

(c) 南緯七十二度十九分東経百七十度十八分にあるハレット岬と南緯七十二度十一分東経百七十度にあるヘルム・ポイントとを結んだ線の南西側にあるエディスト・インレットの海域

情報との交換

(a) 締約国は、毎年十月三十一日前に、当該年の前年の七月一日から当該年の六月三十日までの間にこの条約の適用される区域において自国民及び自国を旗国とする船舶が殺し又は捕獲したすべてのあざらしに関する統計上の情報の要約を他の締約国及び南極研究科学委員会に提供する。この情報は、次の事項についての獵獲区域別及び月別のものを含む。

(i) 締約国を旗国とする船舶の総トン数及び純トン数、軸馬力、乗組員の数並びに操業日数

(ii) 捕獲したあざらしの成獣及び乳幼獣の種別ごとの頭数

特に要請される場合には、この情報は、各船舶について、各操業日におけるこれらの船舶の正午位置及びその日の獵獲量を含めて提供される。

(b) 商業的獵獲が開始されたときは、南極研究科学委員会が要請する様式及び間隔(一週間よりも短くはならない)で、各獵獲区域において殺し又は捕獲したあざらしの種別ごとの頭数を同委員会に報告する。

(c) 締約国は、特に次の事項についての生物学上の情報を南極研究科学委員会に提供する。

(i) 性別

(ii) 生殖状態

(iii) 年齢

南極研究科学委員会は、締約国の承認を得て追加の情報又は資料を要請することができ

(d) 締約国は、関係船舶が根拠地から出航する日の少なくとも三十日前に、計画されたあざらしの獵獲活動に関する情報を他の締約国及び南極研究科学委員会に提供する。

7 獵獲方法

(a) 南極研究科学委員会は、迅速に、かつ、苦痛を与えることなく、また、効率的にあざらしを殺し又は捕獲することを確保するため、獵獲方法に関する報告を行うとともに勧告を

行うよう要請される。締約国は、南極研究科学委員会の見解に妥協な考慮を払つた上で、適当な場合には、あざらしを殺し又は捕獲することに従事する自国民及び自国を旗国とする船舶についての規則を定める。

(b) 締約国は、入手可能な科学的及び技術上の資料に照らして、科学的調査に供するために限られた数量のあざらしをこの条約の目的及び原則に従つて殺し又は捕獲する場合を除くほか、自国民及び自国を旗国とする船舶が水中にゐるあざらしを殺さず又は捕獲しないようすることを確保するため、適当な措置をとることに同意する。当該科学的調査は、保存のために南極のあざらし資源を管理し及びその人道的かつ合理的な利用を図るの観点から獵獲方法の有効性について研究することを含む。当該科学的調査の実施及びその結果は、南極研究科学委員会及び寄託政府に通報するものとし、寄託政府は、これを締約国に通知する。

南極のあざらしの保存に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)に関する報告書

本件の要旨及び目的

南極条約協議国は、南極のあざらし資源の保存を目的として、昭和三十九年の第三回會議及び昭和四十一年の第四回會議において、各協議国が自主的にとる措置として南極のあざらしの獵獲に関する勧告を採択した。しかし、その後協議国會議において、あざらしの資源の効果的な保存を図るためには国際協定を作成することが望ましいとの考えが打ち出され、昭和四十三年以降国際協定の作成が検討されてきたが、昭和四十七年二月にロンドンで開催された南極のあざらしの保存に関する會議においてこの条約が採択され、我が国は同年十二月二十八日にこれに署名を行った。

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

本条約は、南極のあざらしを保護するにとともに、これについて科学的な研究を行い、合理的な利用を図ることを目的とするものであつて、締約国の国民又は船舶がこの条約の規定及び附属書に規定される規制措置に従う場合を除くほか、南極のあざらしを殺さず又は捕獲しないこと等について規定している。

なお、本条約は、昭和五十三年三月十一日に効力を生じており、我が国については受諾書が寄託された後三十日目の日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件議決の理由

本条約を締結することは、南極のあざらしの保存のための国際協力を推進する見地から適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和五十五年四月三十日

外務委員長 中尾 栄一
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十五年三月五日
衆議院議長 灘尾 弘吉殿
参議院議長 安井 謙

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する議定書

日本国及びドイツ連邦共和国は、千九百六十六年四月二十二日にボンで署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定（以下「協定」といふ。）を修正補足することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

協定第二条(1)を次のように改める。
(1) この協定の対象である租税は、次のものと

- (a) 所得税
 - (b) 法人税
 - (c) 営業税
 - (d) 財産税
- (以下「ドイツの租税」といふ。)

- (a) 所得税
 - (b) 法人税
 - (c) 住民税
 - (d) 事業税
- (以下「日本の租税」といふ。)

第二条

協定第八条(3)を次のように改める。
(3) 連邦共和国の居住者が営む企業が所有し、かつ、国際運輸に運用する船舶及び航空機については、日本国において固定資産税を免除

する。

第三条

- (1) 協定第十条(3)を次のように改める。
- (2) 協定にかかわらず、日本国の居住者である法人が連邦共和国の居住者である法人に支払う配当に対する日本国の租税の額は、当該配当を受け取る法人が、当該配当の支払の日に先立つ十二箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の二十五パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に、当該配当の金額の十パーセントを超えないものとする。
- (3) 協定第十条(5)中「連邦共和国の場合には」を削る。
- (4) 協定第十条(7)の次に次の(8)を加える。
- (8) この協定の規定にかかわらず、匿名組合員が匿名組合員として取得する所得に対しては、当該所得が生じた締約国において、その締約国の法令に従つて租税を課することができ。ただし、当該所得の基因となつた支払金が支払者の課税所得の決定に当たつて控除されるものである場合に限る。

第四条

協定第二十二条の次に次の一条を加える。

第二十二條のA

- (1) 第六條(2)に定義する不動産である財産で、一方の締約国の居住者が所有し、かつ、他方の締約国に存在するものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- (2) 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部をなす動産（この条においては、(1)の不動産以外の財産をいう。）又は一方の締約国の居住者が自由職業を行うため他方の締約国において使用するものができる固定施設に係る動産である財産に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(3) 一方の締約国の企業が所有し、かつ、国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る動産である財産については、他方の締約国の租税を免除する。

(4) 一方の締約国の居住者が所有するその他のすべての財産については、他方の締約国の租税を免除する。

第五条

- (1) 協定第二十三条(1)(a)を次のように改める。
- (a) (b)の規定の適用がある場合を除くほか、日本国内の源泉から生ずるいづれかの種類の所得でこの協定に従つて日本国において課税することができもの（第十六條の報酬にあつては、日本国において課税される場合に限る。）又は日本国に存在するいづれかの種類の財産で日本国において課税することができものは、ドイツの租税の課税標準から除外する。もつとも、連邦共和国は、税率の決定に当たつて、このように除外された所得又は財産を考慮に入れる権利を保留する。第一文の規定は、配当から生ずる所得については、日本国の居住者である株式会社でその議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントが連邦共和国の居住者である資本会社により所有されているものから当該資本会社に支払われる配当についてのみ適用する。また、この(a)の規定に従いドイツの租税の課税標準から配当が除外される場合（配当が支払われたとしたならば当該配当が除外されることとなる場合を含む。）においては、当該配当に係る株式は、ドイツの租税の課税標準から除外する。
- (2) 協定第二十三条(1)(b)の次に次の(c)を加える。
- (c) (a)及び(b)の規定は、連邦共和国の居住者である法人が日本国内の源泉から生ずる所得を分配する場合に連邦共和国が法人税の補償的賦課を行うことを妨げるものではない。

第六條

この議定書は、ドイツ連邦共和国政府がこの議定書の効力発生の日から三箇月以内に日本国政府に対して反対の宣言を行わない限り、ベルリン地区についても、また、適用する。

第七條

(1) この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにボンで交換されるものとする。

(2) この議定書は、批准書の交換の日から一箇月で効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) ドイツ連邦共和国においては、千九百七十四年一月一日以後に開始する各賦課期間について課される財産税

(b) 千九百七十七年一月一日以後に終了する各事業年度について千九百七十七年一月一日以後に支払われる配当に対し源泉課税がされる租税

(c) 千九百七十七年一月一日以後に開始する各賦課期間について課されるその他の租税

(a) この議定書が効力を生ずる年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得

(b) この議定書が効力を生ずる年度及びその後の各年度について課される固定資産税

第八條

この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

千九百七十九年四月十七日に東京で、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

園田 直

昭和五十五年五月九日 衆議院会議録第二十三号

ドイツ連邦共和国のために

ギンター・デール

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

本件の要旨及び目的

我が国とドイツ連邦共和国は、昭和四十一年四月二十二日に署名された所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を、ドイツ連邦共和国が昭和四十九年に行つた財産税法の改正及び昭和五十二年に行つた法人税法等の改正に伴い、修正補足するため交渉を行つてきたが合意に達したので、昭和五十四年四月十七日東京において本議定書に署名を行つた。

本議定書の主な内容は、協定の一般対象税目として新たにドイツ連邦共和国の財産税を加えるとともに、不動産、恒久的施設の事業用資産の一部をなす不動産等を除き、日本の居住者がドイツ連邦共和国内に所有する財産については、ドイツ連邦共和国の財産税を免除すること、ドイツ連邦共和国の居住者である法人が日本の居住者に支払う配当について、親子関係のある法人の間で支払われる配当の場合には、二十五パーセントであつた従来の協定上の制限税率を十五パーセントに引き下げることを規定している。

なお、本議定書は、批准書の交換の日から一箇月で効力を生ずることとなつてゐる。よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、両国間の二重課税回避の制度が一層整備され、経済関係の緊密化に資することとなるので、妥当な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

る。

右報告する。

昭和五十五年四月三十日

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

参議院議長 中尾 栄一

外務委員長 中尾 栄一

参議院議長 灘尾 弘吉殿

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 安井 謙

方の当事国政府の管轄の外に移転してはならない。ただし、他方の当事国政府の文書による事前の同意がある場合には、この限りでない。

2 特定物質は、供給当事国政府の文書による事前の同意がない場合には、受領当事国政府の管轄内において、二十パーセントを超えて濃縮し又は再処理してはならない。また、特定物質であるプルトニウム又は二十パーセントを超えて濃縮されたウランは、供給当事国政府の文書による事前の同意がない場合には、受領当事国政府の管轄内において、貯蔵してはならない。

3 原料物質、特殊核物質又は燃料は、特定物質の使用から生ずる特殊核物質であつて受領当事国政府、受領当事国政府の政府企業又は同政府の管轄の下にある者の使用に必要な量を超えるものを平和的非爆発目的にのみ使用するために購入する優先権を供給当事国政府に与えることを条件として、供給される。

4 いかなる場合にも、いづれの当事国政府も、商業上の利益を追求するために又は他方の当事国政府の商業上の関係を妨害するためこの協定の規定を利用してはならない。

5 両当事国政府は、それぞれその管轄内にある特定物質に対し、この協定の附属書Aに定める指針の示すところに沿つて、適切な防護の措置をとる。

6 両当事国政府の代表者は、特定物質の保管に当たつて払うべき注意に関する問題について、相互に協議する。

第二条

協定第四条を次のように改める。

第四条

1 特定物質は、いかなる核兵器の製造のためにも、核兵器の製造以外のいかなる軍事的目的の助長のためにも又は核兵器以外のいかなる核爆発装置の製造のためにも使用されては

ない。

一四二一

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 一四二二

ならない。

2 1の規定に基づく約束の履行は、カナダ国内においてはカナダ政府と国際原子力機関(以下「機関」という。)との間の協定に従い機関によつて、日本国内においては日本国政府と機関との間の協定に従い日本国政府及び機関によつて、確認される。これらの確認のための手続が効力を有しない場合には、両当事国政府は、機関の保障措置の原則及び手続に合致する保障措置制度を適用するために合意する。

第三条

協定第四条の次に次の一条を加える。

第四条のA

千九百七十八年八月二十二日に東京で署名されたこの協定に関する議定書の効力発生後日本国とカナダとの間で移転される設備、施設、資材、原料物質、特殊核物質、燃料及び機微な情報については、供給当事国政府がその移転に先立ち書面により受領当事国政府に通告した場合にのみ、この協定を適用する。

第四条

1 協定第七条(a)を次のように改める。

(a) 「設備」とは、原子力活動に関連する研究、開発、利用、処理又は貯蔵に特に有用な器具、装置又は機械であつて、この協定の附属書Bに掲げるもの又は将来掲げることがあるものをいう。この場合において、
(i) 設備であつてこの協定に基づいて入手した機微な情報を利用して設計され、建設され又は運搬されていると受領当事国政府によつて又は受領当事国政府との協議の後に供給当事国政府によつて指定されたものは、この協定に基づいて入手した設備とみなす。
(ii) 核物質の濃縮若しくは再処理、重水の生産又は重水減速炉に関連する設備であつて、その設計、建設又は運搬過程がこの協

定に基づいて入手した設備の設計、建設又は運搬過程と本質的に同一であると受領当事国政府によつて又は受領当事国政府との協議の後に供給当事国政府によつて指定されたものは、この協定に基づいて入手した設備とみなす。

(iii) 核物質の濃縮若しくは再処理、重水の生産若しくは重水減速炉に関連する設備又は機微な情報の重要な移転があつたときは、その移転先の当事国政府の管轄内にあるいずれかの施設であつて、その設計、建設又は運搬過程が当該設備又は当該機微な情報を基礎として又はこれらを利用して設計され、建設され又は運搬される施設的设计、建設又は運搬過程と本質的に同一であると受領当事国政府によつて又は受領当事国政府との協議の後に供給当事国政府によつて指定されたものにおける設備は、当該設備又は当該機微な情報を利用した設備若しくは施設の最初の運転の時から二十年の間、この協定に基づいて入手した設備とみなす。ただし、(ii)の規定の一般性を限定するものではない。

2 協定第七条(b)を次のように改める。

(b) 「特定物質」とは、この協定に基づいて入手された原料物質、特殊核物質若しくは燃料、この協定に基づいて入手された原料物質、特殊核物質、燃料、設備、施設若しくは重水の使用により生じた特殊核物質又はこの協定に基づいて入手された設備自体により若しくはその設備を使用して生産された重水の使用により生じた特殊核物質をいう。
(j) 「情報」とは、技術に関する有形の資料をいい、設備、資材、原料物質、特殊核物質又は燃料の設計、生産、運搬又は試験に利用することができ、設計資料並びに技術及び運搬に関する説明書が含まれるが、これらには限られない。ただし、公衆が入手することのできる資料を除く。

る資料を除く。

(k) 「公開の情報」とは、部外秘、秘又は極秘の秘密指定を受けていない情報をいう。

(l) 「機微な情報」とは、原料物質、特殊核物質及び燃料の濃縮若しくは再処理、重水の生産又は重水減速炉に関する情報であつて、その供給に先立ち受領当事国政府との協議の後、供給当事国政府により核爆発装置の不拡散のために特に規制の対象にすべきものとして指定されるものをいう。

第五条

協定第七条の次に次の二条を加える。

第七条のA

この協定の解釈又は適用から生ずる紛争であつて、交渉又は両当事国政府が合意する他の手続により解決されないものは、いずれか一方の当事国政府の要請により、次のように構成される仲裁裁判所に付託する。すなわち、両当事国政府は、それぞれ、一人の仲裁裁判官を指名し、指名された二人の仲裁裁判官は、裁判長となる第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の当事国政府が仲裁裁判官を指名しなかつた場合には、いずれか一方の当事国政府は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができ、第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかつた場合には、同じ手続が適用される。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、すべての決定は、二人の仲裁裁判官の合意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両当事国政府を拘束する。

第七條のB
この協定の附属書は、両当事国政府の合意により、この協定を改正することなく修正することができる。

第六条

協定第八条の次に次のように加える。

3 この協定が廃棄された場合においても、この協定に基づいて入手した設備、施設及び資材並びに特定物質に関し、これらが現存している間又は両当事国政府により別段の合意が行われるまでの間、この協定の第三条、第四条、第六条、第七条及び第七条のAの規定は、なお効力を有する。

4 いずれか一方の当事国政府の要請があつた場合には、両当事国政府は、関係のある国際的な場における討議の結果を考慮して、この協定を改正するかどうか又はこの協定に代わる新たな協定を締結するかどうかについて、相互に協議する。

第七条

1 この議定書は、各当事国政府によりその国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、改正後の協定の第八条3の規定に従うことを条件として、協定が効力を失う時に効力を失う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百七十八年八月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

園田 直

カナダ政府のために

J・H・ホーナー

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の附属書A

合意された防護の水準

付表に掲げる物質の使用、貯蔵及び輸送において関係府当局が確保すべき合意された防護の水準には、少なくとも次の指標を含む。

1
第三群

(a) 使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

(b) 輸送に当たつては、特別の予防措置（荷受人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて輸送に係る責任が移転する日時、場所及び手続を明記したものを含む。）の下に行ふこと。

2
第二群

(四) 使用及び貯蔵に当たつては、出入が規制されてゐる防護区域内、すなわち、警備員若しくは電子装置により常時監視の下にあり、かつ、適切な管理の下にある限られた数の入口を有する物理的障壁によつて囲まれた区域内又は防護の水準がこれと同等である区域内において行ふこと。

(b) 輸送に当たっては、特別の予防措置（荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送にあつては、供給国及び受領国

付表 核物質の区分

物 質	形 態	第 一 群	第 二 群	第 三 群
1 ブルトニウム (注 a)	未 照 射 (注 b)	上二キログラム以	五〇〇グラムを 超え二キログラ ム未満	五〇〇グラム以 (注 c)
2 ウラン—二三 五	未 照 射 (注 b)	上五キログラム以	一キログラムを 超え五キログラ ム未満	一キログラム以 (注 c)
	ウラン二三五の濃 縮度が二〇パーセ ント以上のウラン			
	ウラン二三五の濃 縮度が一〇パーセ ント以上二〇パーセ ント未満のウラ ン		一〇キログラム 以上	一〇キログラム 未満 (注 c)

それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の
事前の合意であつて輸送に係る責任が移転す
る日時、場所及び手続を明記したものを含
む。の下に行ふこと。

3
第一群

この群に属する物質は、許可なしに使用されることのないように高度の信頼性を有する方式

により、次のとおり防護される。

(a) 使用及び貯蔵に当たつては、高度に防護された区域内、すなわち、前記の第二群について定められた防護区域であつて、更に、信頼性が確認された者に出入が限られ、かつ、適当な関係当局と緊密な連絡体制にある警備員の監視の下にある区域内において行ふこと。

(このこととの関連においてとられる具體的な措置は、攻撃又は出入が許可なしに行われること若しくは物質が許可なしに持ち出されることを発見し及び防止することを目的とする。)

(b) 輸送に当たつては、第二群及び第三群の物質の輸送について定められた前記の特別な予防措置をとるほか、更に、護送者による常時の監視及び適當な関係当局との緊密な連絡体制が確保される条件の下に行ふこと。

4	照射済燃料	3	ウラン—二三	ウラン二三五の濃縮度が天然ウランを超え一〇パーセント未満のウラン (注d)	
			未照射(注b)		
			上二キログラム以下		
			劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料(核分裂性成分一〇パーセント未満) (注e)(注f)	五〇〇グラムを超え二キログラム未満	
				下五〇〇グラム以下 (注c)	一〇キログラム以上

注a プルトニウム238の同位体濃度が入0パーセントを超えるものは、含まない。
注b 原子炉内で照射されていない物質、又は原子炉内で照射された物質であつて、遮蔽がな

の場合に、メートル離れた地点で一時間当たり一〇〇ラド以下の放射線量率を有するもの。

注c 放射線医学上意味のある量に満たない量は、除外される。
注d 天然ウラン、劣化ウラン及びトリウム、並びに濃縮度が一〇パーセント未満の濃縮ウラン

ンであつて第三群に掲げる量未満のものは、慣行による慎重な管理に従つて防護するものとする。

注^e この防護の水準が望ましいが、各国は、具体的な情況の評価に基づいてこれと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注 f 他の燃料であつて、当初の核分裂性物質含有量により、照射前に第一群又は第二群に分類されているものについては、遮蔽がない場合にその燃料からの放射線量率が一メートル

離れた地点で一時間当たり一〇〇ラドを超える間は、防護の水準を一軒下げることができ
る。

原子力の平和的利用における協力のための
日本国政府とカナダ政府との間の協定の附
属書B

原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉（ゼロ出力年間一〇〇グラムを著しく超える量のプルトニウムを生産するように改造することが合理的）

に可能とされる原子炉については、除外するとは意図されていない。高い出力水準での持

「原子炉」には、基本的なものとして原子炉容器の運転のために設計された原子炉は、そのプルトニウム生成能力にかかわらず、「ゼロ出力炉」をいう。）

炉心の内部にあるか又はこれに直接に取り付けられている物、炉心における出力の水準を制御する

2 原子炉圧力容器

1 に定義された原子炉の

2 原子炉圧力容器 1 に定義された原子炉の炉

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

心を収納するために特に設計され若しくは製作され、かつ、一次冷却材の運転圧力に耐えることができる金属容器の完成品又はその主要な部品で工場において製作されたもの

原子炉圧力容器の上または、圧力容器の主要な部品で工場において製作されたものである。

3 原子炉内装物（例えば、炉心その他の容器内装物のための支柱及び支持板、制御棒案内管、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等）

4 原子炉燃料交換機 1 に定義された原子炉に燃料をそう入し又は取り出すために特に設計され又は製作された操作の設備であつて、原子炉の運転時に操作が可能なるもの又は原子炉の停止時に複雑な操作（例えば通常、燃料を直接見ることは燃料へ近づきことができない場合の操作）を可能にする高度の位置決め若しくは芯出しの技術を使用するもの

5 原子炉制御棒 1 に定義された原子炉における反応度の制御のために特に設計され又は製作された棒

この原子炉制御棒は、中性子を吸収する部品のほかその支持体又は懸架体が個別に供給される場合には、これらのものを含む。

6 原子炉圧力管 1 に定義された原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五〇気圧を超える運転圧力で収納するために特に設計され又は製作された管

7 ジルコニウム管 年間供給量が五〇〇キログラムを超える量のジルコニウム金属及びジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1 に定義された原子炉の内部において使用するために特に設計され又は製作されかつハフニウムとジルコニウムとの重量比が一対五〇〇未満のもの

8 照射済燃料要素の再処理工場設備及び当該設備のために特に設計され又は製作された設備

「照射済燃料要素の再処理工場設備」には、照射済燃料並びに核物質及び核分裂生成物の主要な処理過程と通常直接に接触しかつこれを直接に制御する設備及び部品を含む。現在の技術水準においては、二種の設備のみが「当該設備のために特に設計され又は製作された設備」に含まれるものとみなされている。これらの設備は、次のとおりである。

(a) 照射済燃料要素切断機 前記に定める再処理工場設備において使用するために特に設計され又は製作された遠隔操作設備であつて、照射済みの核燃料集合体、核燃料束又は核燃料棒の切断又は剪断を目的とするもの

(b) 前記に定める再処理工場設備において使用するために特に設計され又は製作された臨界安全タンク（例えば小直径タンク、環状タンク又は平板状タンク）であつて、照射済核燃料の溶解を目的とし、高温高腐食性溶液に耐えることができ、かつ、遠隔操作による充てん及び保守が可能であるもの

9 燃料要素の加工工場設備

「燃料要素の加工工場設備」には、次のものを含む。

(a) 生産工程にある核物質と通常直接に接触し、これを直接に処理し又は制御する設備

(b) 被覆管内に核物質を密封する設備

(c) 前記の操作のための設備一式及び前記の操作のいずれか又は燃料加工の他の操作（例えば被覆又は密封の状態の健全性及び密封された燃料に対する最終仕上げの点検）を目的とする個々の設備

10 分析機器以外の設備で、ウラン同位元素の分離のために特に設計され又は製作されたもの

「分析機器以外の設備で、ウラン同位元素の分離のために特に設計され又は製作されたもの」には、分離工程のために特に設計され又は製作された各主要設備を含む。この設備には、次のものを含む。

(a) ガス拡散隔膜

(b) ガス拡散筒

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書 廃棄物

一四二四

(c) 六ふつ化ウラン耐食のガス遠心分離機

(d) 六ふつ化ウラン耐食の大型軸流又は遠心圧縮機

(e) (d)の圧縮機のための特別の圧縮機軸封部

11 重水生産工場設備

「重水生産工場設備」には、重水素又はその化合物の濃縮のために特に設計された工場及び設備並びに工場設備の運転に不可欠な設備の一部をなす重要なもののすべてを含む。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）に関する報告書

本件の要旨及び目的

我が国とカナダとの間には、昭和三十四年に署名された原子力の平和的利用のための協力協定が締結されているが、我が国は、カナダ政府からの協定改正の申入れを受けて、この協定を改正する議定書の締結について交渉を行つてきた結果、合意に達したので、昭和五十五年八月二十二日東京において本議定書に署名を行つた。

本議定書は、一定の情報を第三国へ移転する場合、ウランを受領国で二十パーセント以上に濃縮する場合及びプルトニウム又は二十パーセント以上の濃縮ウランを貯蔵する場合を、新たに供給国政府の事前同意を要するものとしたこと、核物質を盗難等から防護するために適切な措置をとること、協定に基づいて入手した核物質は、いかなる核爆発装置にも使用しないこと等について規定している。

なお、本議定書は、両国政府がその承認を通知する外交上の公文を交換した日に効力を生ずることとなつてゐる。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、天然ウランの大半の供給を受けているカナダとの間に、原子力における協力関係を更に発展させるとともに、核兵器不拡散のための国際協力にも資することとなるので、妥当な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十五年五月九日

衆議院議長 灘尾 弘吉殿 外務委員長 中尾 栄一

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月二十三日

衆議院議長 安井 謙

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

この条約の締結は、海洋環境及び海洋環境によつて維持される生物が人類にとつて極めて重要であること、並びにその質及び資源を害されないような海洋環境の管理の確保についてすべての人が関心を有していることを認め、

廃棄物を同化しかつ無害にする海洋の受容力及

海洋環境及び海洋環境によつて維持される生物が人類にとつて極めて重要であること、並びにその質及び資源を害されないような海洋環境の管理の確保についてすべての人が関心を有していることを認め、

廃棄物を同化しかつ無害にする海洋の受容力及

び天然資源を再生産する海洋の能力が無限ではないことを認め、

諸国が、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従って開発する主権の権利を有すること、及び自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又は国の管轄の外の区域の環境を害しないことを確保することについて責任を有することを認め、

国の管轄の外の海底を規律する諸原則に関する国際連合総会決議第二千七百四十九号（第二十五回会期）を想起し、

海洋汚染が投棄並びに大気、河川、河口、排水口及びパイプラインを通ずる排出等の多くの原因から生ずること、並びに諸国がそのような海洋汚染を防止するための実行可能な最善の手段を講ずるとともに、処分すべき有害な廃棄物の量を減少させる製品及び工程を開発することが重要であることに留意し、

投棄による海洋汚染を規制する国際的行動は、遅滞なくとることができものであるにもかかわらず、遅滞なくとられなければならないが、その国際的行動が海洋汚染の他の原因をできる限り速やかに規制する措置についての討議を妨げてはならないものであることを確信し、

特定の地理的領域において共通の利益を有する諸国に対しこの条約を補足する適当な取極を締結するよう奨励することにより海洋環境の保護について改善することを希望して、

第一条

締約国は、海洋環境を汚染するすべての原因を効果的に規制することを単独で及び共同して促進するものとし、また、特に、人の健康に危険をもたらし、生物資源及び海洋生物に害を与え、海洋の快適性を損ない又は他の適法な海洋の利用を妨げるおそれがある廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染を防止するために実行可能なあらゆる措置をとることを誓約する。

第二条

締約国は、次条以下の諸条に定めるところに従い、自国の科学的、技術的及び経済的な能力に応じて単独で、並びに共同して、投棄によつて生ずる海洋汚染を防止するための効果的な措置をとるものとし、また、この点に関して締約国の政策を調和させる。

第三条

この条約の適用上、

1 (a) 「投棄」とは、次のことをいう。

(i) 海洋において廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構造物から故意に処分すること。

(ii) 海洋において船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構造物を故意に処分すること。

(b) 「投棄」には、次のことを含まない。

(i) 船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構造物及びこれらのものの設備の通常の運用に付随し又はこれに伴つて生ずる廃棄物その他の物を海洋において処分すること。ただし、廃棄物その他の物であつて、その処分に従事する船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構造物によつて又はこれらに向けて運搬されるもの及び当該船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構造物における当該廃棄物その他の物の処理に伴つて生ずるものを処分することを除く。

(ii) 物を単なる処分の目的以外の目的で配置すること。ただし、その配置がこの条約の目的に反しない場合に限る。

(c) 海底鉱物資源の探査及び開発並びにこれらに関連して行われる沖合における加工から直接又は間接に生ずる廃棄物その他の物の処分は、この条約の適用を受けない。

2 「船舶及び航空機」とは、種類のいかんを問わず、水上、水中又は空中を移動する機器（自動

推進式であるかどうかを問わず、エアクッション船及び浮遊機器を含む。）をいう。

3 「海洋」とは、国の内水を除くすべての海域をいう。

4 「廃棄物その他の物」とは、あらゆる種類、形状又は性状の物質をいう。

5 「特別許可」とは、事前の申請に基づきかつ附属書Ⅱ及び附属書Ⅲの規定により個別的に与えられる許可をいう。

6 「一般許可」とは、附属書Ⅲの規定により事前に与えられる許可をいう。

7 「機関」とは、第十四条2の規定に基づいて締約国が指定する機関をいう。

第四条

1 締約国は、この条約の定めるところにより、次の(a)から(c)までに別段の定めがある場合を除くほか、廃棄物その他の物の投棄（その形態及び状態のいかんを問わない。）を禁止する。

(a) 附属書Ⅰに掲げる廃棄物その他の物の投棄は、禁止する。

(b) 附属書Ⅱに掲げる廃棄物その他の物の投棄は、事前の特別許可を必要とする。

(c) 他のすべての廃棄物その他の物の投棄は、事前の一般許可を必要とする。

2 いずれの許可も、附属書Ⅲに掲げるすべての事項について慎重な考慮（附属書ⅢB及びCに掲げる投棄場所の特性についての事前調査を含む。）が払われた後でなければ与えてはならない。

3 この条約のいかなる規定も、締約国が廃棄物その他の物であつて附属書Ⅰに掲げられていないものの投棄を自国について禁止することを妨げるものと解してはならない。当該締約国は、そのための措置を機関に通知する。

第五条

1 前条の規定は、荒天による不可抗力その他人命に対する危険又は船舶、航空機若しくはプラットフォームその他の人工海洋構造物に対する現実の脅威がある場合において人命又は船舶、航空機若しくはプラットフォームその他の人工海洋構造物の安全を確保することが必要であるときは、適用しない。ただし、投棄がその脅威を避けるための唯一の方法であると考えられること及び投棄の結果生ずる損害が投棄を行わなかつた場合に生ずる損害よりも少ないと十分に見込まれることを条件とする。投棄は、人命及び海洋生物に対する損害の可能性を最小限にするように行われなければならない。また、その投棄については、直ちに機関に報告されるものとする。

2 締約国は、人の健康に対して容認し難い危険をもたらし、かつ、他のいかなる実行可能な解決策をも講ずることができない緊急の場合においては、前条1(a)の規定の例外として特別許可を与えることができる。当該締約国は、特別許可を与えるに先立ち、影響を受けるおそれがあるすべての国及び機関と協議するものとし、機関は、他の締約国及び適当な国際機関との協議の上、第十四条の規定により、当該締約国に対して、とるべき最も適した手続を速やかに勧告する。当該締約国は、措置をとるべき最終時点まで考慮し及び海洋環境に対する損害を防止する一般的な義務に即して実行可能な最大限まで当該勧告に従うものとし、また、自国がとる措置を機関に通報する。締約国は、そのような状況において相互に援助することを誓約する。

3 締約国は、この条約の批准若しくは加入の時に又はその後、2の規定に基づき自国の権利を放棄することができる。

第六条

1 各締約国は、次のことを行い又は二以上の適当な当局を指定する。

(a) 附属書Ⅱに掲げる物の投棄及び前条2に規定する緊急の場合における投棄に必要な特別許可をその投棄に先立って与えること。

(b) 他のすべての物の投棄に必要な一般許可を

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

廢棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一四二六

第十三条

この条約のいかなる規定も、国際連合総会決議第二千七百五十号C(第二十五回会期)に基づいて招集される国際連合海洋法会議による海洋法の法典化及び発展を妨げるものではなく、また、海洋法に關し並びに沿岸国及び旗国の管轄権の性質及び範圍に關する現在又は将来におけるいづれの国の主張及び法的見解をも害するものではない。締約国は、海洋法會議の後にかついかなる場合にも千九百七十六年以前に機關が招集する會議において、沿岸国が自国の海岸に接続する水域においてこの条約を適用する権利及び責任の性質及び範圍を定めるために協議することに同意する。

第十四条

1 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、寄託政府として、組織に關する事項について決定を行うため、この条約の効力發生の後三箇月以内に締約國會議を招集する。2 締約國は、1の會議の時に存在する権限のある機關であつて、この條約に關して事務局としての任務について責任を負うものを指定する。この條約の締約國であつて当該機關の加盟國でないものは、当該機關がその任務を遂行するに當たつて要した費用につき適當な拠出を行う。3 機關の事務局の任務には、次のことが含まれる。

(a) 少なくとも二年に一回締約國協議會議を招集し、及び締約國の三分の二の要請がある場合にはいつでも締約國特別會議を招集すること。

(b) 締約國及び適當な國際機關との協議の上、4(e)に規定する手続の作成及び実施について準備し及び援助すること。

(c) 締約國からの照会及び情報を検討し、締約國及び適當な國際機關と協議し、並びにこの條約に關連する問題であつてこの條約に特に規定されていないものについて締約國に勧告を行うこと。

する汚染を防止し又は軽減するための他の措置

これらの事項に關する援助は、關係國內において行われることがこの條約の目的を推進するため望ましい。

第十条

締約國は、あらゆる種類の廢棄物その他の物の投棄が他の國の環境又は他のすべての区域の環境に与える損害についての國家責任に關する國際法の諸原則に基づき、投棄についての責任の評価及び投棄に關する紛争の解決のための手続を作成することを約束する。

第十一条

締約國は、第一回締約國協議會議において、この條約の解釈及び適用に關する紛争の解決のための手続について検討する。

第十二条

締約國は、権限のある專門機關その他の國際團體において、次の物によつて生ずる汚染から海洋環境を保護するための措置を促進することを誓約する。

(a) 炭化水素(油を含む)及びその廢棄物

(b) その他の有害又は危険な物質であつて投棄の目的以外の目的で船舶によつて輸送されるもの

(c) 船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構造物の運用によつて生ずる廢棄物

(d) すべての原因から生ずる放射性汚染物質(船舶から生ずるものを含む)

(e) 化学兵器及び生物兵器を使用する戦争の用に供される物質

(f) 海底鉱物資源の探査及び開発並びにこれらに關連して行われる沖合における加工から直接又は間接に生ずる廢棄物その他の物

締約國は、また、適當な國際機關において、投棄を行つて船舶が使用する信号に關する規則の法典化を促進する。

的に適用するための手続(この條約の規定に違反して投棄を行つていたことが発見された船舶及び航空機についての報告に關する手続を含む)の作成に協力することに同意する。

4 この條約は、他國の主權の及ばないことが國際法により認められてゐる船舶及び航空機については、適用しない。もつとも、各締約國は、適當な措置をとることにより、自國が所有し又は運用する当該船舶及び航空機がこの條約の目的に沿つて運用されることを確保するものとし、また、その措置を機關に通報する。

5 この條約のいかなる規定も、各締約國が海洋における投棄を防止するため國際法の諸原則に基づき他の措置をとる權利に影響を及ぼすものではない。

第八条

この條約の目的を推進するため、特定の地理的区域における海洋環境について擁護すべき共通の利益を有する締約國は、地域的特性を考慮した上で、特に投棄による汚染を防止するため、この條約に適合する地域の取極を締結するように努める。地域の取極については、機關がこの條約の締約國に通告するものとし、この條約の締約國は、当該地域の取極の目的及び規定に即して行動するように努める。締約國は、この條約の締約國及び地域の取極の締約國が従うことができるような調和のとれた手続を作成するため、地域の取極の締約國と協力するように努める。監視及び科学的調査の分野における協力については、特別の考慮を払う。

第九条

締約國は、次の事項に關して援助を要請する締約國に對し、機關その他の國際團體における協力を通じて援助を促進する。

(a) 科学及び技術の分野における要員の訓練

(b) 調査及び監視のために必要な設備及び施設の提供

(c) 廢棄物の処分及び処理並びに投棄により生

その投棄に先立つて与えること。

(c) 投棄を許可したすべての物の性質及び數量並びに投棄の場所、時期及び方法を記録すること。

(d) この條約の適用上、単独で又は他の締約國及び権限のある國際機關と協力して海洋の狀態を監視すること。

2 締約國の適當な當局は、投棄が意圖されてゐる次の物につき、1の規定により事前の特別許可又は一般許可を与える。

(a) 当該締約國の領域において積み込まれる物

(b) 当該締約國の領域において登録された船舶若しくは航空機又は当該締約國を旗國とする船舶若しくは航空機にこの條約の締約國でない國の領域において積み込まれる物

3 適當な當局は、1(a)及び(b)に規定する許可を与えるに當たつては、附屬書IIIの規定並びに適切と認める追加の基準、措置及び要件に従う。

4 各締約國は、直接に又は地域的取極に基づいて設立される事務局を通じて、機關及び適當な場合には他の締約國に對し、1(c)及び(d)の定めることに係る情報並びに3の規定により採用する基準、措置及び要件を報告する。報告の手続及び性質は、締約國が協議の上合意する。

第七条

1 各締約國は、次のすべてのものにつき、この條約を実施するために必要な措置をとる。

(a) 当該締約國の領域において登録され又は当該締約國を旗國とする船舶及び航空機

(b) 投棄が意圖されてゐる物を当該締約國の領域において積み込む船舶及び航空機

(c) 当該締約國の管轄の下にある船舶、航空機及び固定され又は浮いてゐるプラットフォーム

2 各締約國は、この條約の規定に違反する行為を防止し及び処罰するため、自國の領域において適當な措置をとる。

3 締約國は、この條約を特に公海において効果

- (d) 第四条3、第五条1及び2、第六条4、次条、第二十条並びに第二十一条の規定に基づいて機関が受領したすべての通知を関係締約国に送付すること。
- 機関の指定が行われるまでの間、これらの任務は、必要に応じて寄託政府が行うものとし、このための寄託政府は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府とする。
- 4 締約国協議会議及び締約国特別会議は、この条約の実施について常に検討を行うものとし、特に次のことを行うことができる。
- (a) この条約及び附属書を検討し並びに次条の規定によりこの条約及び附属書の改正を採択すること。
- (b) 科学の分野における適当な団体に対し、この条約(特に附属書の内容)に関連する科学的又は技術的側面につき締約国又は機関と協力し及び締約国又は機関に助言するよう要請すること。
- (c) 第六条4の規定により行われた報告を受領し及び検討すること。
- (d) 海洋汚染の防止に関心を有する地域的機関との協力及びこれらの地域的機関の間における協力を促進すること。
- (e) 適当な国際機関との協議の上、第五条2の手続(例外的かつ緊急の場合を決定する基準を含む)並びに助言のための協議の手続及び例外的かつ緊急の場合における物の安全な処分(適当な投棄区域の指定を含む)のための手続を作成し又は採択し、並びにそれらに従って勧告を行うこと。
- 5 必要と認められる追加の措置を検討すること。
- 締約国は、第一回締約国協議会議において、必要な手続規則を定める。
- 第十五条
- 1 (a) この条約の改正は、前条の規定により招集される締約国協議会議において、出席する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択することができる。改正は、締約国の三分の二が改正の受諾書を機関に寄託した後六十日目の日に、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。その後は、改正は、他のいずれの締約国についても、当該他の締約国が改正の受諾書を寄託した後三十日で効力を生ずる。
- (b) 機関は、すべての締約国に対し、前条の規定による特別会議の要請、締約国協議会議において採択された改正及びその改正が各締約国について効力を生ずる日を通報する。
- 2 附属書の改正は、科学的又は技術的検討に基づいて行う。前条の規定により招集される会議において出席する締約国の三分の二以上の多数による議決で承認される附属書の改正は、改正を受諾する各締約国についてはその受諾を機関に通告した後直ちに、また、他のすべての締約国については会議による承認の後百日で効力を生ずる。ただし、改正を直ちに受諾することができない旨をその百日の終わりに宣言する締約国については、この限りでない。締約国は、会議における改正の承認の後できる限り速やかに、改正の受諾を機関に通告するように努めなければならない。締約国は、いつでも、先に行つた異議の宣言に代えて受諾を行うことができるものとし、この場合において、先に異議の申し立てられた改正は、当該締約国について効力を生ずる。
- 3 この条の規定に基づく受諾又は異議の宣言は、機関に文書を寄託することによつて行う。機関は、当該文書の受領をすべての締約国に通告する。
- 4 この条において機関に課される事務局の任務は、機関の指定が行われるまでの間、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府がこの条約の寄託政府の一として暫定的に遂行する。
- 第十六条
- この条約は、千九百七十二年十二月二十九日から千九百七十三年十二月三十一日まで、ロンドン、メキシコ・シティ、モスクワ及びワシントンにおいて、すべての国による署名のために開放しておく。
- 第十七条
- この条約は、批准されなければならない。批准書は、メキシコ政府、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府及びアメリカ合衆国政府に寄託する。
- 第十八条
- この条約は、千九百七十三年十二月三十一日後は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、メキシコ政府、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府及びアメリカ合衆国政府に寄託する。
- 第十九条
- 1 この条約は、十五番目の批准書又は加入書の寄託の日(後三十日目の日に効力を生ずる)。
- 2 この条約は、十五番目の批准書又は加入書の寄託の後批准し又は加入する各締約国については、当該締約国による批准書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 第二十條
- 寄託政府は、締約国に対して次の事項を通報する。
- (a) 第十六条から第十八条まで及び次条の規定に基づいて行われたこの条約の署名、批准書又は加入書の寄託及び脱退
- (b) この条約が前条の規定により効力を生ずる日
- 第二十一条
- 締約国は、寄託政府に対し六箇月前に文書による予告を行うことにより、この条約から脱退することができるとし、また、寄託政府は、すべての締約国に対し速やかに当該予告を通報する。
- 第二十二条
- 英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、メキシコ政府、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府及びアメリカ合衆国政府に寄託するものとし、これらの政府は、その認証本をすべての国に送付する。
- 以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。
- 千九百七十二年十二月二十九日にロンドン、メキシコ・シティ、モスクワ及びワシントンで本書四通を作成した。
- 附属書1
- 有機ハロゲン化合物
 - 水銀及び水銀化合物
 - カドミウム及びカドミウム化合物
 - 持続性プラスチックその他の持続性合成物質であつて、漁ろう、航行その他の適法な海洋の利用を著しく妨げるような状態で海上又は海中に浮遊するもの(例えば、網、綱)
 - 投棄の目的で積み込まれる原油、重油、重ディーゼル油、潤滑油及び作動油並びにこれらの油のうちいずれかのものを含有する混合物
 - 高レベルの放射性廃棄物その他の高レベルの放射性物質(この分野における権限のある国際団体(現在においては、国際原子力機関)が公衆衛生上、生物学上その他の理由に基づき海洋における投棄に適しないものとして定義するもの)
 - 形態(例えば、固体、液体、半液体、気体、生物)のいかんを問わず、生物兵器及び化学兵器を使用する戦争の用に生産される物質
 - 1から7までの規定は、海洋において物理的、化学的又は生物学的的作用によつて急速に無害化される物質については、適用しない。ただ

し、次の物質については、この限りでない。

- (i) 食用海洋生物の味を損なう物質
- (ii) 人及び家畜の健康を損なう物質

締約国は、物質の無害性について疑義がある場合には、条約第十四条の規定に基づいて定められる協議手続に従う。

9 この附属書の規定は、1から5までに掲げる物を微量に含有する廃棄物その他の物(例えば、下水汚泥、しゅんせつ土砂)については、適用しない。当該廃棄物の投棄については、適宜、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲの規定に従う。

10 1及び5の規定は、1及び5に掲げる廃棄物その他の物の海洋における焼却による処分については、適用しない。これらの廃棄物その他の物の海洋における焼却は、事前の特別許可を必要とする。焼却のための特別許可を与えるに当たっては、締約国は、廃棄物その他の物の海洋における焼却の規制に関する規則(この附属書の不可分の一部をなす)を適用するものとし、締約国が協議の上採択する廃棄物その他の物の海洋における焼却の規制に関する技術上の指針を十分に考慮する。

廃棄物その他の物の海洋における焼却の規制に関する規則

第一部

第一規則 定義

(1) この規則の適用上、
「海洋焼却施設」とは、海洋における焼却を行う船舶又はプラットフォームその他の人工海洋構造物をいう。

(2) 「海洋における焼却」とは、熱分解の目的で、海洋焼却施設において廃棄物その他の物を故意に燃焼させることをいう。ただし、船舶又はプラットフォームその他の人工海洋構造物の通常の運用に付随する行為を含まない。

第二規則 適用

(1) 第二規則の規定は、次の廃棄物その他の物に適用する。

- (a) 附属書Ⅰに掲げる物
- (b) 駆除剤及びその副産物で附属書Ⅰに含まれないもの

(2) 締約国は、この規則により海洋における焼却のための許可を与える前に、海洋における焼却の代わりとして陸地において行方不明、処分若しくは除去の方法の利用可能性又は廃棄物その他の物の有害性を減少させる処理の方法の利用可能性について検討する。海洋における焼却は、いかなる場合にも、環境保全上より良い解決(新技術の開発を含む)に向けての進歩を妨げるものと解してはならない。

(3) 附属書Ⅰ10及び附属書ⅡEに掲げる廃棄物その他の物であつて(1)に掲げるもの以外のものの海洋における焼却は、特別許可を与える締約国が十分に規制する。

(4) (1)及び(3)に掲げられていない廃棄物その他の物の海洋における焼却は、一般許可を必要とする。

(5) (3)及び(4)に規定する許可を与えるに当たり、締約国は、この規則及び廃棄物その他の物の海洋における焼却の規制に関する技術上の指針の規定のうち、当該廃棄物について関連のあるすべての規定を十分に考慮する。

第二部

第三規則 焼却設備の承認及び検査

(1) すべての海洋焼却施設の焼却設備は、次の(a)から(c)までに定めるところにより検査に服する。焼却の許可を与えようとする締約国は、条約第七条1の規定により、使用される海洋焼却施設の検査が完了しており、かつ、焼却設備がこの規則の規定に適合していることを確保する。最初の検査が締約国の監督の下に実施される場合には、当該締約国は、試験事項を明示した特別許可を与える。各検査の結果は、検査報告書に記録する。

(a) 最初の検査は、廃棄物その他の物の焼却中に燃焼効率及び分解効率が九十九・九パーセントを超えていることを確保するため、実施する。

ントを超えることを確保するため、実施する。

(b) 検査の実施を監督する国は、最初の検査の一部として次のことを行う。

- (i) 温度測定装置の取付け位置、型式及び使用方法を承認すること。
- (ii) ガスの試料採取設備(採取位置、分析装置及び記録方法を含む)を承認すること。
- (iii) 定められた最低温度を下回った場合には焼却炉への廃棄物の供給を自動的にしや断するため、承認された装置が設置されていることを確保すること。
- (iv) 通常運転中の焼却炉による場合を除くほか、海洋焼却施設から廃棄物その他の物を処分する手段がないことを確保すること。
- (v) 廃棄物の供給率及び燃料の供給率を制御しかつ記録する装置を承認すること。
- (vi) 煙源を集中的に監視することによつて行う試験(焼却が予定されている廃棄物のうち代表的なものをを用いてO₂、CO、CO₂、有機ハロゲン及び全炭化水素の濃度を測定することを含む)により焼却設備の性能を確認すること。

(c) 焼却設備は、焼却炉がこの規則の規定に適合していることが確保されるように少なくとも二年ごとに検査を受ける。二年ごとの検査の範囲は、従前の二年間の運転データ及び保守記録の評価に基づいて定める。

(2) 検査が完了した後、締約国は、焼却設備がこの規則の規定に適合していると認めるときは、証書を発給する。証書には、検査報告書の写しを添付する。締約国が発給する証書は、他の締約国により認められる。ただし、焼却設備がこの規則の規定に適合していないと信ずるに足りる明白な理由がある場合には、この限りでない。証書及び検査報告書の写しは、機関に提出する。

(3) 検査が完了した後は、証書を発給した締約国の承認なしには、焼却設備の性能に影響を及ぼす重大な変更を行つてはならない。

の承認なしには、焼却設備の性能に影響を及ぼす重大な変更を行つてはならない。

第四規則 特別な検討を必要とする廃棄物

(1) 締約国は、焼却が予定されている廃棄物その他の物の熱分解性について疑義がある場合には、実験を行う。

(2) 締約国は、燃焼効率について疑義のある廃棄物その他の物の焼却の許可を与える場合には、焼却設備の最初の検査と同様に焼却設備の煙源を集中的に監視するものとし、また、廃棄物が固型物を含有する場合を考慮して、粒子状物質の試料採取を行うことについて検討する。

(3) 最低火炎温度は、第五規則に定める温度とする。ただし、海洋焼却施設についての試験の結果、必要な燃焼効率及び分解効率がより低い温度で達成されることが証明される場合は、この限りでない。

(4) (1)から(3)までに定める特別な検討の結果は、記録するものとし、検査報告書に添付する。その写しは、機関に送付する。

第五規則 運転上の要件

(1) 焼却設備の運転は、第四規則に規定する場合を除くほか、廃棄物その他の物の焼却が摂氏千二百五十度未満の火炎温度では行われないように、制御される。

(2) 燃焼効率は、少なくとも九十九・九五(正負〇・〇五)パーセントとするものとし、次の式による。

$$\frac{C_{CO_2} - C_{CO}}{C_{CO_2}} \times 100$$

ここで、C_{CO₂}は、燃焼ガス中の二酸化炭素の濃度とする。

C_{CO}は、燃焼ガス中の一酸化炭素の濃度とする。

(3) 煙突の先端から黒煙又は火炎が現れてはならない。

(4) 海洋焼却施設は、焼却中はいつでも、無線の呼出しに対して迅速に回答する。

第六規則 記録装置及び記録

(1) 海洋焼却施設は、第三規則の規定により承認された記録装置又は記録方法を使用する。少なくとも次のデータは、焼却を行うごとに記録するものとし、許可を与えた締約国による検査のために保存する。

(a) 承認された温度測定装置により連続的に測定される温度

(b) 焼却が行われた日時及び焼却された廃棄物についての記録

(c) 適当な航海方法による船舶の位置

(d) 廃棄物の供給率及び燃料の供給率。液体状の廃棄物及び燃料については、供給率は、連続的に記録する(千九百七十九年一月一日以前から運用されている船舶については、適用しない。)

(e) 燃焼ガス中のCO及びCO₂の濃度

(f) 船舶の針路及び速度

(2) 海洋焼却施設は、発給された証書、第三規則の規定により作成された検査報告書の写し及び当該海洋焼却施設において焼却される廃棄物その他の物について締約国が発給した焼却のための許可証の写しを備える。

第七規則 焼却される廃棄物の性質についての規制

廃棄物その他の物の海洋における焼却の許可の申請には、第九規則の規定による要件を十分に満たす情報であつて廃棄物の特性に関するものを添える。

第八規則 焼却場所

(1) 焼却場所を選定する基準を設定するに当たつては、附属書IIIに掲げる事項に加えて、次の事項を考慮する。

(a) 汚染物質の沿岸地域への大気による移動の可能性に対し特別の注意を払いつつ、海洋焼却施設から放出される汚染物質の周辺の環境に影響を及ぼす可能性を把握するための大気拡散の特性(風速、風向、大気の安定度、大気の逆転及び霧の発生頻度、降水の型及び降水量並びに湿度を含む。)

(b) 煙流と海面との相互作用による影響の可能性を評価するための海洋拡散の特性

(c) 航行援助施設の利用可能性

(2) 恒久的に指定された焼却区域の経緯度は、広く周知させるものとし、これを機関に通報する。

第九規則 通知

締約国は、締約国が協議の上採択する通知のための手続に従う。

附属書II

条約第六条1(a)の規定の適用上、次のAからDまでに掲げる物については、特別の注意を必要とする。

A 次の物質を相当な量含有する廃棄物

ひ素

鉛 及びこれらの化合物

銅 及びこれらの化合物

亜鉛 及びこれらの化合物

有機けい素化合物

シアン化合物

ふつ化合物

駆除剤及びその副産物で附属書Iに含まれないもの

B 多量の酸又はアルカリの投棄を許可するに当たつては、Aに掲げる物質及び次の物質が当該廃棄物中に存在する可能性を考慮する。

ベリリウム

クロム

ニッケル

バナジウム

及びこれらの化合物

C コンテナ、金属くずその他の巨大な廃棄物

であつて、海底に沈み、漁ろう又は航行の重大な障害となるおそれがあるもの

D 放射性廃棄物その他の放射性物質であつて附属書Iに含まれないもの。締約国は、これらの物質の投棄を許可するに当たつては、この分野における権限のある国際団体(現在においては、国際原子力機関)の勧告を十分に考慮する。

E 締約国は、この附属書に掲げる物の焼却のための特別許可を与えるに当たつては、附属書Iの廃棄物その他の物の海洋における焼却の規制に関する規則及び締約国が協議の上採択する廃棄物その他の物の海洋における焼却の規制に関する技術上の指針に明記されている限りにおいて、同規則を適用するものとし、また、同指針を十分に考慮する。

条約第四条2の規定の適用上、海洋における物の投棄を許可する基準を設定するに当たつては、次の事項を考慮する。

附属書III

A 物の特性及び組成

1 投棄される物の総量及び平均的な組成(例えば、一年当たり)

2 形態(例えば、固体、泥状、液体又は気体)

3 特質。物理的特質(例えば、溶解度、密度、化学的及び生化学的特質(例えば、酸素要求量、栄養度)並びに生物学的特質(例えば、ウイルス、細菌、酵母及び寄生虫の存在))

4 毒性

5 持続性。物理的、化学的及び生物学的持続性

6 生物又はたい積物中における蓄積及び生物学的変換

7 物理的、化学的及び生化学的变化の可能性並びに水中における他の溶存有機物質及び溶存無機物質との相互作用の可能性

8 資源(魚介類等)の商品価値を低下させることとなる汚染その他の変化を引き起こす可能性

B 投棄場所の特性及び投棄の方法

1 位置(例えば、投棄区域の経緯度、水深、海岸からの距離)及び他の区域(例えば、保護区域、産卵場、成育場、漁場、開発可能資源が存在する区域)との関連における位置

2 一定期間当たりの処分量(例えば、一日、一週間又は一箇月当たりの量)

3 この包し及び封入する場合においては、その方法当該投棄方法による初期希釈度

4 拡散性(例えば、海流、潮流及び風が水平移動及び垂直混合に及ぼす影響)

5 水質(例えば、温度、pH、塩分、成層、酸素による汚染指標(溶存酸素量(DO)、化学的酸素要求量(COD)、生物化学的酸素要求量(BOD))、有機及び無機の窒素化合物(アンモニアを含む)、懸濁物質、他の栄養分、生産力)

6 海底の特性(例えば、地形、地球化学上及び地質学上の特性、生物学的生産力)

7 投棄区域において過去に行われた投棄の有無及びその影響(例えば、重金属の存在量、有機炭素の含有量)

8 締約国は、投棄を許可するに当たつては、季節的变化を考慮した上で、当該投棄による影響をこの附属書の規定に従つて評価するための十分な科学的根拠が存在するかどうかを検討する。

C 一般的考慮及び条件

1 海洋の快適性に影響を及ぼす可能性(例えば、浮遊物又は漂着物の存在、濁り、悪臭、変色、あわ立ち)

2 海洋生物、魚介類の養殖、魚類、漁業並びに海藻の採取及び養殖に影響を及ぼす可能性

3 海洋のその他の利用に対する影響の可能性(例えば、工業用水の水質の悪化、構造物の水中腐食、浮遊物による船舶の運航の妨害)

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

廃棄物又は固形物の海底におけるたまりによる漁獲の妨害、科学的な又は環境保全上の見地から特に重要な区域の保護

4 投資の代わりとして陸地において行う処理、処分若しくは除去の方法の利用可能性又は海洋における投資について物の有害性を減少させる処理の方法の利用可能性

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の締結について承認を求めた件(衆議院送付)に関する報告書

本件の要旨及び目的

海洋環境保全の必要性がますます産業活動等の活発化に伴って生ずる海洋汚染を防止することの必要性は、つとに認識されるところであり、昭和四十七年六月にスウェーデンのストックホルムにおいて開催された第一回国連人間環境会議において、海洋の汚染原因の一つである海洋投棄の規制に関する条約の重要性が強調され、その条約の作成が勧告された。これを受け、ロンドンにおいて開催された条約作成会議において、昭和四十七年十一月十三日、本条約が採択された。同年十二月二十九日に署名のために開放され、我が国は、昭和四十八年六月二十二日にこの条約に署名した。なお、本条約は、昭和五十年八月三十日に効力を生じている。

本条約は、人の健康に危険をもたらす、生物資源及び海洋生物に害を与え、海洋の快適性を損ない又は適法な海洋の利用を妨げるおそれがある廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染を防止することを目的として、有機ハロゲン化合物、水銀、カドミウム、油、高レベル放射性廃棄物等の投棄の禁止及び鉛、銅、亜鉛等を相当な量含有する廃棄物、巨大な廃棄物、低レベル放射性廃棄物等の投棄の特許許可並びに違反行為を防止するための措置等締結国がとるべき措置について規定するとともに、地域的取極めの締結、技術等の分野での援助等について定めている。

なお、本条約は、我が国の批准書がメキシコ政府、ソビエト社会主義共和国連邦政府、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府及びアメリカ合衆国政府に寄託された日の後三十日目に効力を生ずることとなつてい

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の締結について承認を求めた件及び同報告書 廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の締結について承認を求めた件及び同報告書 一四三〇

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めようとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国の沿岸海域を含むすべての海洋の環境の保全に資することになるとともに、この分野における国際協力の推進に貢献するものと期待されるので、適切な措置であるため、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十五年五月九日 外務委員長 中尾 栄一 衆議院議長 灘尾 弘吉殿

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の締結について承認を求めた件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月二十三日 参議院議長 安井 謙 衆議院議長 灘尾 弘吉殿

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の締結について承認を求めた件

正の受諾について承認を求めた件

廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の締結について承認を求めた件について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めようとするのである。

正 廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の締結について承認を求めた件

第十一条を次のように改める。

この条約の解釈又は適用に関する締結国間の紛争であつて交渉その他の方法によつて解決することができなかったものは、紛争当事国間の合意により国際司法裁判所に付託し又は一方の紛争当事国の要請により仲裁に付託する。仲裁手続は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、この条約の付録に定める規則に従う。

第十四条4(a)を次のように改める。

(a) この条約、附属書及び付録を検討し並びに次条の規定によりこの条約、附属書及び付録の改正を採択すること。

第十五条1(a)の第一文を次のように改める。

この条約及び付録の改正は、前条の規定により召集される締結国会議において、出席する締結国の三分の二以上の多数による議決で採択することができる。

改正後の第十一条にいう付録は、次のとおりとする。

付録

第一条

1 仲裁裁判所(以下「裁判所」という。)は、いづれかの締結国が条約第十一条の規定により他の締結国に行つた要請によつて設置される。仲裁の要請の文書は、事件を記述した文書及び証拠書類とする。

2 要請を行つた締結国は、機関の事務局長に対し、次の事項を通報する。

(i) 仲裁の要請を行つたこと。

(ii) その解釈又は適用について意見の相違があることと当該締結国が認める規定

3 事務局長は、2の事項をすべての締結国に通報する。

第二条

1 裁判所は、仲裁の要請を受けた日から三十日以内に紛争当事国が合意する場合には、一人の仲裁人で構成する。

2 仲裁人が死亡し、職務を行うことができなくなり又は欠けた場合には、紛争当事国は、仲裁人が死亡し、職務を行うことができなくなり又は欠けた時から三十日以内に代わりの仲裁人を指名する。当該紛争当事国は、仲裁裁判は、現存の仲裁人の下で行う。議長が死亡し、職務を行うことができなくなり又は欠けた場合には、議長が死亡し、職務を行うことができなくなり又は欠けた時から九十日以内に、1(a)及び2の規定に従い、代わりの議長を指名する。

第三条

1 前条の規定により裁判所の構成について紛争当事国が合意しない場合には、裁判所は、次の三人の者で構成する。

(i) 各紛争当事国が指名する仲裁人

(ii) これら二人の仲裁人が合意によつて指名する議長となる第三の仲裁人

2 第二の仲裁人の指名の時から三十日以内に裁判所の議長が指名されない場合には、紛争当事国は、いづれか一方の紛争当事国の要請に応じ、更に三十日以内に、合意された適格者の名簿を機関の事務局長に提出するものとし、事務局長

は、できる限り速やかにその名簿から議長を選定する。この場合において、事務局長は、いづれか一方の紛争当事国の国籍を有しておらず又は有してない者を、他方の紛争当事国が同意しない限り、選定してはならない。

3 仲裁の要請を受けた日から六十日以内にいづれか一方の紛争当事国が1(a)の仲裁人を指名しない場合には、他方の紛争当事国は、合意された適格者の名簿を三十日以内に機関の事務局長に提出する。議長は、仲裁人を指名しなかつた紛争当事国に対し、仲裁人を指名するよう要請する。当該紛争当事国が議長の要請を受けた時から十五日以内に仲裁人を指名しない場合には、事務局長は、議長の名簿から、合意された適格者の名簿から仲裁人を選定する。

4 仲裁人が死亡し、職務を行うことができなくなり又は欠けた場合には、その仲裁人を指名した紛争当事国は、その仲裁人が死亡し、職務を行うことができなくなり又は欠けた時から三十日以内に代わりの仲裁人を指名する。当該紛争当事国は、仲裁裁判は、現存の仲裁人の下で行う。議長が死亡し、職務を行うことができなくなり又は欠けた場合には、議長が死亡し、職務を行うことができなくなり又は欠けた時から九十日以内に、1(a)及び2の規定に従い、代わりの議長を指名する。

5 機関の事務局長は、締結国の指名した適格者で構成する仲裁人名簿を保持する。各締結国は、名簿に記載される四人の者を指名することができ、これらの者は、これを指名する締結国の国籍を有することを要しない。紛争当事国が2から4までに定める期間内に合意した適格者の名簿を事務局長に提出しない場合には、事務局長は、自己の保持する名簿から指名されない仲裁人を選定する。

第四条

裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し及び決定することができる。

第五条

各紛争当事国は、事件の準備に要した費用であつて自国に係るものを負担する。仲裁人の報酬及び

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 一四三二

二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)」とあるのは「六百分の一」とする。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十五年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十七万六千六百円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十万三千七百円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 六十七万六千六百円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものである年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 五十万三千七百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十三万五千八百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 四十三万六千円

5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十五年四月分から同年七月分までにおいては、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもって、当該年金の額とする。この場

合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 六万円

二 遺族である子二人以上を有する場合 八万四千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 四万八千円

6 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額(旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、その額につき、前項の規定の適用があつた場合には、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十五年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十万円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十二万五千円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 七十万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものである年金(イに掲げる年金を除く)及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 五十二万五千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十五万円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 四十五万五千円

7 第五項の規定は、前項第三号の規定の適用を受ける年金を受ける者が妻である場合について準用する。

8 第一項から第三項まで及び第六項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合においては、昭和五十五年八月分以後、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもって、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第五項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子一人を有する場合 十二万円

二 遺族である子二人以上を有する場合 二十一万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 十二万円

9 旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻で、前項各号の一に該当するもの(政令で定める者を除く)が、通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの(その全額の支給を停止されている給付を除く)の支給を受けることができるときは、その受けることができる額は、同項の規定による加算は行わない。ただし、第一項から第三項まで及び第六項の規定により算定した旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

10 前項ただし書の規定における第八項の規定の適用については、同項の規定により当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額

に加算されるべき額は、当該年金の額に同項の規定により加算されるべき額を加えた額が前項の政令で定める額を超えるときにおいて、第八項の規定にかかわらず、当該政令で定める額から当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額を控除した額とする。

11 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金のうち六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が六年以上九年未満のものに係る年金については、第一項又は第六項の規定の適用を受けて改定された額が四十二万円に満たないときは、昭和五十五年十二月分以後、その額を、四十二万円に改定する。

12 第一項、第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十五年四月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第五項の規定に準じてその額を改定する。

13 第六項第三号の規定の適用を受ける年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十五年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第七項の規定に準じてその額を改定する。

14 第一項、第二項又は第六項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者であつて、六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しないものが昭和五十五年八月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第八項から第十項までの規定に準じてその額を改定する。

15 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金を受ける者が昭和五十五

年四月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

16 第一項又は第六項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による退職年金又は廢疾年金に相当する年金を受ける者が昭和五十五年六月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

17 第一項又は第六項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による廢疾年金に相当する年金（實在職した組合員期間が六年以上九年未満の者に係る年金に限る。）を受ける者が昭和五十五年十二月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第十一項の規定に準じてその額を改定する。

18 第一項若しくは第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十五年四月一日以後に七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が同日以後に七十歳に達したときを除く。）又は第六項の規定の適用を受ける年金を受ける者が同年六月一日以後に七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が同日以後に七十歳に達したときを除く。）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

19 第二項若しくは第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が昭和五十五年四月一日以後に八十歳に達したとき又は第六項の規定の適用を受ける年金を受ける者が同年六月一日以後に八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

20 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

る。

第二条第五項及び第二条の二第三項中「第二条の十二の二」を「第二条の十三」に改める。

第二条の十二の二の次に次の一条を加える。

（昭和五十五年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定）

第二条の十三 第二条の十二第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の十五の仮定俸給（前条第二項の規定又は第二条の十二第九項若しくは前条第八項において準用する第一条第六項の規定により前条第二項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金に

ついては、第二条の十二第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十六の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十六」と読み替へるものとする。

2 第一条の十三第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達している年金に限る。以下この項、第十二項及び第十三項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合について、同条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは「殉職年金又は障害遺族年金」と、同条第三項

中「前項」とあるのは「第二条の十三第二項の規定により読み替へられた前項」と読み替へるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十五年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十九に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十八万円を加えた額）

二 殉職年金 九十五万三千円

三 障害遺族年金 七十三万六千円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額（以下この項において「算定額」という。）に四万八千円（扶養遺族一人を有する場合にあつては六万円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては八万四千円）を加えた額をもつて、当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者に係る算定額を控除した額とする。

一 殉職年金 百二十五万五千円

二 障害遺族年金 八十万八千円

5 第二条の九第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者について準用する。

6 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については十二万円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千元（そのうち二人までについて

は、一人につき三万六千元（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り七万八千元）を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

7 殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき一万二千元（そのうち二人までについては、一人につき三万六千円）

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

8 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額（第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十五年六月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の二十に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十八万円を加えた額）

二 殉職年金 百三十三万八千円

三 障害遺族年金 八十万四千円

昭和五十五年五月九日 衆議院会議録第二十三号 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

一四三四

もつて、当該年金の額とする。この場合において、第二条の九第五項の規定を準用する。

10 第六項の規定は、障害年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第八項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第一号」とあるのは、「第八項第一号」と読み替えるものとする。

11 第七項の規定は、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者で扶養遺族を有するものの当該年金の額につき第八項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第七項中「第三項第二号」とあるのは「第八項第二号」と、「第四項」とあるのは「第九項」と、「第三項第三号」とあるのは「第八項第三号」と読み替えるものとする。

12 第一条の十三第十八項の規定は、第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける年金を受けける者が昭和五十五年四月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受けける妻、子又は孫が同日以後に七十歳に達したときを除く。）又は第八項の規定の適用を受ける年金を受けける者が同年六月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受けける妻、子又は孫が同日以後に七十歳に達したときを除く。）について準用する。この場合において、同条第十八項中「第二項」とあるのは、「第二項中「旧法」の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

13 第一条の十三第十九項の規定は、第二項（同条第二項の規定に係る部分に限る。）若しくは第三項の規定の適用を受ける年金を受けける者が昭和五十五年四月一日以後に八十歳に達したとき又は第八項の規定の適用を受ける年金を受けける者が同年六月一日以後に八十歳

に達したときについて準用する。この場合において、同条第十九項中「第三項」とあるのは、「第三項中「前項」とあるのを「第二条の十三第三項の規定により読み替えられた前項」と読み替えて、同項」と読み替えるものとする。

14 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三条の十二の次に次の一条を加える。
(昭和五十五年度における旧法による年金の額の改定)

第三条の十三 第一条の十三の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十三の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

第四条第一項中「第十条の三」を「第十条の四」に改め、同条第五項中「及び第十条の三第二項」を「第十条の三第二項及び第十条の四第二項」に改める。

第十条の三第一項中「遺族年金」の下に「（次条において「昭和五十五年三月三十一日以前の年金」という。）を加え、同条の次に次の一条を加える。

（昭和五十五年度における新法による年金等の額の改定）

第十条の四 昭和五十四年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（次項及び第三項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二

条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十五年三月三十一日以前の年金
当該年金の額を前条第一項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額に係るものについては、その額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円）

二 昭和五十四年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第四項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による通算退職年金（第三項において「昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金」とい

及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額のうち新法第四十二条第二項又は施行法第二条第一項第十九号に規定する俸給年額又は新法の俸給年額に係るものについては、その額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円）

2

前項の規定は、昭和五十四年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十三条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

3

第一項の規定は、前条第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4

第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。第十五条の三の次に次の一条を加える。
(昭和五十五年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十五条の四 昭和五十四年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員（第四項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による通算退職年金（第三項において「昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金」とい

う。で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数に乗じて得た額に改定する。

一 四十七万七千九百七十二円

二 通算退職年金の仮定俸給（次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十三年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第一号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額（退職をした日における当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた俸給に係る新法第四十二条第二項に規定する掛金の標準となつた俸給について新法第百条第三項又はこれに相当する規定の適用があつた者で政令で定めるものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額）を加えて得た額その加えて得た額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円）を十二で除して得た額

ロ 昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率

を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その加えて得た額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円）を十二で除して得た額

2 第十一條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十五年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十五條の四第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十五條の四第一項に」と、「昭和五十一年改正前の新法別表第二の二」とあるのは「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号）第二條の規定による改正前の新法別表第二の二（昭和五十一年九月三十日以前に新法の退職をした者については、昭和五十一年改正前の新法別表第二の二（二）と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十五條の四第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 前三項の規定は、前条第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

第十六條中「第一條の十二の二」を「第一條の十三」に、「第二條の十二の二」を「第二條の十三」に、「第三條の十二の二」を「第三條の十三」に、「第十條の三」を「第十條の四」に改める。

に、「第三條の十二の二」を「第三條の十三」に、「同法第四十二條」を「施行法第四十二條」に改める。

第十八條中「第十五條の三」を「第十五條の四」に改める。

別表第一の十六（第一條の十三、第二條の十三関係）

別表第一の十五の仮定俸給		仮 定 俸 給	
六六、二三〇	六八、七五〇	六八、七五〇	六八、七五〇
六八、九六〇	七一、五七〇	七一、五七〇	七一、五七〇
七〇、六四〇	七三、三一〇	七三、三一〇	七三、三一〇
七二、三四〇	七五、〇七〇	七五、〇七〇	七五、〇七〇
七四、二六〇	七七、〇五〇	七七、〇五〇	七七、〇五〇
七六、九八〇	七九、八七〇	七九、八七〇	七九、八七〇
七九、三四〇	八二、三一〇	八二、三一〇	八二、三一〇
八一、五三〇	八四、五七〇	八四、五七〇	八四、五七〇
八四、一九〇	八七、三三〇	八七、三三〇	八七、三三〇
八六、八八〇	九〇、〇九〇	九〇、〇九〇	九〇、〇九〇
八九、八二〇	九三、一三〇	九三、一三〇	九三、一三〇
九二、七七〇	九六、一八〇	九六、一八〇	九六、一八〇
九六、四六〇	一〇〇、〇一〇	一〇〇、〇一〇	一〇〇、〇一〇
九八、八一〇	一〇五、五八〇	一〇五、五八〇	一〇五、五八〇
一〇一、八五〇	一〇八、六三〇	一〇八、六三〇	一〇八、六三〇
一〇四、八〇〇	一一四、七三〇	一一四、七三〇	一一四、七三〇
一〇九、六九〇	一二一、三三〇	一二一、三三〇	一二一、三三〇
一一二、二七〇	一二七、二六〇	一二七、二六〇	一二七、二六〇
一一六、七九〇	一三三、四一〇	一三三、四一〇	一三三、四一〇
一二二、八二〇	一四〇、九八〇	一四〇、九八〇	一四〇、九八〇
一二九、四七〇	一四八、五八〇	一四八、五八〇	一四八、五八〇
一三二、八六〇	一五六、七四〇	一五六、七四〇	一五六、七四〇
一三六、〇九〇	一六〇、七七〇	一六〇、七七〇	一六〇、七七〇
一四〇、七一〇	一六五、〇〇〇	一六五、〇〇〇	一六五、〇〇〇
一四三、四三〇	一七三、一三〇	一七三、一三〇	一七三、一三〇
一五一、三三〇	一八三、四六〇	一八三、四六〇	一八三、四六〇
一五五、二三〇			
一五九、三三〇			
一六七、一八〇			
一七五、一二〇			
一七七、一七〇			

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

一四三六

一八三、七三〇	一九〇、二四〇
一九三、〇三〇	一九九、八六〇
二〇二、二三〇	二〇九、三八〇
二〇七、九三〇	二一五、二六〇
二一三、四七〇	二二〇、九九〇
二二四、七三〇	二二二、六四〇
二三五、七五〇	二四四、〇三〇
二三七、九一〇	二四六、二七〇
二四六、四八〇	二五五、一三〇
二五七、二八〇	二六六、二九〇
二六八、〇三〇	二七七、四二〇
二七八、七二〇	二八八、四六〇
二八五、四三〇	二九五、四一〇
二九二、六三〇	三〇二、八五〇
三〇六、四七〇	三一七、一五〇
三二〇、四六〇	三三一、六二〇
三二七、五一〇	三三八、九一〇
三三四、一八〇	三四五、八一〇
三四七、八三〇	三五九、五三〇
三五四、〇四〇	三六五、七四〇
三六一、二四〇	三七二、九四〇
三七四、二八〇	三八五、九八〇
三八八、二三〇	三九九、九三〇
三九〇、九四〇	四〇二、六四〇
三九三、五一〇	四〇五、二一〇
三九六、二〇〇	四〇七、八七〇
四〇二、六三〇	四一四、一九〇
四一五、六〇〇	四二六、九六〇
四二八、五九〇	四三九、七四〇
四三五、〇二〇	四四六、〇七〇
四四一、六〇〇	四五二、五四〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十五の仮定俸給の額が四四一、六〇〇円を超える場合においては、その額に〇・九八四を乗じて得た額に二二六、一〇五円を十二で除して得た額を加えた額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十五の次に次の一表を加える。
別表第三の十六（第二條の十三関係）

別表第一の十六の下欄に掲げる仮定俸給	率
二八八、四六〇円以上のもの	二三・〇割
二六六、二九〇円を超え二八八、四六〇円未満のもの	二三・八割
二五五、一三〇円を超え二六六、二九〇円未満のもの	二四・五割
二四六、二七〇円を超え二五五、一三〇円未満のもの	二四・八割
一七三、一三〇円を超え二四六、二七〇円未満のもの	二五・〇割
一六五、〇〇〇円を超え一七三、一三〇円未満のもの	二五・五割
一四八、五八〇円を超え一六五、〇〇〇円未満のもの	二六・一割
一二一、〇三〇円を超え一四八、五八〇円未満のもの	二六・九割
一〇八、六三〇円を超え一二一、〇三〇円未満のもの	二七・四割
一〇五、五八〇円を超え一〇八、六三〇円未満のもの	二七・八割
一〇二、四三〇円を超え一〇五、五八〇円未満のもの	二九・〇割
九〇、〇九〇円を超え一〇二、四三〇円未満のもの	二九・三割
七九、八七〇円を超え九〇、〇九〇円未満のもの	二九・八割
七七、〇五〇円を超え七九、八七〇円未満のもの	三〇・二割
七五、〇七〇円を超え七七、〇五〇円未満のもの	三〇・九割
七三、三一〇円を超え七五、〇七〇円未満のもの	三一・九割
七一、五七〇円を超え七三、三一〇円未満のもの	三二・七割
六八、七五〇円を超え七一、五七〇円未満のもの	三三・〇割
六八、七五〇円のもの	三三・四割
	三四・五割

別表第四の十八の次に次の二表を加える。
別表第四の十九（第二條の十三関係）

障害の等級	年 金	額
一 級		三、三五三、〇〇〇円
二 級		二、七五八、〇〇〇円
三 級		二、二五〇、〇〇〇円
四 級		一、七四六、〇〇〇円
五 級		一、三九〇、〇〇〇円
六 級		一、一〇八、〇〇〇円

備考

別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第四の二十(第二条の十三関係)

障害の等級	年	金	額
一級		三、四七三、〇〇〇円	
二級		二、八七八、〇〇〇円	
三級		二、三五〇、〇〇〇円	
四級		一、八四六、〇〇〇円	
五級		一、四八〇、〇〇〇円	
六級		一、一八八、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第九の次に次の一表を加える。

別表第十(第十条の四、第十五条の四関係)

俸給	年	額	率	金	額
四、〇三五、二九四円未満のもの		一・〇三四		三、二〇〇円	
四、〇三五、二九四円以上四、七三一、六〇一円未満のもの		一・〇〇〇		一四〇、四〇〇円	
四、七三一、六〇一円以上一三、五〇六、五六二円未満のもの		〇・九八四		二一六、一〇五円	
一三、五〇六、五六二円以上のもの		一・〇〇〇		〇円	

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第百条第三項中「三十九万円」を「四十一万円」に改める。

第百一条第一項ただし書を削り、同条第三項中「及び福祉事業の費用」を「及びその事務に要する費用並びに福祉事業に要する費用」に、「払込」を「払込み」に改める。

附則第三條の三「六年」を「八年」に改める。
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一

昭和五十五年五月九日 衆議院会議録第二十三号

昭和四十二年四月一日

び同報告書

部を次のように改正する。

第九条第六号中「期間を含む」を「期間及びこれらの会社に勤務していた者でその後これらの会社の買収までの間に職員となつたもの」のこれらの会社に勤務していた期間(昭和二十年八月十五日前の期間で同日まで引き続いていないものを除く)を含む」に改める。

第十三条の二中「六十四万七千円」を「七十万円」に改める。

第二十四条の二第一項第一号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

第三十三条第一項中「当該年金を受ける者について次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる額」を「百十三万四千円」に、「こ

れらの額」を「その額」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「九十九万八千円」とあり、及び「百万二千円」とあるのは、「九十二万八千円」を「百十三万四千円」とあるのは、「百三万八千円」に改め、同条第三項中「扶養遺族」を「その者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するもの(以下この項において「扶養遺族」という。が)に、「第一項各号に掲げる額」を「第一項の額」に、「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「当該各号に掲げる額」として、第一項を「第一項の額」として、同項に改める。

第四十五条の三の二中「六十四万七千円」を「七十万円」に改める。

別表第一中「一、九二五、〇〇〇円」を「一、一五四、〇〇〇円」に、「一、九五〇、〇〇〇円」を「一、二二二、〇〇〇円」に、「一、三三五、〇〇〇円」を「一、四六四、〇〇〇円」に改め、同表の備考三中「十萬八千円」を「十二万円」に、「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「六万六千円」を「七万八千円」に改める。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第十号中「第二條の十二の二」を「第二條の十三」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中国国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第九條第六号の改正規定 昭和五十五年十月一日

二 第二条中国国家公務員共済組合法第百二條第一項及び第三項の改正規定並びに附則第三條

の規定 昭和五十六年四月一日

三 第一条中昭和四十二年四月一日以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第一条の十二の二の次に一條を加える改正規定(同法第一条の十三第九項及び第十項に係る部分に限る。)(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第百一十一條)中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五號)第六十五條の次に一條を加える改正規定の施行の日

(掛金の標準となる俸給に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)(第百條第三項の規定は、昭和五十五年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。)

(負担金に関する経過措置)

第三条 改正後の法第百二條第一項及び第三項の規定は、昭和五十六年四月分以後の負担金について適用し、同年三月分以前の負担金については、なお従前の例による。

(長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)(第十三條の二、第二十四條の二第一項及び第四十五條の三の二の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

(長期に職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法以下改正後の施行法という。第十三条の二、第二十四条の二第一項及び第四十五条の三の二の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が生じた退職年金又は廃疾年金について改正後の施行法第十三条の二、第二十四条の二第一項又は第四十五条の三の二の規定を適用する場合に、同年四月分及び同年五月分の年金については、改正後の施行法第十三条の二「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」とし、改正後の施行法第二十四条の二第一項中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」とし、「五十二万五千円」とあるのは「五十一万三千七百円」とし、改正後の施行法第四十五条の三の二中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」とする。

〔別紙〕

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、共済組合制度の充実を図るため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 共済組合の長期給付に要する費用の国庫負担分については、厚生年金等の負担と異なっている現状にかんがみ、公的年金制度間の整合性に配慮しつつ検討を続けること。

二 遺族年金については、他の年金制度における給付水準との均衡等を考慮し、なるべく速やかに給付水準の引き上げを図るよう検討を行うこと。

三 高齢者の勤続が不適当と考えられる重労働職

昭和五十五年五月九日 衆議院会議録第二十三号

種や危険職種に長期に従事していた者が退職した場合における減額退職年金の減額率については、将来、必要に応じて一般退職者の減額率より緩和する途を講ずるよう検討すること。

四 懲戒処分者に対する年金の給付制限については、他の公的年金との均衡も考慮して再検討すること。

五 共済組合制度に関する基本的事項について一元的に調査審議する機関の設置について検討を行うこと。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
昭和五十五年三月十八日
内閣総理大臣 大平 正芳

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

(昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項ただし書中「第一条の十二」を「第一条の十三」に改める。

第一条の十二の次に次の一条を加える。
(昭和五十五年以後における旧法による退職年金等の額の改定)

第一条の十三 前条第一項の規定の適用を受け

る年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の十五の仮定俸給(同条第二項、第三項、第八項又は第九項の規定により改定された年金)については、その改定年金額の算定の基礎となつて別表第一の十六の仮定俸給、同条第四項、第五項又は第十項から第十四項までの規定により改定された年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十六の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、昭和五十五年四月分以後、その額を、同項の規定により算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ当該各号に定める額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年限との差年数一年につき、前項の規定により俸給とみなされた別表第一の十六の仮定俸給の額の三分の二(当該年金を受ける者が八十歳未満の者であるときは、その差年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に相当する額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年限との差年数

一年につき、前項の規定により俸給とみなされた別表第一の十六の仮定俸給の額の六百分の二(当該年金を受ける者が八十歳未満の者であるときは、その差年数が十三年を超える場合におけるその超える部分の年数については、六百分の一)に相当する額

3 前二項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る)については、その年金を受ける者が昭和五十五年四月一日以後に七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)、又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定により改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十五年四月分以後、その額を、当該各号に定める額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金 六十

七万一千六百円

ロ 六十五歳未満の者が受ける年金 五十

万三千七百円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分

に依りそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金でその

年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 六十七万一千六百円

ロ 六十五歳以上の者が受ける年金でその

年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

一四四〇

の(イ)に掲げる年金を除く。又は六十五歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達して

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十三万五千八百円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 四十三万六千円

5 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金を受ける者である場合において、その者が昭和五十五年四月一日から同年三月三十一日までの間に六十五歳に達したときは、同年五月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

6 第二項から第四項までの規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者であり、かつ、次の各号の一に該当する場合における昭和五十五年四月分から同年七月分までの年金の額は、これらの規定により算定した額に、それぞれ当該各号に定める額を加えた額とする。この場合においては、第一条の九第八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 六万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 八万四千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 四万八千円

7 第二項又は第四項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である者がいない者である場合において、その者が昭和五十五年四月一日から同年六月三十日まで

の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

8 次の各号に掲げる年金については、前各項の規定により改定された額(旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、その額につき前二項の規定の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額)が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十五年六月分以後、その額を、当該各号に定める額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金 七十万円

ロ 六十五歳未満の者が受ける年金 五十二万五千円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 七十万円

ロ 六十五歳以上の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く)又は六十五歳未満の者が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達しているもの 五十二万五千円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十五万円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 四十五万五千円

9 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金を受ける者である場合において、その者が昭和五十五年六月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

10 第六項及び第七項の規定は、第八項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、第七項中「昭和五十五年四月一日から同年六月三十日まで」とあるのは、「昭和五十五年六月一日から同年三月三十一日まで」と読み替へるものとする。

11 第二項、第三項、第六項から第八項まで又は前項において準用する第六項若しくは第七項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合における昭和五十五年八月分以後の年金の額は、これらの規定により算定した額(その額について、第六項又は第七項の規定(これらの規定を前項において準用する場合を含む)の適用があつた場合には、その額からこれらの規定により加算された額に相当する額を控除した額)に、それぞれ当該各号に定める額を加えた額とする。この場合においては、第一条の九第八項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 十二万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 二十一万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 十二万円

12 第二項又は第八項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子が

がいない者である場合において、その者が昭和五十五年八月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

13 第一項、第八項又は第九項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による廃疾年金に相当する年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が六年以上九年未満である年金に限る。次項において同じ)で、六十五歳以上の者が受けるものについては、これらの規定により改定された額が四十二万円に満たないときは、昭和五十五年十二月分以後、その額を、四十二万円に改定する。

14 第一項又は第八項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による廃疾年金に相当する年金を受ける者である場合において、その者が昭和五十五年十二月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

15 旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、その年金を受ける者が、第十一項各号の一に該当する場合の妻又は第十二項の規定により第十一項第三号の規定に該当するものとみなされる妻(政令で定める者を除く)であつて、通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの(その全額の支給を停止されている給付を除く)の支給を受けることができる者であるときは、その支給を受けることができる間は、第十一項又は第十二項の規定による加算は行われない。ただし、第二項、第三項又は第八項の規定により算定した旧法の規定による遺族

年金に相当する年金の額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

16 前項ただし書の場合における第十一項又は第十二項の規定の適用については、これらの規定により当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額に計算される額は、当該年金の額にこれらの規定により計算されるべき額を加えた額が前項の政令で定める額を超えるときは、第十一項又は第十二項の規定にかかわらず、当該政令で定める額から当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額を控除した額とする。

第二条の十二の次に次の一条を加える。
(昭和五十五年度における旧法による障害年金等の額の改定)

第二条の十三 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十五の仮定俸給(同条第二項において準用する第一条の十二第二項、前条第三項、同条第六項において準用する第一条の十二第二項又は前条第七項の規定により改定された年金)については、その改定された年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給、同条第八項又は第九項の規定により改定された年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に对应する別表第一の十六の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十六」と読み替へるものとする。

2 第一条の十三第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその

退職年金に相当する年金を受ける最短期間年金に達しているものに係る年金に限る。)で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについて準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間年金に達しているものに係る年金に限る。)については、その年金を受ける者が昭和五十五年四月一日以後に七十歳に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)、又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項において準用する第一条の十三第二項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、第一項、第二項において準用する第一条の十三第二項又は前項の規定により改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十五年四月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十九に定める障害の等級に对应する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十八万円を加えた額)

二 殉職年金 九十五万三千円

三 障害遺族年金 七十三万六千円

5 前各項の場合において、これらの規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、これらの規定により算定した年金の額に四万八千円(その者に扶養遺族が一人ある場合にあつては六万円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては八万四千円)を加へ

た額を、その改定する額とする。ただし、その改定する額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に満たないときは、その額を当該年金の額とする。

一 殉職年金 百二十五万円

二 障害遺族年金 八十万八千円

6 次の各号に掲げる年金については、第一項、第二項において準用する第一条の十三第二項、第三項又は第四項の規定により改定された額(その額については、前項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額)が、当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十五年六月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 障害年金 別表第四の二十に定める障害の等級に对应する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十八万円を加えた額)

二 殉職年金 百三万八千円

三 障害遺族年金 八十万四千円

7 第一項から第三項まで又は前項の場合において、これらの規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、昭和五十五年六月分以後、これらの規定により算定した年金の額(その額については、第五項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額)に九万六千円を加へた額を、その改定する額とする。

8 第二条の九第五項の規定は、第五項又は前項の規定による殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定は、同項」とあるのは、「第二条の十三第五項又は第七項の規定は、これら」と読み替へるものとする。

9 第四項又は第六項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第一号又は第六項第一号に定める額に、配偶者である扶養親族については十二万円、配偶者以外の扶養親族については一人につき二万二千円(そのうち二人までは、一人につき三万六千円)(配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り七万八千円)を加へた額を、それぞれその改定する額とする。

10 第四項又は第六項の場合において、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第二号若しくは第六項第二号に定める額(第五項又は第七項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を適用した場合の額)に第一号に掲げる額を加へた額又は第四項第三号若しくは第六項第三号に定める額(第五項又は第七項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を適用した場合の額)に第二号に掲げる額を加へた額を、それぞれその改定する額とする。

一 扶養遺族一人につき一万二千円(そのうち二人までは、一人につき三万六千円)

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

第三条第一項中「第三条の十二」を「第三条の十三」に改める。

第三条の九第一項中「法第五十九条若しくは第五十九条の二又は昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十六号)第二条の規定による改正前の法(以下この項及び次条第一項において「昭和五十四年改正前の法」という。)(附則第六条の四(昭和五十四年改正前の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

一四四二

じ。の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用を「年金額の最低保障又は妻若しくは子に対する遺族年金に係る扶養加算に関する規定の適用があつたときは、その適用に」、「前条第二項」を「同条第二項」に、「法第五十九条若しくは第五十九条の二又は昭和五十四年改正前の法附則第六条の四の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用を「年金額の最低保障又は妻若しくは子に対する遺族年金に係る扶養加算に関する規定の適用があつたときは、その適用」に改める。

第三条の十一 項中「法第五十条第二項ただし書、第五十五条第二項ただし書若しくは第五十九条から第五十九条の三まで又は昭和五十四年改正前の法附則第六条の四（昭和五十四年改正前の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定を「年金額の最低保障又は妻若しくは子に対する遺族年金に係る扶養加算その他の加算に関する規定に」、「前条第二項」を「同条第二項」に改める。

第三条の十二 次の次的一条を加える。

（昭和五十五年における法による退職年金等の額の改定）

第三条の十三 昭和五十三年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、前条第一項又は第二項の規定により改定された年金額（最低保障等の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の年金額）の算定の基礎となつて算定する額に改定する。

第四条の八 昭和五十三年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。第三項において同じ。）については、昭和五十五年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

金額（最低保障等の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額）にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を同項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

（昭和五十五年における法による通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第四条の八 昭和五十三年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。第三項において同じ。）については、昭和五十五年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

定する。この場合において、第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額は、前条第一項から第三項までの規定により改定された年金額の算定の基礎となつて算定する額に、前条第一項の仮定俸給（同条第四項において準用する第一條第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額）に、前条第二項又は第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき通算退職年金の仮定俸給（給）の額に十二を乗じて得た額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とする。

一 千六百五十円に一・二〇七を乗じて得た額

二 通算退職年金の仮定俸給の額の千分の十に相当する額

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないものについては、昭和五十五年四月分以後、その額を、同項の規定により改定した額に第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十）を乗じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給の額を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ法別表第三に定める日数を乗じて得た金額

二 前項各号に掲げる金額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ法別

表第三の二（昭和五十一年九月三十日以前に法の退職をした組合員については、昭和五十四年改正前の法別表第三の二）に定める率を乗じて得た金額

3 昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前三項の規定の例により算定した額の合算額に改定する。

5 昭和五十四年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算遺族年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通過退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

第七條第一項中「第二條の十二」を「第二條の十三」に改め、同條第二項中「第四條の七」を「第四條の八」に改める。

別表第一の十五の次に次の一表を加える。

別表第一の十六(第一条の十三、第二条の十三関係)

別表第一の十五の仮定俸給	仮定俸給
六六、二三〇円	六八、七五〇円
六八、九六〇	七一、五七〇
七〇、六四〇	七三、三一〇
七二、三四〇	七五、〇七〇
七四、二六〇	七七、〇五〇
七六、九八〇	七九、八七〇
七九、三四〇	八二、三一〇
八一、五三〇	八四、五七〇
八四、一九〇	八七、三三〇
八六、八八〇	九〇、〇九〇
八九、八二〇	九三、一三〇
九二、七七〇	九六、一八〇
九六、四六〇	一〇〇、〇一〇
九八、八一〇	一〇二、四三〇
一〇一、八五〇	一〇五、五八〇
一〇四、八〇〇	一〇八、六三〇
一一〇、六九〇	一一四、七三〇
一一二、二七〇	一一六、三五〇
一一六、七九〇	一二一、〇三〇
一二二、八二〇	一二七、二六〇
一二九、四七〇	一三三、一三〇
一三二、八六〇	一三七、六四〇
一三六、〇九〇	一四〇、九八〇
一四〇、七一〇	一四五、七六〇
一四三、四三〇	一四八、五八〇
一五一、三三〇	一五六、七四〇
一五五、二三〇	一六〇、七七〇
一五九、三三〇	一六五、〇〇〇
一六七、一八〇	一七三、一三〇
一七五、一二〇	一八一、三三〇
一七七、一七〇	一八三、四六〇
一八三、七三〇	一九〇、二四〇
一九三、〇三〇	一九九、八六〇
二〇二、二三〇	二〇九、三八〇
二〇七、九三〇	二一五、二六〇

別表第三の十五の次に次の一表を加える。
別表第三の十六(第二条の十三関係)

別表第一の十六の下欄に掲げる仮定俸給	率
二八八、四六〇円以上のもの	二三・〇割
二六六、二九〇円を超え二八八、四六〇円未満のもの	二三・八割
二二三、四七〇	二二〇、九九〇
二二四、七三〇	二二三、六四〇
二二五、七五〇	二四四、〇三〇
二二七、九一〇	二四六、二七〇
二四六、四八〇	二五五、一三〇
二五七、二八〇	二六六、二九〇
二六八、〇三〇	二七七、四二〇
二七八、七二〇	二八八、四六〇
二八五、四三〇	二九五、四一〇
二九二、六三〇	三〇二、八五〇
三〇六、四七〇	三一七、一五〇
三二〇、四六〇	三三一、六二〇
三二七、五一〇	三三八、九一〇
三三三、一八〇	三四五、八一〇
三四七、八三〇	三五九、五三〇
三五四、〇四〇	三六五、七四〇
三六一、二四〇	三七二、九四〇
三七四、二八〇	三八五、九八〇
三八八、二三〇	三九九、九三〇
三九〇、九四〇	四〇二、六四〇
三九三、五一〇	四〇五、二一〇
三九六、二〇〇	四〇七、八七〇
四〇二、六三〇	四一四、一九〇
四一五、六〇〇	四二六、九六〇
四二八、五九〇	四三九、七四〇
四三五、〇二〇	四四六、〇七〇
四四一、六〇〇	四五二、五四〇
四五六、〇二〇	四六六、七三〇
四七〇、四七〇	四八〇、九五〇
四七七、五八〇	四八七、九五〇
四八四、八九〇	四九五、一四〇

昭和五十五年五月九日 衆議院会議録第二十三号

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書 一四四四

一五五、一三〇円を超え二六六、二九〇円以下のもの	二四・五割
二四六、二七〇円を超え二五五、一三〇円以下のもの	二四・八割
一七三、一三〇円を超え二四六、二七〇円以下のもの	二五・〇割
一六五、〇〇〇円を超え一七三、一三〇円以下のもの	二五・五割
一四八、五八〇円を超え一六五、〇〇〇円以下のもの	二六・一割
一二一、〇三〇円を超え一四八、五八〇円以下のもの	二六・九割
一一六、三五〇円を超え一二一、〇三〇円以下のもの	二七・四割
一〇八、六三〇円を超え一一六、三五〇円以下のもの	二七・八割
一〇五、五八〇円を超え一〇八、六三〇円以下のもの	二九・〇割
一〇二、四三〇円を超え一〇五、五八〇円以下のもの	二九・三割
九〇、〇九〇円を超え一〇二、四三〇円以下のもの	二九・八割
七九、八七〇円を超え九〇、〇九〇円以下のもの	三〇・二割
七七、〇五〇円を超え七九、八七〇円以下のもの	三〇・九割
七五、〇七〇円を超え七七、〇五〇円以下のもの	三一・九割
七三、三一〇円を超え七五、〇七〇円以下のもの	三二・七割
七一、五七〇円を超え七三、三一〇円以下のもの	三三・〇割
六八、七五〇円を超え七一、五七〇円以下のもの	三三・四割
六八、七五〇円のもの	三四・五割

別表第四の十八の次に次の二表を加える。

別表第四の十九(第二條の十三關係)

障害の等級	年	金	額
一 級		三、三三三、〇〇〇円	
二 級		二、七五八、〇〇〇円	
三 級		二、二五〇、〇〇〇円	
四 級		一、七四六、〇〇〇円	
五 級		一、三九〇、〇〇〇円	
六 級		一、一〇八、〇〇〇円	

備考 別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第四の二十(第二條の十三關係)

障害の等級	年	金	額
一 級		三、四七三、〇〇〇円	
二 級		二、八七八、〇〇〇円	
三 級		二、三五〇、〇〇〇円	

四 級	一、八四六、〇〇〇円
五 級	一、四八〇、〇〇〇円
六 級	一、一八八、〇〇〇円

備考 別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第九の次に次の一表を加える。
別表第十(第三條の十三、第四條の八關係)

俸 給	年 額	率	金 額
四、〇三五、二九四円未満のもの	一・〇三四		三、二〇〇円
四、〇三五、二九四円以上四、七三二、六〇二円未満のもの	一・〇〇〇		一四〇、四〇〇円
四、七三二、六〇二円以上のもの	〇・九八四		二一六、一〇五円

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)
第二條 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三條の二中「六年」を「八年」に改める。
附則第六條の八第一項中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同條第二項第一号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則第十一條第一項第三号中「及び」を「又は」に、「当該会社の買収を」これらの会社の買収に、「当該会社に勤務していた期間で」を「これらの会社に勤務していた期間で」に、「旧南洋庁」を「旧南洋庁」に、「期間を含む」を「期間及びこれらの会社に勤務していた者でその後これらの会社の買収までの間に職員となつたもの」のこれらの会社に勤務していた期間(昭和二十年八月十五日以前の期間で同日まで引き続いていないものを除く)を含むに改める。

附 則

第一條 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二條中公共企業体職員等共済組合法附則第十一條第一項第三号の改正規定 昭和五十五年十月一日

二 第一條中昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律第一條の十二の次に一條を加える改正規定(同法第一條の十三第十五項及び第十六項に係る部分に限る) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十一條中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六十五條の次に一條を加える改正規定の施行の日

(長期に在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)
第二條 第二條の規定による改正後の公共企業体

職員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)
附則第六条の八の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が発生した退職年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が発生した退職年金又は廃疾年金について改正後の法附則第六条の八の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条第一項及び第二項第一号中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、同項第二号中「五十二万五千円」とあるのは「五十三万七千七百円」とする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に關し必要な事項は、政令で定める。

理 由

公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額を恩給法等の改正の内容に準じて改定するとともに、退職年金等の最低保障額の引上げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する退職年金等について、恩給法等の改正の内容に準じてその年金の額を改定するとともに、退職年金等の最低保障額の引上げ等所要の措置を講ずる必要があるとするもので、主な内容は次のとおりである。

1 既裁定年金の年金額の引上げ

恩給における措置にならない、旧国家公務員共済組合法(以下「旧法」という。)及び公共企業体職員等共済組合法に基づく年金について、その年金の額の算定の基礎となつて、俸給を昭和五十四年度における国家公務員の給与の改善内容に準じて増額することにより、年金額を引き上げること。

2 退職年金等の最低保障額の引上げ

(1) 恩給における措置にならない、長期に職した者に係る退職年金等の最低保障額を昭和五十五年四月から引き上げるほか、同年六月から、さらに、その額を引き上げること。

(2) 恩給における措置にならない、旧法に基づく殉職年金等に係る最低保障額及び扶養加給の額を昭和五十五年四月から引き上げるほか、最低保障額については、同年六月から、さらに、その額を引き上げること。

3 その他

(1) 恩給における措置にならない、遺族年金等に加算される寡婦加算及び遺族加算の額を引き上げるとともに、寡婦加算を受ける者が、同時に退職年金等を受けることとなる場合には、必要な調整を行うことができることとする。

(2) その他所要の措置を講ずること。

4 施行期日

施行期日は、昭和五十五年四月一日とする。ただし、3の(1)のうち、遺族加算に係る部分については同年六月一日とし、寡婦加算に係る部分については同年八月一日とする。

二 議案の修正議決理由

恩給における措置にならない、公共企業体職員等共済組合からの年金の額を引き上げるほか、寡婦加算の額の引上げ等所要の措置を講ずることとは時宜に適合するものと認めるが、なお、施行期日を公布の日に改める等の必要がある。

本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

年金額の改定に伴い増加所要額は、昭和五十五年度において三公社で百七十四億四千八百万円と見込まれているが、追加費用等として措置される。

昭和五十五年五月七日

大蔵委員長代理 理事 綿貫 民輔

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

附 則

(施行期日)等

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中公共企業体職員等共済組合法附則第十一條第一項第三号の改正規定 昭和五十五年十月一日

二 第一条中昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律第一條の十二の次に一條を加える改正規定(同法第一條の十三第十五項及び第十六項に係る部分に限る。) 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十一條中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六十五條の次に一條を加える改正規定の施行の日

2 第一条の規定による改正後の昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律第一條の二第二項ただし書、第二條の十三第一項から第七項まで、第二條の十三第一項から第五項まで及び第八項から第十項まで、第三條第一項、第三條の十一

項、第三條の十三、第四條の八、第七條、別表第一の十六、別表第三の十六、別表第四の十九並びに別表第十の規定、第二條の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)附則第六條の八の規定並びに次条の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

(長期に職者の退職年金の額の最低保障等に關する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)附則第六條の八の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が発生した退職年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が発生した退職年金又は廃疾年金について改正後の法附則第六條の八の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条第一項及び第二項第一号中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、同項第二号中「五十二万五千円」とあるのは「五十三万七千七百円」とする。

(別紙)

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、共済組合制度の充実に資するため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 共済組合の長期給付に要する費用の国庫負担分については、厚生年金等の負担と異なつて、現状にかんがみ、公的年金制度間の整合性に配慮しつつ検討を続けること。

二 遺族年金については、他の年金制度における給付水準との均衡等を考慮し、なるべく速やかに給付水準の引き上げを図るよう検討を行うこと。

三 高齢者の勤続が不適当と考えられる重労働職

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

地震保険に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 労働安全衛生法の一部を改正する法律案及び同報告書 一四四六

種や危険職種に長期間従事していた者が退職した場合における減額退職年金の減額率については、将来、必要に応じて一般退職者の減額率より緩和する途を講ずるよう検討すること。

四 懲戒処分者に対する年金の給付制限については、他の公的年金との均衡も考慮して再検討すること。

五 共済組合制度に関する基本的事項について一元的に調査審議する機関の設置について検討を行うこと。

地震保険に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十五年二月十九日

内閣総理大臣 大平 正芳

地震保険に関する法律の一部を改正する法律

地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「全損（経済的に全損と認められるものを含む。）のみを」を「損害（政令で定めるものに限る。）を政令で定める金額により」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 附帯される損害保険契約の保険金額の百分の三十以上百分の五十以下の額に相当する金額（その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額）を保険金額とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（警戒宣言が発せられた場合における地震保険契約の締結の停止）

第四条の二 大規模地震対策特別措置法（昭和五十二年法律第七十三号）第九条第一項の規定に基づき地震災害に関する警戒宣言（以下この条において「警戒宣言」という。）が発せられたとき

は、同法第三条第一項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち当該警戒宣言に係る地域内に所在する保険の目的については、保険会社等は、当該警戒宣言が発せられた時から同法第九条第三項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するに至つた場合にあつては、大蔵大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定をする日）までの間、政府の再保険契約に係る地震保険契約（政令で定めるものを除く。）を新たに締結することができない。

2 前項に定めるもののほか、警戒宣言が発せられた場合（当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するに至つた場合を含む。）における地震保険契約の締結の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条第二項中「前条第二項」を「第四条の二及び前条第二項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置等）

第二条 改正後の第二条第二項第二号及び第四号の規定は、この法律の施行の日以後に締結される地震保険契約について適用し、同日前に締結された地震保険契約については、なお従前の例による。ただし、同日前に締結された地震保険契約で同日において保険期間が終了していないもの（政令で定めるものに限る。）については改正後の第二条第二項第二号に掲げる要件を備えるものとみなし、同号に規定する損害が同日以後生じた場合には、当該損害をてん補するものとする。

2 この法律の施行の際、大規模地震対策特別措置法第九条第一項の規定に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられているときは、この法律の施行の際当該警戒宣言が発せられたものとみなして、改正後の第四条の二の規定を適用する。

する警戒宣言が発せられているときは、この法律の施行の際当該警戒宣言が発せられたものとみなして、改正後の第四条の二の規定を適用する。

理由

地震等による被災者の生活の安定に寄与するため、政府の再保険に係る地震保険契約について、てん補される損害の範囲を拡大するとともに保険金額の限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地震保険に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

1 地震保険契約によりてん補される損害の範囲を拡大すること。

2 地震保険金額について、附帯される損害保険契約の保険金額の百分の三十以上百分の五十以下の額に相当する金額に改めること。

3 大規模地震対策特別措置法に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられたときは、原則として地震保険契約を新たに締結することができないこととする。

議案の可決理由

本案は、地震等による被災者の生活の安定に寄与するため、適切妥当な措置であると認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和五十五年度地震再保険特別会計予算の歳出において、地震再保険金支払に必要な経費として百十八億二千二百二十万一千円が計上されている。

なお、昭和五十五年度特別会計予算算総則第十三条において、一回の地震等により支払うべき再保険金の総額は一兆百六十二億五千万円

を限度とすることに定められている。
右報告する。

昭和五十五年五月九日

大蔵委員長 増岡 博之
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

（別紙）

地震保険に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記事項について配慮すべきである。

一 契約者の負担の軽減に資するため、保険料率が可能な限り低率となるよう努めること。

一 保険料率の地域区分に当たつては、可能な限り危険度を反映したものとするよう努めること。

一 付保金額の限度額の引上げについて、さらに検討すること。

一 地震保険への加入並びにその付保割合及び付保金額については、契約者の意向を十分に尊重し、仮にも強制にわたることのないよう行政指導に万全を期すること。

一 損害査定迅速な処理に資するよう査定基準の整備を図り、また、苦情処理機関の設置について、検討すること。

一 関係省庁はそれぞれ連携を密にし、実態に即した耐震体制の整備に努めること。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月二十五日

衆議院議長 灘尾 弘吉殿
参議院議長 安井 謙

労働安全衛生法の一部を改正する法律
（の一部を次のように改正する。）

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）
第十条第一項中「又は衛生管理者を指揮」を「衛生管理者又は第二十五条の二第二項の規定により

技術的事項を管理する者の指揮を改める。

第十一條第一項及び第十二條第一項中「業務のうち」を「業務(第二十五條の二第二項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第一項各号の措置に該当するものを除く。のうち)に改める。

第十五條第一項中「行なう」を「行う」に、「もつ」とも「最も」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、「その者に」の下に「元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに」を加え、同条第三項中「行なわれる」を「行われる」に、「第三十條第一項各号」を「元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、同条第一項各号」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は前項に定めるもののほか、第二十五條の二第一項に規定する仕事は、請負契約によつて行われる場合においては、第一項又は前項の規定により統括安全衛生責任者を選任した事業者は、統括安全衛生責任者に第三十條の二第五項において準用する第二十五條の二第二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、同条第一項各号の措置を統括管理させなければならない。

(元方安全衛生管理者)

第十五條の二 前条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任した事業者で、建設業その他政令で定める業種に属する事業を行うものは、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、元方安全衛生管理者を選任し、その者に第三十條第一項各号の事項のうち技術的事項を管理させなければならない。

2 第十一條第二項及び第三項の規定は、元方安全衛生管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは、

「当該元方安全衛生管理者を選任した事業者」と読み替へるものとする。

第十六條第一項中「前条第一項」を「第十五條第一項」に、「行なう」を「行う」に、「行なわせ」を「行わせ」に改める。

第二十五條の次に次の一項を加える。

第二十五條の二 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。

二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。

2 前項に規定する事業者は、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

第二十六條中「前条まで」を「第二十五條まで及び前条第一項」に改める。

第二十七條第一項及び第二十八條第一項中「第二十五條まで」の下に「及び第二十五條の二第一項」を加える。

第三十條第一項中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 仕事をを行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、労働省令で定めるところに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成すること。

第三十條の次に次の一項を加える。

第三十條の二 第二十五條の二第一項に規定する仕事は、請負契約によつて行われる場合(第四項の場合を除く。)においては、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、同条第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

2 前条第二項の規定は、第二十五條の二第一項に規定する仕事の発注者について準用する。この場合において、前条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事」とあるのは「仕事」と、「二以上」と、「前項に規定する措置」とあるのは「第二十五條の二第一項各号の措置」と、「特定事業の仕事の全部」とあるのは「仕事の全部」と読み替へるものとする。

3 前項において準用する前条第二項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項において準用する前条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第二十五條の二第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

5 第二十五條の二第二項の規定は、第一項に規定する元方事業者及び前項の指名された事業者について準用する。この場合においては、当該元方事業者及び当該指名された事業者並びに当該元方事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同条第二項の規定は、適用しない。

これらの項を「これら」に改め、同条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに前項」を「及び前項」に、「特定元方事業者」を「特定元方事業者等、第三十條の二第一項の元方事業者等」に改め、「第四項」の下に「第三十條の二第二項若しくは第四項を加え、若しくは第二項を」から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第四項」の下に「第三十條の二第一項若しくは第四項を加え、前二項を」前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十條の二第一項又は第四項の場合において、第二十五條の二第一項各号の措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、第三十條の二第一項又は第四項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

第三十六條中「第四項」の下に「第三十條の二第一項若しくは第四項」を加え、「第三十二條第一項若しくは第二項」を「第三十二條第一項から第三項まで」に、「第三十二條第三項」を「第三十二條第四項」に改める。

第八十八條第五項中「第一項」を「第一項に」、「第三項の規定による届出(以下「届出」という。が)あつた場合において」を「第四項の規定による届出があつた場合において、労働大臣は第三項の規定による届出があつた場合において、それぞれ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「事業の仕事」の下に「(建設業に属する事業にあつては、前項の労働省令で定める仕事を除く。)」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 事業者は、第三項の労働省令で定める仕事の計画及び前項の規定による届出に係る仕事のうち労働省令で定める仕事の計画を作成するとき

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

は、当該仕事から生ずる労働災害の防止を図るため、労働省令で定める資格を有する者を参画させなければならない。

第八十八条第二項の次に次の一項を加える。

3 事業者は、建設業に属する事業の仕事のうち重大な労働災害を生ずるおそれがある特に大規模な仕事で、労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日より、労働大臣に届け出なければならない。第八十九条第一項中「届出を」前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。、第三項又は第四項の規定による届出(以下「届出」という。))に改める。

第九十八条第一項中「第二十五条まで」の下に「第二十五条の二第一項、第三十条の二第一項若しくは第四項」を加える。

第九十九条第二項中「第五十七條の四」を削る。第一百零九条第一号中「第二十五条まで」の下に「第二十五条の二第一項、第三十条の二第一項若しくは第四項」を加え、同条第二号中「第八十八条第五項」を「第八十八条第七項」に改める。

第一百二十条第一号中「第十五条第一項若しくは第三項」を「第十五条第一項、第三項若しくは第四項」に、「第十六条第一項」を「第十五条の二第一項、第十六条第一項」に改め、「第十八条第一項」の下に「第二十五条の二第二項(第三十条の二第二項において準用する場合を含む。))」を加え、「第三十二条第一項から第三項まで」を「第三十二条第一項から第四項まで」に、「第百一条」を「から第十五項まで、第百一条」に改め、同条第二号中「第十二条第二項」の下に「及び第十五条の二第二項」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案及び同報告書

する。

一 第十五条第三項の次に一項を加える改正規定(第二十五条の二第一項各号の措置の統括管理に係る部分に限る。、第二十五条の次に一項を加える改正規定(第二十五条の二第一項に係る部分に限る。、第二十六条の改正規定、第二十七条第一項及び第二十八条第一項の改正規定、第三十条の次に一項を加える改正規定(第三十条の二第一項から第四項までに係る部分に限る。、第三十二条の改正規定、第三十六条の改正規定、第八十八条の改正規定(改正後の同条第五項に係る部分に限る。、第九十八条第一項の改正規定、第百九条第一号の改正規定、第百二十条第一号の改正規定(第十五条第一項若しくは第三項)を「第十五条第一項、第三項若しくは第四項」に改める部分(第十五条第四項については、第二十五条の二第一項各号の措置の統括管理に係る部分に限る。、第三十二条第一項から第三項まで)を「第三十二条第一項から第四項まで」に改める部分及び「第百一条」から「第十五項まで、第百一条」に改める部分(改正後の第八十八条第五項に係る部分に限る。))に限る。、次条第一項の規定並びに附則第三条第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第十条第一項の改正規定、第十一条第一項及び第十二条第一項の改正規定、第十五条第三項の次に一項を加える改正規定(第二十五条の二第一項各号の措置の統括管理に係る部分を除く。、第二十五条の次に一項を加える改正規定(第二十五条の二第二項に係る部分に限る。、第三十条の次に一項を加える改正規定(第三十条の二第二項に係る部分に限る。、第三十条の次に一項を加える改正規定(第三十条の二第五項に係る部分に限る。、第百二十条第一号の改正規定(第十五条第一項若しくは第三項)を「第十五条第一項、第三項若しくは第四項」に改める部分(第十五条第四項については、第二十五条の二第一項各号の措置の統括管理に係る部分に限る。、第三十二条第一項から第三項まで)を「第三十二条第一項から第四項まで」に改める部分及び「第百一条」から「第十五項まで、第百一条」に改める部分(改正後の第八十八条第五項に係る部分に限る。))に限る。、次条第一項の規定並びに附則第三条第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 附則第一条第一号に定める日から起算して三月以内に開始される新法第八十八条第五項に規定する仕事の計画の作成については、同項の規定は、適用しない。

一 項各号の措置の統括管理に係る部分を除く。及び「第十八条第一項」の下に「第二十五条の二第二項(第三十条の二第五項において準用する場合を含む。))」を加える部分に限る。並びに次条第二項の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置) 第二条 改正後の労働安全衛生法(以下「新法」という。、第二十五条の二第一項に規定する仕事で、前条第一号に定める日以前に開始され、かつ、同日から起算して三月以内に終了する予定であるものについては、同項及び新法第三十条の二第二項から第四項までの規定は、適用しない。

2 新法第二十五条の二第一項に規定する仕事で、前条第二号に定める日以前に開始され、かつ、同日から起算して三月以内に終了する予定であるものについては、新法第二十五条の二第二項(新法第三十条の二第五項において準用する場合を含む。))の規定は、適用しない。

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前)に改正前の労働安全衛生法第八十八条第三項の規定により計画の届出をした事業者に対する仕事の開始の差止め又は当該計画の変更の命令については、なお従前の例による。

2 新法第八十八条第三項の労働省令で定める仕事で、施行日から起算して、十四日を経過する日から三十日を経過する日までの間に開始しようとするものの計画の届出については、同項中「三十日」とあるのは「十四日」と、「労働大臣」とあるのは「労働基準監督署長」と、同条第七項中「労働大臣」とあるのは「労働基準監督署長」とする。

3 附則第一条第一号に定める日から起算して三月以内に開始される新法第八十八条第五項に規定する仕事の計画の作成については、同項の規定は、適用しない。

一四四八

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に係る違反の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案 (内閣提出、参議院送付) に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 本法案は、労働者の安全の一層の確保を図るため、建設工事の計画の安全性に関する事前審査制度を強化するとともに、重大事故発生時ににおける二次災害の発生を防止するための措置等を定めようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 事業者は、重大災害を生ずるおそれのある特に大規模な建設工事を開始しようとするときは、その計画を工事開始の日の三十日前までに労働大臣に届け出なければならないこととする。

2 重大災害を生ずるおそれのある特定の建設工事について工事計画を作成するときは、労働災害の防止を図るため、一定の資格を有する者を参画させなければならないこととする。

3 一定の建設業を行う事業者は、爆発、火災等の発生に伴い、労働者の救護措置がとられる場合の労働災害を防止するため、救護に必要な機械等の備付け、避難訓練の実施等必要な措置を講じなければならないこととする。

4 3の措置を講じなければならない事業者は、一定の資格を有する者に、これらの措置に係る技術的事項を管理させなければならないこととする。

5 建設業の元方事業者等の講ずべき措置として、元請及び下請の労働者が同一の場所と混在して作業することによつて生ずる労働災害を防止するため、仕事の工程及び機械設備等

の配置に関する計画を作成させることとする
こと。

6 建設業等の事業者で統括安全衛生責任者を選任した事業者は、元方安全衛生管理者を選任し、統括安全衛生責任者の指揮のもとに元方事業者が講ずべき措置のうち技術的事項を管理させなければならないこととする。

7 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとする。ただし、2及び3については、公布後一年を超えない範囲内において政令で定める日から、4については、公布後二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

最近における労働災害の動向にかんがみ、建設工事の計画の安全性に関する事前審査制度の充実強化、重大事故発生時における労働者の安全を確保するための措置等を講ずることとすることは、時宜に資するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十五年五月七日

社会労働委員長 葉梨 信行

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

労働安全衛生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 建設事業者にとりその安全成績を正確に把握するための方法について、専門家による委員会を設けて検討し、労働災害の防止に資すること。

二 建設労働者に対する安全衛生教育、健康診断等が適切に行われるようにするため、これらの

労働者の移動性を考慮して、安全衛生に関する手帳の交付その他の措置について検討し、その推進に努めること。

三 企業における安全衛生管理体制の充実の促進及び工事の計画の審査その他の行政体制の整備に努めること。

四 労働安全衛生水準の向上に資するために、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント制度の活用を図ること。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十五年三月十八日

内閣総理大臣 大平 正芳

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「会社又は個人」を「事業者」に改める。

第三条の前の見出しを（普通保険）に改め、同条第一項中「五千万円」を「七千万円」に、「一億円」を「一億四千万円」を超えるに改め、同条第四項中「行なう」を「行う」に、「第三条の五第二項」を「第三条の六第二項」に改める。

第三条の二に見出しとして（無担保保険）を付し、同条第一項中「八百万円」を「一千万円」に改め、同条第三項中「又は第三条の四第一項に規定する公害防止保険」を、第三条の四第一項に規定する公害防止保険又は第三条の五第一項に規定する新技術企業化保険に、「八百万円」を「一千万円」に、「すでに」を「既に」に改める。

第三条の三に見出しとして（特別小口保険）を付し、同条第一項中「又は第三条の五第一項」を「第三条の五第一項に規定する新技術企業化保険又は第三条の六第一項」に、「二百五十万円」を

「三百万円」に改め、同条第二項中「又は次条第一項に規定する公害防止保険」を、次条第一項に規定する公害防止保険又は第三条の五第一項に規定する新技術企業化保険に、「二百五十万円」を「三百万円」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第三項中「又は次条第一項」を「次条第一項又は第三条の五第一項」に、「次条第一項に規定する公害防止保険又は普通保険、次条第一項に規定する公害防止保険又は第三条の五第一項に規定する新技術企業化保険」に、「又は同項に規定する公害防止保険」を、「次条第一項に規定する公害防止保険又は第三条の五第一項に規定する新技術企業化保険」に改める。

第三条の四に見出しとして（公害防止保険）を付し、同条第一項中「次条第二項」を「第三条の六第二項」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三条の五に見出しとして（近代化保険）を付し、同条第一項中「こえる」を「超える」に改め、同条を第三条の六とし、第三条の四の次に次の一条を加える。

（新技術企業化保険）
第三条の五 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の通商産業省令で定める要件に該当する新技術（以下単に「新技術」という。）の企業化のための商品の試作の費用、新技術の企業化に必要な施設の設置の費用その他の新技術の企業化に要する費用で通商産業省令で定めるものに充てるために必要な資金（前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するもの及び次条第二項に規定する借入金（給付の場合、給付金に係るものを除く。）に係る金融機関からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が一億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により

設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、二億円。以下同じ。）を超えることができない保険（以下「新技術企業化保険」という。）について、保証をした借入金の額（手形の割引の場合には手形金額、給付の場合には当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 公庫と新技術企業化保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証（無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く。）をした場合において、当該保証をした借入金の額が一億円（当該債務者たる中小企業者について既に新技術企業化保険の保険関係が成立している場合にあつては、一億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額）を超えないときは、当該保証については、新技術企業化保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条中、「公害防止保険」の下に、「新技術企業化保険」を加え、「及び公害防止保険」を、「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。

第七条及び第九条中「公害防止保険」の下に、「新技術企業化保険」を加える。

第十条中「公害防止保険」の下に、「新技術企業化保険」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第十一条中「公害防止保険」の下に、「新技術企業化保険」を加える。

第十三条中「及び公害防止保険」を、「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

一四五〇

(中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「五千万円」を「七千万円」に、「すでに」を「既に」に、「一億円」を「一億四千万円」に改める。

附則第四条中「八百万円」を「千万円」に、「すでに」を「既に」に改める。

附則第五条中「第三条の五第一項」を「第三条の六第一項」に改める。

第三条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正

第十二条第二項中「及び公害防止保険」を「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。

第四条 産地地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「及び公害防止保険」を「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。

第五条 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「第三条の五」を「第三条の六」に改める。

第六条 中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十一年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第五項中「及び公害防止保険」を「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。

第七項中「特定不況地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

改正する。

第五項第二項中「及び公害防止保険」を「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。

(特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部改正)

第七項 特定不況地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第六項第一項中「保険価額の合計額が八百万円」とあるのは「特定不況地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額が八百万円及び八百万円」と、同条第三項中「当該保証をした借入金の額が八百万円(当該債務者)とあるのは「特定不況地域関係保証及びその他の保証」とに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ八百万円及び八百万円(特定不況地域関係保証及びその他の保証)とに、当該債務者」と、「八百万円から」とあるのは「それぞれ八百万円及び八百万円から」とを「保険価額の合計額が」とあるのは「特定不況地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とその他の保険関係の保険価額の合計額」と改め、同条第三項中「当該保証をした」とあるのは「特定不況地域関係保証及びその他の保証」とに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「特定不況地域関係保証及びその他の保証」とに、当該債務者」と改め、同条第二項中「及び公害防止保険」を「公害防止保険及び新技術企業化保険」に改める。

(産地中小企業対策臨時措置法の一部改正)

第八項 産地中小企業対策臨時措置法(昭和五十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六項中「第三条の五第二項」を「第三条の六第二項」に、「次条第二項」を「第三条の六第二項」に、「第三条の五第一項」を「第三条の六第一項」に改める。

第九項 中小企業事業団法の一部改正

第九項 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条のうち中小企業信用保険法第三条の五第二項の改正規定中「第三条の五第二項」を「第三条の六第二項」に改める。

附則第二十一条中「第三条の五第一項」を「第三条の六第一項」に改める。

理由

中小企業信用保険について、新技術企業化保険の制度の創設、普通保険、無担保保険及び特別小口保険の付保限度額の引上げ並びに倒産関連中小企業者の定義に係る破産等の事由が生じた者の範囲の拡大を行い、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書)

議案の要旨及び目的

一 本法案は、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図るため、信用補完制度の拡充を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 倒産関連中小企業者の定義に係る破産等の事由が生じた者の範囲の拡大

連鎖倒産防止に係る倒産関連保証について、組合等が倒産した場合の関連中小企業者も対象とするため、倒産関連中小企業者の定義に係る破産等の事由が生じた者の範囲を「会社又は個人」から「事業者」に改める。

2 付保限度額の引上げ

(1) 普通保険の保険価額の限度額を現行の五千万円(組合一億円)から七千万円(組合一億四千万円)に引き上げる。

(2) 無担保保険の保険価額の限度額を現行の八百万円から一千万円に引き上げる。

(3) 特別小口保険の保険価額の限度額を現行の二百五十万円から三百万円に引き上げる。

3 新技術企業化保険の創設

中小企業者の新技術企業化に必要な資金(商品化試作、施設設置費用等)の借入れによる債務について、信用保証協会がした保証を対象とする新技術企業化保険を創設し、その保険価額の限度額を一億円(組合一億四千万円)に、補率を百分の八十とする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本法案は、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十五年五月七日

衆議院議長 灘尾 弘吉殿 商工委員長 塩川正十郎

〔別紙〕

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、中小企業信用補完制度の一層の充実を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 今後における経済情勢の推移を見守りつつ、時代に即応した付保限度額及びてん補率のあり方について引き続き検討するとともに、中小企業信用保険公庫の運営基盤の強化に関する施策を推進すること。

二 信用保証協会の保証機能の強化充実を図るため、基金補助制度及び中小企業信用保険公庫の融資基金制度等の積極的活用を努めるとともに、地方公共団体の出金及び金融機関等の

負担金の増強について協力を要請すること。

三 新技術企業化保険制度については、新技術の認定等に関する弾力的運用によつて、本制度が中小企業者に広く利用されるよう配慮するとともに、中小企業の技術開発を促進するための諸施策の拡充を図ること。

四 信用保証協会の保証つき融資の金利の引下げについて、金融機関に対し引き続き積極的に指導すること。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十五年三月十八日

内閣総理大臣 大平 正芳

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律

中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「解約手当金」の下に「若しくは完済手当金」を加える。

第四条第二項中「又は二万円」を「二万円、二万五千元、三万円、三万五千元、四万円、四万五千元又は五万円」に改める。

第七条第二項第二号中「解約手当金」の下に「若しくは完済手当金」を加える。

第十一条第五項中「若しくは解約手当金」を、「解約手当金若しくは完済手当金」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（完済手当金）

第十一条の二 中小企業倒産防止共済事業の収支の状況並びにその収入及び支出の見通しからみて、その収支が将来にわたつて均衡を保つに足り、なお余裕財源が生じていると認められる場合には、事業団は、通商産業省令で定めるところにより、貸付けを受けた共済金の全額をその

償還期日までに償還した共済契約者に、第三項に規定する額の完済手当金を支給することができ、

2 前項の余裕財源が生じているかどうか及びその余裕財源の額は、通商産業省令で定めるところにより計算しなければならない。

3 完済手当金の額は、償還された共済金の額の十分の一に相当する額に、第一項の余裕財源の額並びに共済契約者のうち共済金の貸付けを受けるものの割合及びその共済金のうち償還期日までに償還されるものの割合の予想等を基礎として政令で定める割合を乗じて得た額とする。

4 前条第五項の規定は、完済手当金を支給すべき場合に準用する。

第十二条第三項中「二万円」を「五万円」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「第十一条第四項」に、「二百二十万円」を「二百五十万円」に改める。

第十三条の見出しを「（共済金等の返還）」に改め、同条中の「支給」を「若しくは完済手当金の支給」に、「又は解約手当金を」を「解約手当金又は完済手当金を」に改める。

第十四条第三項中「二百二十万円」を「二百五十万円」に改め、同条第四項中「六十倍」を「四十二倍」に改める。

第十八条中「解約手当金」の下に「又は完済手当金」を加える。

第十九条中「解約手当金」の下に「若しくは完済手当金」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（小規模企業共済等に関する法律の一部改正）

2 小規模企業共済等に関する法律（昭和四十年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第四号中「及び解約手当金」を「並びに解約手当金及び完済手当金」に改める。

（中小企業事業団法の一部改正）

3 中小企業事業団法（昭和五十五年法律第号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第五号中「及び解約手当金」を「並びに解約手当金及び完済手当金」に改める。

附則第二十四條のうち中小企業倒産防止共済法第二十一條を同法第二十二條とし、同法第十八條から第二十條までを一条ずつ繰り下げ、同法第十七條の次に一條を加える改正規定中「の支給」を「又は完済手当金の支給」に改め、「若しくは」の下に「解約手当金にあっては」を、「残額」の下に「完済手当金にあっては」を、同法第二十三條に定める完済手当金の額（事業団が当該完済手当金の額から同条第四項において準用する第一項第五項の規定によりその額を控除することができる金銭があるときは、当該完済手当金の額からその金銭の額を控除した残額）を加える。

理 由

中小企業倒産防止共済契約の掛金月額及び掛金総額の最高限度の引上げ等を行うことにより、共済契約者の利便を増進し、中小企業倒産防止共済事業の利用者の増加を促進するとともに、共済金の貸付けを受けた者の負担を軽減するため、当該事業の長期にわたる収支の均衡が保たれ、なお余裕財源が生じていると認められる場合に、完済手当金を支給することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 議案は、中小企業倒産防止共済契約者の利便を増進し、共済事業の利用者の増加を促進するため、中小企業倒産防止共済制度の拡充を図るうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

ある。

1 掛金月額の最高限度の引上げ
掛金月額を、現行の五千元、一万円、一萬五千元及び二万円の四種類から、五千元、一万円、一萬五千元、二万円、二萬五千元、三万円、三萬五千元、四万円、四萬五千元及び五万円の十種類に改める。
（なお、この改正により、掛金総額の最高限度は二百五十万円、共済金の貸付上限額は二千百万円となる。）

2 完済手当金の支給
中小企業倒産防止共済事業の長期にわたる収支の均衡が保たれ、なお余裕財源が生じていると認められる場合に、共済金の貸付けを受けて完済した者に、完済手当金を支給することができるものとする。

3 掛金積立期間の短縮
掛金総額の最高限度までの積立期間を現行の六十月（五年）から四十二月（三年半）に短縮する。

4 施行期日
この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由
本案は、中小企業倒産防止共済制度の拡充を図り、中小企業者の倒産防止に資するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十五年五月七日

衆議院議長 灘尾 弘吉殿
商工委員長 塩川正十郎

〔別紙〕

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、中小企業倒産防止共済制度の健全な運営を図るための諸施策を一層

一 本共済制度の基盤の確立と安定的運営を図るため、中小企業に対する本改正を含めた制度の趣旨の周知徹底及び親企業、取引先企業等に対する啓蒙指導等を通じて本共済制度への加入者の大幅増加に努めること。

二 完済手当金の支給について極力早期に見通しを明らかにすること。

三 共済保険制度の導入その他共済制度に關する基本的事項について引き続き十分に検討を加へるとともに、必要に應じ、法律の規定による五年の見直し期限内であつても制度の内容を検討して、その改善を期すること。

国会に提出する。

昭和五十五年四月十八日

内閣総理大臣 大平 正芳

中小企業等協同組合法等の一部を改正する
法律

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第一条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九條の二第二項中「火災により」を「共済契約であつて、火災により又は火災及び第九條の七の二第一項第一号の省令で定める偶然な事故の全部若しくは一部を一括して共済事故とし、これらのもののいづれかにより」に、「共済契約に」を「ものに」に改め、「一人につきの下に」と、これらの共済契約に係る」を加え、「三十万円を」とするを、省令で定める金額を超える」に改める。

第九條の七の二第一項第一号を次のように改める。

一 組合員のためにする火災共済事業（火災により又は火災及び破裂、爆発、落雷その他の省令で定める偶然な事故の全部若しくは一部を一括して共済事故としこれらのもののいづれかにより財産に生ずることのある損害をうめるための共済事業をいう。以下同じ。）

第九條の七の二第二項中「親族」の下に「組
員たる法人の役員、組合員の使用人」を加え、
「ために火災によりその財産に生ずることのあ
る損害をうめるための」を「ためにする」に、「あ
のせ」を「併せ」に改める。

第九條の七の三中「共済金額の總額が百五十万円をこえる火災共済契約を締結することがでなす、かつ、当該共済金額の總額が火災共済契約を「共済金額の總額が、火災共済契約（火災共済事業に係る共済契約をいう。以下同じ。）」の百分の十五を「に省令で定めるところにより算定した割合を乗じて得た額に、「こえる」を超え

第九條の七の四第一項中「親族」の下に「組合員たる法人の役員、組合員の使用人」を加え

第三十三條第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第十一号中「選挙」の下に「又は選任」を加える。

第三十五條に次の一項を加える。

第三項の規定にかかわらず、役員は、定款

の定めるところにより、総会（設立当時の役員は、創立総会）において選任することができる。

第五十九条第二項中「組合員」の下に「（火災共済協同組合にあつては、組合員等）」を加え、
「とえない」を「超えない」に改める。

第八十二条の四第七号中「選挙」の下に「又は
選任」を加える。

収める。

第百六条第一項中「若しくは第百五条第二項」を又は第百五条第二項に、「若しくは組合」を「又は組合」に改め、「又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以上以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるとき」を「削り、同条第二項中「又は中央会が」を「若しくは中央会が」に改め、「違反したとき」の下に「又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以上以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるとき」を加える。

第百六条の二に次のただし書を加える。

ただし、その組合又は中央会の代表権を有する者が欠けているとき又はその所在が知られないときは、この限りでない。

第百六条の二の次に次の一条を加える。

(解散の命令の通知の特例)
第百六条の二の二 行政庁は、組合又は中央会の代表権を有する者が欠けているとき又はそ

の所在が知れないときは、第百六条第二項の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。

2 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

（中小企業等協同組合法施行法の一部改正）
第二条 中小企業等協同組合法施行法（昭和二十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改

正する。
本則に次の一条を加える。
(中小企業等協同組合の解散の特例等)

第三十六條 昭和五十六年十月一日において、最後の登記をした後十年を経過している中小企業等協同組合は、その日に解散したものと

2 前項の規定により解散したものとみなされた中小企業等協同組合は、同項に定める日から

3 前項の規定による決議は、新法第百十一条第一項の行政庁の認可を受けなければ、その

4 第二項の規定により中小企業等協同組合を継続する場合には、前項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三

週間に以内に継続の登記をしなければならぬ。
5 前項の規定による中小企業等協同組合の継続の登記の申請書には、第二項の規定による決議があつたことを証する書面を添付しなければならない。

6 第一項の規定による中小企業等協同組合の解散の登記については、商業登記法（昭和三十

十八年法律第百二十五号)第九十一条の二(職権による解散の登記)の規定を準用する。

8 第三項の認可については、新法第二十七条

の第二項から第六項までの規定を準用する。

9 第三項の規定による行政庁の権限について

は、新法第百十一条第二項及び第三項の規定を準用する。

(輸出水産業の振興に関する法律の一部改正)

第三条 輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「少くとも左の」を「少なくとも次の」に改め、同項第十一号中「選挙」の下に「又は選任」を加える。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)
 第四條 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五條の二十三第六項中「第六六條の二」を「第六六條の二の二」に改める。

「第六六條の二の二」に改める。

「又は選任」を加える。

第六十七條中「若しくは組合」を「又は組合」に改め、「又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以上以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止している」と認めるときを削る。

第六十九條第三項中「又は」を削り、「認める」ときの下に、「又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以上以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止している」と認めるときを加え、同条第四項中「(併明の組合の供与)」の下に「及び第六六條の二の二(解散の命令の通知の特例)」を加える。

附則に次の一条を加える。

(協業組合等の解散の特例等)
 第十四條 昭和五十六年十月一日において、最後の登記をした後十年を経過している協業組合、商工組合又は商工組合連合会は、その日に解散したものとみなす。

2 前項の規定により解散したものとみなされた協業組合、商工組合又は商工組合連合会は、同項に定める日から三年以内に、總會において、協業組合にあつては議決権の総数の過半数の議決権を有する組合員が、商工組合にあつては總組合員の半数以上が、商工組合連合会にあつては議決権の総数の半数以上に当たる議決権を有する会員が出席し、それぞれその議決権の三分の二以上の多数による議決を行うことにより、協業組合、商工組合又は商工組合連合会(以下「協業組合等」という。)を継続することができる。

3 前項の規定による決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 第二項の規定により協業組合等を継続する場合においては、前項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に継続の登記をしなければならない。

5 前項の規定による協業組合等の継続の登記の申請書には、第二項の規定による決議があつたことを証する書面を添付しなければならない。

6 第一項の規定による協業組合等の解散の登記については、商業登記法第九十一條の二(職権による解散の登記)の規定を準用する。

7 第二項の規定による商工組合又は商工組合連合会の継続については、第四十七條第二項において準用する協同組合法第五十五條第七項(總代会の規定を準用する)。

8 第三項の認可については、第五條の十七第二項及び第四十二條第二項の規定を準用する。

(鉱工業技術研究組合法の一部改正)
 第五條 鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一號)の一部を次のように改正する。

第十六條中「第六六條の二」を「第六六條の二の二」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)
 第六條 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第一百四十一號)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「火災により」を「火災、爆発、落雷その他の通商産業省令で定める偶然な事故の全部若しくは一部を一括して共済事故としこれらのもののいづれかにより」に、「共済契約に」を「ものに」に改め、「一人につき」の下に「これらの共済契約に係る」を加え、「三十万円をこえる」を「通商産業省令で定める金額を超え」に改める。

第四十二條第一項第十一号中「選挙」の下に「又は選任」を加える。

第四十四條に次の一項を加える。

11 第三項の規定にかかわらず、役員は、定款で定めるところにより、總會(設立当時の役員は、創立總會)において選任することができ、

第八十五條中「若しくは第八十一條第二項」を「又は第八十一條第二項」に、「若しくは組合」を「又は組合」に改め、「又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から一年以上以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止している」と認めるときを削る。

第八十六條第二項中「違反したとき」の下に「又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から一年以上以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止している」と認めるときを加え、同条第四項において準用する協業組合又は協同組合連合会であつて、前条ただし書に定める日において現に第一條の規定による改正後の中小企業等協同組合法(以下「新組合法」という)第九條の七の二第一項第一号の火災共済事業を行つていないものについては、新組合法第九條の二第二項(新組合法第九條の九第四項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

ただし、その組合の代表権を有する者が欠けているとき又はその所在が知れないときは、この限りでない。

第八十七條の次に次の一条を加える。

(解散の命令の通知の特例)
 第八十七條の二 行政庁は、組合の代表権を有する者が欠けているとき又はその所在が知れないときは、第八十六條の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができ、

2 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。

附 則
 (施行期日)
 第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一條中中小企業等協同組合法第九條の二第二項、第九條の七の二第一項

第一号及び第二項、第九條の七の三、第九條の七の四第一項並びに第五十九條第二項の改正規定、第六條中商店街振興組合法第十三條第二項の改正規定並びに次条及び附則第三條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(共済金額の制限の特例)
 第二條 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第八十六號)附則第二條の規定により同法による改正後の中小企業等協同組合法第九條の二第二項(同法第九條の九第四項において準用する場合を含む)の規定を適用しないものとされた事業協同組合又は協同組合連合会であつて、前条ただし書に定める日において現に第一條の規定による改正後の中小企業等協同組合法(以下「新組合法」という)第九條の七の二第一項第一号の火災共済事業を行つていないものについては、新組合法第九條の二第二項(新組合法第九條の九第四項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(輸出入取引法の一部改正)
 第三條 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九號)の一部を次のように改正する。

第二十七條の十六中「組合員が」を「組合員(火災共済協同組合にあつては、組合員等)」に改める。

(罰則に関する経過措置)
 第四條 この法律(附則第一條ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由
 火災共済協同組合による火災共済事業を利用する者の利便を増進するためそのうるべき損害及び共済契約者の範囲を拡大するとともに、事業協同組合、商工組合等の運営の円滑化を図るため役員

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

の選出方法として選任制をとり得ることとするは、最近における中小企業等協同組合等の実態等にかんがみいゆる休眠組合を整理するための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、火災共済協同組合による火災共済事業の範囲の拡大、中小企業等協同組合等の役員選出方法の追加及び休眠組合の整理等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 火災共済事業の範囲の拡大等
火災共済協同組合が行う火災共済事業の範囲を拡大し、現行の火災共済事業に加え、火災及び破裂、爆発、落雷、その他の偶然な事故に係る総合共済事業を行ひ得ることとする。とともに、共済契約者の範囲を拡大し、組合員たる法人の役員又は組合員の使用人もこの共済事業を利用し得ることとする。

2 役員選出方法の追加
中小企業等協同組合、中小企業団体中央会、商工組合及び商店街振興組合等の役員選出方法として、現行の選挙制に加え、選任制をとり得ることとする。

3 休眠組合の整理
最後の登記をした後十年を経過した中小企業等協同組合等は解散したものとなすとともに、休眠状態の組合等に対しては、業務改善命令を前置することなく、直接に解散命令を行ふことができることとし、また、行政庁は、解散命令の通知に代えて、その要旨を官報に掲載することができるとする。

4 施行期日
この法律は、公布の日から三月以内において政令で定める日から施行する。ただし、火

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書 昭和五十三年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(外二件)承諾を求めるとの件)に関する報告書

災共済事業の範囲の拡大等に関する規定は、公布の日から六月以内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業等協同組合等の健全な発展を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十五年五月八日 商工委員長 塩川正十郎

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、中小企業等協同組合等の健全な発展を図る見地から、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 協同組合等の役員選出が民主的な運営の下に行われるよう十分指導するとともに、人的基盤の強化によつて組合組織の整備、組合経営の合理化・近代化等を図るため、人材の養成・研修等に関する諸施策の推進と拡充に努めること。

二 火災共済協同組合の共済事業への加入者の増加を図つて経営基盤を強化するため、本改正を含めた共済制度の積極的なPR、共済事業の弾力的な運営、サービスの改善等が行われるよう、組合に対する指導助言を進めるとともに、共済事業及び再共済事業に関する適切な税制措置等を講ずるよう努めること。

なお、今後における事業経営基盤の充実安定に対応して、例えば地震による損害等も対象とする等、てん補範囲の拡大等について検討すること。

三 協同組合等の官公需の受注機会を増大させるため、適格組合の育成強化、組合に対する官公需発注情報の提供等の施策を推進し、組合にお

ける受注体制の整備及び受注能力の向上等を図ること。

昭和五十三年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるとの件)に関する報告書

本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十三年年度一般会計予備費の予算額二、五五〇億円のうち、昭和五十四年一月五日から同年三月三十日までの間において決定された六六〇億一、四一六万三千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、国民健康保険事業に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費、義務教育費国庫負担金の不足を補うために必要な経費、国庫預託金利子の支払に必要な経費等二十三件である。

なお、同年度一般会計予備費のうち、昭和五十三年四月十八日から同年十二月二十二日までの間において決定された一、三四五億一、九三五万五千円の使用については、第八十七回国会において、すでに承諾済みである。

本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十五年五月七日

決算委員長 高田 富之
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

昭和五十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるとの件)に関する報告書

本件の趣旨
本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十三年度特別会計予備費の予算総額二兆九、五〇〇億四、二二七万八千円のうち、昭和

一四五四

五十四年一月二十六日から同年三月三十日までの間において決定された九七七億一、〇五六万九千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、食糧管理特別会計輸入食糧管理勘定における調整勘定へ繰入れに必要な経費、郵便貯金特別会計における支払利子に必要な経費等五特別会計の九件である。

なお、同年度特別会計予備費のうち、昭和五十三年九月一日から同年十二月二十五日までの間において決定された六四六億五、八一九万三千円の使用については、第八十七回国会において、すでに承諾済みである。

本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十五年五月七日

決算委員長 高田 富之
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

昭和五十三年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるとの件)に関する報告書

本件の趣旨

本件は、昭和五十三年度特別会計予算総則第十一條の規定に基づき、昭和五十四年三月六日から同年三月三十日までの間において決定された六四九億五、七九万五千円の経費増額につき、予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めるため提出されたもので、その内訳は、郵便貯金特別会計における支払利子に必要な経費の増額、国立学校特別会計における医療費等に必要経費の増額等四特別会計の四件である。

本件の議決理由
本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十五年五月七日

決算委員長 高田 富之
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

昭和五十四年度一般会計予備費使用総調査
及び各省各庁所管使用調査(その一)(承諾
を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、
昭和五十四年度一般会計予備費の予算額三、五
〇〇億円のうち、昭和五十四年四月十七日から
同年十二月三十一日までの間において決定され
た二、一〇二億五、六一一萬七千円の使用につ
き、国会の事後承諾を求めるため提出されたも
ので、その内訳は、水田利用再編対策に必要な
経費、国民年金庫庫負担金の不足を補うために
必要な経費、河川等災害復旧事業に必要な経費
等四十六件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべ
きものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十五年五月七日

決算委員長 高田 富之
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

昭和五十四年度特別会計予備費使用総調査
及び各省各庁所管使用調査(その一)(承諾
を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六條の規定に基づき、
昭和五十四年度特別会計予備費の予算額二兆
九、七三三億一、〇七二萬九千円のうち、昭和
五十四年八月七日から同年十月十九日までの間
において決定された四七億四、四六七萬七千
円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため
提出されたもので、その内訳は、食糧管理特別

会計輸入食糧管理勘定における輸入食糧の買入
れに必要な経費等三特別会計の五件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべ
きものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十五年五月七日

決算委員長 高田 富之
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

昭和五十四年度特別会計予算総則第十條に
基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経
費増額調査(その一)(承諾を求めるの件)に
関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和五十四年度特別会計予算総則第
十條の規定に基づき、昭和五十四年八月七日か
ら同年十二月十四日までの間において決定され
た六九八億六、七一八萬四千円の経費増額につ
き、予備費使用の例によつて国会の事後承諾を
求めるため提出されたもので、その内訳は、国
民年金特別会計補正年金勘定における福祉年金
給付費の支払に必要な経費の増額、食糧管理特
別会計国内表管理勘定における国内表の買入れ
増加に伴い必要な経費の増額等五特別会計の十
一件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与え
るべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十五年五月七日

決算委員長 高田 富之
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

昭和五十三年度一般会計国庫債務負担行為
総調査(その二)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第十五條の規定に基づき、報

告されたもので、同条第二項の規定による昭和
五十三年度一般会計国庫債務負担行為限度額
一、〇〇〇億円のうち、昭和五十四年二月二十
七日、昭和五十四年三月九日等災害復旧事業費
補助等四件について九五億九、四〇〇万円の範
囲内で債務負担行為をすることとしたものであ
る。

二 本件の議決理由

本件の債務負担行為は、緊急の必要があつた
ものと認め、異議がないと議決すべきものと議
決した次第である。
右報告する。

昭和五十五年五月七日

決算委員長 高田 富之
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

昭和五十四年度一般会計国庫債務負担行為
総調査(その一)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第十五條の規定に基づき、報
告されたもので、同条第二項の規定による昭和
五十四年度一般会計国庫債務負担行為限度額
一、〇〇〇億円のうち、昭和五十四年十二月十
四日、昭和五十四年発生直轄河川等災害復旧費
について一〇〇億八、〇七四萬四千円の範囲内
で債務負担行為をすることとしたものである。

二 本件の議決理由

本件の債務負担行為は、緊急の必要があつた
ものと認め、異議がないと議決すべきものと議
決した次第である。
右報告する。

昭和五十五年五月七日

決算委員長 高田 富之
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法
律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。
昭和五十五年三月三十一日

参議院議長 安井 謙
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第
六号)の一部を次のように改正する。

法律

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第
六号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「用に供するため」の下に
「若しくは第五條の四第一項の技能検定の用に供
するため」を加え、同項第三号中「第五條の五」を
削り、同号の次に次の一号を加える。

三の二 第五條の四第一項の技能検定を受ける
者が当該技能検定を受けるため当該技能検定
に係る訓練所を所持する場合

第三條第一項第四号中「第五條の五」を削り、
同号の次に次の二号を加える。

四の二 第九條の四第一項第二号の講習射撃指
導員が第九條の五第一項の射撃講習を行うた
め、又は射撃講習を受ける者が当該射撃講習
を受けるため第九條の六第二項の備付け銃を
所持する場合

四の三 講習射撃場を設置し、又は管理する者
が第九條の六第二項の備付け銃を業務のため
所持する場合

第三條第一項第七号中「銃等販売事業者」の下
に「講習射撃場を設置し、若しくは管理する者」
を加え、「若しくは第五條の五」を削り、同項第八
号中「銃等販売事業者」の下に「講習射撃場
を設置する者」を加え、「若しくは第五條の五」を
削り、同項第九号中「同条第二項」の下に「におい
て準用する第九條の七第二項」を加え、同条第三
項中「第一項第七号」を「第一項第四号の三及び第
七号」に改める。

第四條第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」
に改め、「総理府令で定める手続により」を削り、

昭和五十四年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)外二件(承諾を求めるの件)に関する報告書 昭和五十四年度一般会計国庫債務負担行為総調査(その一)に関する報告書 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案及び同報告書

一四五六

同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第四号」を「前項第四号」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中、総理府令で定める手続により「を削り、同項を同条第四項とする。

第四条の二の見出し中「番号」を「確認及び番号」に改め、同条中「前条第一項第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

第四条の規定による許可を受けた者は、銃砲又は刀剣類を所持することとなつた場合においては、その所持することとなつた日から起算して十四日以内に、総理府令で定めるところにより、その所持することとなつた銃砲又は刀剣類が当該許可に係る銃砲又は刀剣類であるかどうかについて、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会の確認を受けなければならない。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一項を加える。

(許可の申請)

第四条の二 前条の規定による許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

一 住所、氏名及び生年月日

二 銃砲又は刀剣類の種類(総理府令で定める銃砲の種類を含む。)

三 銃砲又は刀剣類の所持の目的

四 その他総理府令で定める事項

2 前項の許可申請書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

第五条第一項中「場合」の下に「又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合」を加え、同項第四号中「三年」を

「五年」に改め、「取り消された者」の下に「及び同条第五項の規定により許可を取り消された者」を加え、同項第五号中「終り」を「終わり」に、「三年」を「五年」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 次条第二項第二号に規定する行為をして罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していないもの(前号に該当する者を除く。)

第五条第四項中「三年」を「五年」に改める。

第五条の二第三項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「二十歳(政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者にあつては、十八歳)以上であり、かつ、その者が」を削り、同項第一号中「受けて」の下に「所持しようとする種類の」を加え、同項第三号中「第五条の四第二項」を「所持しようとする種類の」に改め、同項第四号中「第五条の四第三項」を「所持しようとする種類の」に改め、同項第五号中「第五条の五」を「所持しようとする種類の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、許可をしない。

一 二十歳に満たない者(政令で定めるところにより政令で定める者から推薦された者にあつては、十八歳に満たない者)

二 銃砲、刀剣類又は第二十二条に規定する刃物第二十四条の二において「銃砲刀剣類等」という。を使用し、人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪(死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。)で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者

第五条の四第一項中「受けようとするもの」の下

に「(第五条の二第三項各号のいずれかに該当する者を除く。)」を加え、「銃砲の操作」を「都道府県公安委員会が指定する銃砲を使用して、その所持しようとする種類の銃砲に係る銃砲の操作」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五条(第一項第一号及び第二項を除く。及び第五条の二(第三項を除く。))の許可の基準に適合しないため第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持の許可を受ける資格を有しないと認められる者は、技能検定を受けることができない。

第五条の四に次の一項を加える。

3 第四条の二の規定は、第一項の技能検定を受けようとする者について準用する。

第五条の五を削る。

第六条第一項中「総理府令で定める手続により」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第四条の二の規定は、第一項の外国人について準用する。この場合において、同条第一項中「住所地又は法人の事業場の所在地」とあるのは、「出入国港の所在地」と読み替へるものとする。

第七条第一項中「前二条」を「前条」に改める。

第七条の三第一項中「総理府令で定めるところにより」を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第四条の二の規定は、前項の規定による許可の更新を受けようとする者について準用する。

第八条第一項中、第五条の五を削り、同項第六号中「第五条の二第三項第二号」を「第五条の二第四項第二号」に、「第五条の二第二項」を「第五条の二第二項第一号」に改め、同条第六項中「第五条の五」を削り、同条第八項中「捕鯨用標識銃等販売業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加える。

第九条第一項中「又は第五条の五」を削り、「捕鯨用標識銃等販売業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加え、同条第二項中「捕鯨用標識銃等販売業者」の下に「又は教習射撃場を設置する者」を加え、同条第三項中「捕鯨用標識銃等販売業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加える。

撃場を設置する者」を加え、同条第二項中「銃砲等販売業者」の下に「又は教習射撃場を設置する者」を加え、同条第三項中「捕鯨用標識銃等販売業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加える。

第九条の二第二項中「管理する者及び」を「設置する者及び管理する者並びに」に改める。

第九条の四第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項及び第七項を削り、第八項を第五項とし、同条の次に次の四条を加える。

(射撃教習)

第九条の五 第四条第一項第一号の規定による銃砲の所持の許可を受けようとする者(第五条の二第三項各号のいずれかに該当する者を除く。)

は、第五条の四第一項の技能検定を受ける場合を除き、教習射撃場において射撃教習(教習射撃指導員が政令で定めるところにより次条第二項の備付け銃を使用して行う銃砲の操作及び射撃に関する技能の教習をいう。以下同じ)を受けなければならない。

2 射撃教習を受けようとする者は、その所持しようとする銃砲の種類ごとに、あらかじめ、住所を管轄する都道府県公安委員会に申請して、射撃教習を受ける資格の認定を受けなければならない。この場合において、都道府県公安委員会は、その者が第五条の四第一項ただし書に規定する者に該当する場合を除き、その認定を行い、政令で定めるところにより、有効期間を定めて認定証を交付しなければならない。

3 都道府県公安委員会は、前項の認定を受けた者が、第五条の四第一項ただし書に規定する者に該当することとなつたときは、前項の認定を取り消すものとする。この場合において、認定を取り消された者は、認定証を返納しなければならない。

4 第四条の二の規定は、第二項の認定を受けようとする者について準用する。

5 教習射撃場を管理する者は、政令で定めるところにより、当該教習射撃場において射撃教習を受け、その課程を修了したと認定した者に対し、教習修了証明書を交付しなければならぬ。

(備付け銃)

第九條の六 教習射撃場を設置する者は、射撃教習の用途に供するため必要な猟銃でその構造及び機能が政令で定める基準に適合するものを当該教習射撃場に備え付けて置かなければならぬ。ただし、教習射撃場の指定を受けた日から起算して三十日を経過する日までの間は、この限りでない。

2 教習射撃場を設置する者は、前項の猟銃を備え付けた日から起算して十四日以内に、総理府令で定めるところにより、当該備え付けた猟銃(以下「備付け銃」という。)について、その種類ごとの数その他の総理府令で定める事項を、当該教習射撃場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならぬ。届出に係る事項に変更があつた場合も、同様とする。

3 都道府県公安委員会は、総理府令で定めるところにより、教習射撃場を設置する者に対し、当該備付け銃に当該都道府県公安委員会が指定する番号又は記号を打刻することを命ずることができる。

(備付け銃の管理)

第九條の七 備付け銃の管理は、教習射撃場を管理する者が行う。

2 教習射撃場を管理する者は、備付け銃を総理府令で定める基準に適合する設備及び方法により保管しなければならない。

3 都道府県公安委員会は、備付け銃に係る保管の設備又は方法が前項の基準に適合していないと認めるときは、その他危害予防上必要があると認めるときは、当該教習射撃場を管理する者に対し、期間を定めて、保管の設備又は方法の改善を命じ、その他危害予防上必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

べきことを命ずることができる。

4 教習射撃場を管理する者は、備付け銃を亡失し、又は盗み取られた場合においては、直ちにその旨を警察官に届け出なければならぬ。

5 教習射撃場を管理する者は、射撃教習を受けようとする者が第九條の五第二項の認定証を提示した場合でなければ、備付け銃を使用させてはならない。

(教習射撃場の指定の解除等と備付け銃の仮領置)

第九條の八 次に掲げる場合には、都道府県公安委員会は、第九條の四第一項の指定を解除し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその期間内における射撃教習に基づき第九條の五第五項の教習修了証明書を交付することを禁止することができる。

一 教習射撃場が第九條の四第一項各号の総理府令で定める基準に適合しなくなつた場合

二 教習射撃場を設置する者が第九條の六第一項又は第二項の規定に違反した場合

三 教習射撃場を設置する者が第九條の六第三項の規定による命令に応じなかつた場合

四 教習射撃場を管理する者が第九條の四第二項、第九條の五第五項又は前条第二項、第四項若しくは第五項の規定に違反した場合

五 教習射撃場を管理する者が第九條の四第三項又は前条第三項の規定による命令に応じなかつた場合

2 都道府県公安委員会は、前項の規定による教習修了証明書の交付の禁止の処分を受けた教習射撃場を管理する者が当該禁止に違反して教習修了証明書を交付したときは、第九條の四第一項の指定を解除することができる。

3 都道府県公安委員会は、前二項の規定により第九條の四第一項の指定を解除した場合においては、当該施設を設置する者等に対し第九條の六第一項の規定により備え付けられていた猟銃の提出を命じ、提出された猟銃を仮領置するものと

する。

4 前項の規定により猟銃を仮領置した場合において、当該施設を設置する者又はその者から当該猟銃の譲渡、贈与、返還等を受けた者であつて、当該猟銃を適法に所持することができなくなったときは、都道府県公安委員会は、当該猟銃をその者に返還するものとする。

5 第八條第九項及び第十項の規定は、第三項の規定により仮領置した猟銃について準用する。この場合において、同条第九項中「第七項」とあるのは「第九條の八第三項」と、「前項」とあるのは「第九條の八第四項」と読み替へるものとする。

第十條第一項中、「第五條の五」を削り、同条第二項中、「第五條の五」及び「又は第五條の五」を削り、同条第三項及び第四項中、「第五條の五」を削る。

第十條の二中「又は第五條の五」を削る。

第十條の三第一項中、「第五條の五」を削り、同条第二項本文中「堅固な保管設備に施錠して行なわなければならないを、総理府令で定める基準に適合する設備及び方法により行ななければならない」に改め、同項ただし書中「堅固な」を「総理府令で定める基準に適合する」に改める。

第十條の五の見出しを「報告徴収、立入検査等」に改め、同条に次の五項を加える。

2 都道府県公安委員会は、第十條の三第一項の規定により保管する銃砲が猟銃である場合において、盗難の防止その他危害予防上その保管の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要の限度において、警察職員に、当該猟銃の保管場所に入り、検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 警察職員は、前項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨を関係者に通告しなければならない。

4 警察職員は、第二項の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第九條の七第三項の規定は、第十條の三第一項の規定により銃砲を保管する者について準用する。この場合において、第九條の七第三項中「備付け銃に係る保管の設備又は方法が前項の基準に適合していない」とあるのは、「第十條の三第一項の規定により銃砲を保管する者が同条第二項又は第三項の規定に違反して当該銃砲を保管している」と読み替へるものとする。

第十條の六中、「第五條の五」を削る。

第十條の七第一項中「又は第五條の五」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 第九條の七第二項から第四項までの規定は、銃砲等保管業者について準用する。この場合において、これらの規定中「備付け銃」とあるのは、「第十條の七第一項の規定により委託を受けて保管する銃砲又は空気銃」と読み替へるものとする。

第十條の七第三項を削り、同条第四項中「前項の下に」において準用する第九條の七第三項を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第十一條第一項中、「第五條の五」を削り、「又は第六條」を「若しくは第六條又は第五條の二第二項第二号」に、「第五條の二第三項第一号」を「第五條の二第四項第一号」に改め、同条第二項及び第四項中「第五條の五」を削り、同条第九項中「第五項又は第六項」を「第六項又は第七項」に、「第十一條第七項」を「第十一條第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「捕鯨用標識銃等販売事業者」の下に「若しくは教習射撃場を設置する者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第

五項中「前三項の理由」を「第二項から第四項までの事由」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 都道府県公安委員会は、第四条第一項第一号の規定による許可を受けた者が引き続き三年以上当該許可に係る銃又は空気銃を当該許可に係る用途に供していないと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

第十二条中「第四項」を「第五項」に改める。

第十三条中「許可」を「第四条第一項第一号の規定による許可を受けた銃又は空気銃を当該許可に係る用途に供しているかどうか、その他許可を」に、「警察官」を「警察職員」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同号の規定による許可を受けた者に対しては、総理府令で定めるところにより、当該銃又は空気銃を当該用途に供しているかどうかについて必要な報告を求めることができる。

第二十一条の二第一項中「第二号」の下に、「第四号の三」を加え、同条第二項中「第五号の五」は「若しくは」に改め、「受けた者」の下に、「第八条第六項の措置を執らなければならない者又は教習射撃場を設置する者」を、「第二号」の下に「第四号の三」を加える。

第二十三条の二中「第五号の五」を削る。

第二十四条の二第一項中「銃砲、刀剣類又は第二十二條に規定する刃物(以下この条において「銃砲刀剣類等」という。)」を「銃砲刀剣類等」に改め、同条第八項後段中「前項の銃砲」を「第二十四条の二第七項の銃砲」に改める。

第二十五条第三項第一号及び第二十六條第一項中「第五号の五」を削る。

第二十七條第一項第二号中「第五号の五」を削り、同条第三項後段中「第一項」を「第二十七條第一項」に改める。

第二十七條の二第二項中「適合しているかどうか」の下に、「第九条の六第二項の届出に係る備付

け銃を備え付けているかどうか、若しくは第九条の七第二項の総理府令で定める基準に適合する設備及び方法により当該備付け銃を保管しているかどうか」を、「第十条の七第二項の下に」において準用する第九条の七第二項を加え、同条第三項を次のように改める。

3 第十条の五第四項及び第五項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、これらの規定中「第二項」とあるのは、「第二十七條の二第二項」と読み替えるものとする。

第二十七條の二第四項を削る。

第二十九條の表第一号中「二千円」を「三千円」に改め、同表第二号中「五千円」を「七千五百円」に改め、同表第三号中「許可証」の下に「(第九条の五第二項の認定証を含む。)」を加え、「三千円」を「四千五百円」に改め、同表第四号中「二千円」を「三千円」に改め、同表第五号中「千円」を「千五百円」に改め、同表第六号中「二千円」を「三千円」に改め、同表第七号中「三千円」を「四千五百円」に改め、同表第八号中「千円」を「千五百円」に改める。

第三十一条の三第二号中「第五号の五」を削る。

第三十二条第一号中「第十条の七第四項」を「第十条の七第三項」に改める。

第三十五条第三号を削り、同条第二号中「第四條の二(第五條の五第三項において準用する場合を含む。)」を「第四條の三第二項若しくは第九條の六第三項」に、「第十一條第五項若しくは第六項」を「第九條の八第三項、第十一條第六項若しくは第七項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「第四條第二項(第五條の五第三項において準用する場合を含む。)」を「第四條の三第一項」に改め、「第九條第三項」の下に「第九條の五第三項後段、第九條の七第二項(第十条の七第二項において準用する場合を含む。)」若しくは「第五項」を加え、「第十條の七第二項」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第四條の二(第五條の四第三項、第六條第三項、第七條の三第三項及び第九條の五第四項において準用する場合を含む。)(許可申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第三十五條第四号中「第二十三條の二」を「第九條の六第二項、第九條の七第四項(第十条の七第二項において準用する場合を含む。)」又は「第二十三條の二」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「第二十七條の二第二項」を「第十条の五第二項又は第二十七條の二第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 第十三條前段の規定により警察職員が行う許可証及び銃砲若しくは刀剣類の提示の要求若しくは検査又は第二十四條第二項の規定により警察官が行う許可証若しくは登録証の提示の要求を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第十三條後段又は第二十七條の二第一項の規定による報告の要求に応ぜず、又は虚偽の報告をした者

第三十七條中「第三十五條第一号、第二号若しくは第四号から第六号まで」を「第三十五條」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第五條第一項第四号及び第五号の改正規定(「三年」を「五年」に改める部分に限る。)、同号の次に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、第五條の二の改正規定(第二項第三号及び第四号に係る部分を除く。)、第八條第一項第六号の改正規定、第十一條第一項の改正規定(「第五條の五」を削る部分を除く。)、並びに第二十九條の表の改正規定(「許可証」の下に「(第九條の五第二項の認定証を含む。)」を加える部分を除く。))は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法(以下「旧法」という。)(第五條の五の規定により銃砲の所持の許可を受けている者については、当該許可の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。)

3 前項に規定する者に係る射撃教習における教習射撃指導員の銃砲の所持については、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法第四條若しくは第六條の規定による銃砲若しくは刀剣類の所持の許可又は旧法第七條の三の規定による銃砲若しくは空気銃の所持の許可の更新を申請している者の申請書及びその添付書類は、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(以下「新法」という。)(第四條の二(第六條第三項及び第七條の三第三項において準用する場合を含む。))による申請書及びその添付書類とみなす。

5 この法律の施行前一年内に交付された旧法の規定による合格証明書又は教習修了証明書(附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる者に係る合格証明書又は教習修了証明書を含む。))は、新法の規定による合格証明書又は教習修了証明書とみなす。

6 この法律の施行の際現に都道府県公安委員会に対してされている旧法第五條の五の規定による銃砲の所持の許可の申請は、この法律の施行の日から起算して十四日を経過する日までの間に申請者が申し出たときは、当該申請に基づき新法第五條の四第一項の技能検定の申請又は新法第九條の五第二項の認定の申請とみなす。

7 この法律の施行の際現に旧法の規定により指定射撃場又は教習射撃場として指定されている施設は、新法の規定により指定射撃場又は教習射撃場として指定されたものとみなす。

8 この法律の施行の際現に旧法第十條の三第二項の規定により銃砲を保管する者に係る銃砲の保管の設備及び方法については、この法律の施

行の日から起算して二月を経過する日までの間は、新法第十条の第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 附則第一項ただし書に規定する改正規定（以下この項において「改正規定」という。）の施行の際現に改正規定による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法第四条又は第五条の五の規定により銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けている者に對する当該許可の取消しその他の処分（第七条の第三項の規定による許可の更新を除く。）については、改正規定の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

10 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における銃砲を使用した犯罪及び銃砲又は空気銃（以下「銃砲等」という。）に起因する事故の実情にかんがみ、これを防止するため、所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一) 所持許可基準の整備等

1 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり又は重要な事実の記載が欠けている場合には、銃砲又は刀剣類（以下「銃砲等」という。）の所持の許可をしてはならないこと。

2 銃砲等の所持の許可の取消し処分後及び銃砲等を不法に所持するなどして罰金以上の刑に処せられた者の刑の終了後の銃砲等の所持の許可に係る欠格期間をそれぞれ五年とすること。

3 銃砲等又は刃物を使用して、人の生命又は身体を害する罪その他の凶悪な罪（死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たるものに限る。）で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して十年を経過していない者には、銃砲の所持の許可をしてはならないこと。

(二) 射撃教習用途の銃砲の備付け制度等

1 技能検定を受ける者には都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する銃砲、射撃教習を受ける者には教習射撃場に備え付けられた銃砲のほか、それぞれ銃砲を所持させないこと。

2 教習射撃場には、射撃教習の用途に供するため必要な銃砲を備え付けなければならないものとし、当該銃砲の保管等について、所要の規定の整備を行うこと。

(三) 銃砲の保管は、総理府令で定める基準に適合する設備及び方法により行わなければならないこと。

1 銃砲の保管は、総理府令で定める基準に適合する設備及び方法により行わなければならないこと。

2 公安委員会は、銃砲を自ら保管する者の銃砲について、盗難の防止その他危害予防上その保管状況を調査する必要があると認めるときは、あらかじめ通告した上、その必要な限度において警察職員に、当該銃砲の保管場所に入り、検査させ、又は関係者に質問させることができること。

3 公安委員会は、銃砲の保管について、危害予防上必要があると認めるときは、銃砲を保管している者に対し、保管の設備及び方法の改善その他危害予防上必要な措置を執るべきことを命ずることができること。

(四) 銃砲等の所持の許可の取消し事由の整備等

1 銃砲等の所持の許可を受けた者が引き続き三年以上銃砲等を許可に係る用途に供していないと認められる場合には、その許可を取り消すことができること。

2 公安委員会は銃砲等の所持の許可を受けた者に対し、当該銃砲等を当該許可に係る用途に供しているかどうかについて、必要な報告を求めることができること。

(五) その他

手数料の改定、罰則の整備その他所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

最近における銃砲を使用した犯罪及び銃砲又は空気銃に起因する事故の実情にかんがみ、これを防止するため、銃砲の所持許可基準の整備、銃砲の保管に関する規制の強化等を図ろうとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、日本共産党・革新共同から、射撃教習用途の銃砲の備付け制度に関する改正規定を削除する等の修正案が提出されたが、否決された。

また、別紙のとおり、附帯決議を付することと決した。

右報告する。

昭和五十五年五月八日

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

地方行政委員長 塩谷 一夫

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意し、その実効に遺憾なきを期すべきである。

一 暴力団に対する取締りを一層徹底し、銃器使用犯罪の絶滅のため万全の対策を講ずること。

二 銃砲による危害を防止し、公共の安全を確保するため、銃砲用火薬類の不正流出防止の徹底を期すること。

三 射撃教習を受ける資格の認定及び銃砲刀剣類の所持許可の審査に当たっては、統一的な運用を図るとともに、その際に行う調査について、必要な限度を超えないよう指導すること。

四 銃砲の保管場所に対する立入検査等の権限の行使については、関係者の承諾、四十八時間以上の通告、日出から日没までの時間内を原則とする等の明確な基準に基づき運用し、私生活の平穩を害することのないよう特に慎重を期すること。

五 射撃教習に用いる銃砲の備付け制度の実施に当たっては、資格認定の申請の際に、許可を得た後所持することを予定する銃砲を特定し、その入手についての譲渡承諾等の内容を記載した書面を添付させるなど、銃砲販売業者間の公平に十分配慮すること。

六 教習射撃場の管理の方法、備付け銃の保管等については、その実情に即し適切に対処すること。

七 いわゆる眠り銃の許可取消しについて、病氣、長期出張などやむを得ない理由がある場合には、弾力的な運用がなされるよう配慮すること。

右決議する。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和五十五年三月十七日

内閣総理大臣 大平 正芳

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第五号）の一部を次のよう

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 一四六〇

に改正する。

第一条第一項第一号中「第六条の四」を「第六条の五」に改める。

第六条の四の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第六条の五 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十四年三月三十一日以前の退職に係る年金(第三項の規定の適用を受けるものを除く。)で昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に掲げる額をそれぞれ新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第六条の第三項後段の規定を準用する。

一 昭和五十三年三月三十一日以前の退職に係る年金 当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額にその額が別表第九の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額(退職をした日

における当該年金の額の算定の基礎となつた新法の給料年額に係る新法第四十四条第二項に規定する掛金の標準となつた給料について新法第四十四条第三項又はこれに相当する規定の適用があつた者で政令で定めるものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法の給料年額とみなされた額に係るものについては、その額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円)

二 昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間の退職に係る年金 当該年金の額(その額につき年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額(当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定につき昭和五十三年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定(これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。)の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者(当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。))に係る年金について

は、当該退職の日とその者について当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されていたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額)にその額が別表第九の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額のうち新法の給料年額に係るものについては、その額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円)

2 前項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十四年三月三十一日以前の退職に係る年金(次項の規定の適用を受けるものを除く。)で昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

3 前二項の規定は、沖縄の退職年金等で昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第十条の四の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十条の五 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十四年三月三十一日以前の退職に係る年金(第四項の規定の適用を受けるものを除く。第三項において「昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金」という。)で昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 四十七万七千九百七十二円

二 通算退職年金の仮定給料(次のイ又はロに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十三年三月三十一日以前の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第九の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額

(退職をした日における当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた給料に係る新法第四十四条第二項に規定する掛金の標準となつた給料について新法第百四十四条第三項又はこれに相当する規定の適用があつた者で政令で定めるものにあつては、当該金額に政令で定める金額を加えた金額を加えて得た額(その加えて得た額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円)を十二で除して得た額

昭和五十五年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた給料(当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定につき昭和五十三年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関する規定(これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。)の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者(当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。))に係る通算退職年金については、当該退職の日における当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基礎となるべき給

料)に十二を乗じて得た額にその額が別表第九の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額が四百六十八万円を超える場合には、四百六十八万円)を十二で除して得た額

2 第七条の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第十条の五第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十五年四月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十条の五第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十条の五第一項に」と、「昭和五十一年改正前の新法別表第三」とあるのは「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十三号)第二条の規定による改正前の新法別表第三(昭和五十一年九月三十日以前に退職した者については、昭和五十一年改正前の新法別表第三)」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十条の五第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第十条の五第一項及び同条第二項の規定に

より読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前二項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

4 前三項の規定は、沖縄の通算退職年金等で昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

第十三条の五第一項中「次条第一項」の下に「及び第十三条の七第一項」を加える。

第十三条の六の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第十三条の七 地方議会議員であつた者に係る新法の規定による地方議会議員の退職年金等のうち昭和五十五年五月三十一日以前の退職に係る年金及び地方議会議員であつた者に係る施行法第百四十二条の二に規定する互助年金で、昭和五十五年三月三十一日において現

に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五十三年度六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用されていた地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額に三・二を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。)に十二を乗じて得た額を新法第百六十一条第二項に規定する標準報酬月額とみなし、新法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、施行法第百四十二条の三第一項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金について準用する。

3 第一条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第十九条中「第十条の四」を「第十条の五」に改める。

別表第八の次に次の一表を加える。

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第九(第六條の五、第十條の五関係)

給 料 年 額	率	金 額
四、〇三五、二九四円未満のもの	一・〇三四	三、二〇〇円
四、〇三五、二九四円以上四、七三一、六〇一元未満のもの	一・〇〇〇	一四〇、四〇〇円
四、七三一、六〇一元以上一三、五〇六、五六二円未満のもの	〇・九八四	二一六、一〇五円
一三、五〇六、五六二円以上のもの	一・〇〇〇	〇円

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第百十四條第三項及び第百四條第四項中「三十九万円」を「四十一万円」に改める。

附則第三條の二及び第四十條の二中「六年」を「八年」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三條の三第一項第二号及び第五号中「昭和五十四年法律第五十四号」を「昭和五十五年法律第 号」に改める。

第十四條の二中「六十四万七千円」を「七十万円」に改める。

第二十九條の二第一項第一号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

第四十一條第一項中「当該年金を受ける者について次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる額を「百三十三万四千円」に、「これらの額」を「その額」に改め、同項各号を削り、

同条第二項中「九十九万円」とあり、及び「百万二千円」とあるのは、「九十一万八千円」を「百十三万四千円」とあるのは、「百三十三万八千円」に改め、同条第三項中「扶養遺族」を「その者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するもの(以下この項において「扶養遺族」という。)が、「第一項各号に掲げる額」を「第一項の額」に、「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「当該各号に掲げる額として、第一項」を「第一項の額として、同項」に改める。

第百三十一條第二項第五号中「期間を含む」を「期間及びこれらの会社に勤務していた者でその後これらの会社の買収までの間に国の職員等となつたもののこれらの会社に勤務していた期間(昭和二十年八月十五日前の期間で同日まで引き続いていないものを除く)を含む」に改める。

る。

第百四十三條の四の二中「六十四万七千円」を「七十万円」に改める。

第百四十三條の十の二第一項第一号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

別表第二中「二、九二五、〇〇〇円」を「三、一五四、〇〇〇円」に、「一、九五〇、〇〇〇円」を「二、一二三、〇〇〇円」に、「一、三三五、〇〇〇円」を「一、四六四、〇〇〇円」に改め、同表の備考三中「十万八千円」を「十二万円」に、「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「六万六千円」を「七万八千円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百三十一條第二項第五号の改正規定は同年十月一日から、同法第三条の三第一項第二号の改正規定は同年十二月一日から施行する。

(掛金の標準となる給料に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百十四條第三項及び第百四條第四項の規定は、昭和五十五年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

(長期在職者に係る退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第十四條の二、第二十九條の二第一項、第百四十三條の四の二及び第百四十三條の十の二第一項の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が生じた退職年金又は廃疾年金について改正後の施行法第十四條の二、第二十九條の二第一項、第百四十三條の四の二又は第百四十三條の十の二第一項の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の年金については、改正後の施行法第十四條の二中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、改正後の施行法第二十九條の二第一項中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、「五十二万五千円」とあるのは「五十万三千七百円」と、改正後の施行法第百四十三條の四の二中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、改正後の施行法第百四十三條の十の二第一項中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、「五十二万五千円」とあるのは「五十万三千七百円」とする。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の

最低保障等に関する経過措置

第四条 改正後の施行法第四十一条及び別表第二の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が生じた遺族年金又は廃疾年金について改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定を適用する場合においては、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条第一項中「百十三万四千円」とあるのは「百二十五万五千円(当該遺族年金を受ける遺族にその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するものが二人以上ある場合にあつては、百三万七千円)」と、同条第二項中「百十三万四千円」とあるのは「百二十五万五千円」とあり、及び「百三万七千円」と、「百三万八千円」とあるのは「九十五万三千円」と、同表中「三、一五四、〇〇〇円」とあるのは「三、〇三四、〇〇〇円」と、「二、一三三、〇〇〇円」とあるのは「二、〇二二、〇〇〇円」と、「一、四六四、〇〇〇円」とあるのは「一、三八四、〇〇〇円」とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、長期給付に關する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

理 由

地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 地方公務員の共済組合制度の改正に関する事項

1 既裁定年金の年金額の引上げ

地方公務員共済組合が支給する退職年金等の年額を恩給の増額改定措置に準じて昭和五十五年四月分から増額することとする。

2 退職年金等の最低保障額の引上げ

(1) 恩給の最低保障額の引上げに伴い、長期在職者等に係る退職年金及び廃疾年金

の最低保障額を引き上げることとする。

(2) 増加恩給の増額及び公務扶助料の最低保障額の引上げに伴い、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとする。

3 その他

掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げることとする。

(二) 地方議会議員の年金制度の改正に関する事項

地方議会議員共済会が支給する退職年金等について、増額改定を行うこととする。

(三) 地方団体関係団体職員等の年金制度等の改正に関する事項

地方団体関係団体職員の年金制度について、地方公務員の共済組合制度における前記(一)の2の(1)及び(3)に準ずる措置を講ずることとする。

四 実施期日

前記の措置は、昭和五十五年四月一日から実施することとする。

二 議案の修正議決理由

地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ等の措置を講ずること

は時宜に適するものと認めるが、施行期日については修正することを必要と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十五年五月九日

地方行政委員長 堀谷 一夫

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

附 則

(施行期日)〇等

第一条 この法律は、^{公布の日}昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三百三十一条第二項第五号の改正規定は昭和五十五年四月一日から、同法第三条の三第二項第二号の改正規定は同年十二月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律第六条の五、第十条の五、第十三条の七及び別表第九の規定、第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」といふ)第百四十四条第三項及び第百四十四条第四項の規定、第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」といふ)第十四条の二、第二十九条の二第一項、第四十一条、第百四十三条の四の二、第百四十三条の十の二第一項及び別表第二の規定並びに次条から附則第四条までの規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

(掛金の標準となる給料に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百四十三条第三項及び第百四十四条の規定は、昭和五十五年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

(長期に職者に係る退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第十四条の二、第二十九条の二第一項、第百四十三条の四の二及び第百四十三条の十の二第一項の規定は、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

2 昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が生じた退職年金又は廃疾年金について改正後の施行法第十四条の二、第二十九条の二第一項、第百四十三条の四の二又は第百四十三条の十の二第一項の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の年金については、改正後の施行法第十四条の二中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、改正後の施行法第二十九条の二第二項中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、「五十二万五千円」とあるのは「五十万三千七百円」と、改正後の施行法第百四

十三条の四の二中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、改正後の施行法第百四十三条の十の二第二項中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、「五十二万五千円」とあるのは「五十万三千七百円」とする。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

一四六四

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年四月二十三日

衆議院議長 安井 謙

参議院議長 灘尾 弘吉殿

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条」を「第十一条の二」に、「第二節 不動産又は船舶に対する強制執行等(第十二条、第二十条)」を「第二節 不動産又は船舶等に対する強制執行等(第十二条、第二十条の二、第二十一条、第二十条の三、第二十条の四)」に、「第二十八條」を「第二十八條の二」に、「第二節 不動産又は船舶に対する滞納処分

(第二十九条、第三十六条)を「第二節 不動産又は船舶等に対する滞納処分(第二十九条、第三十条、その他の財産権に対する滞納処分(第三十六条の六、第三十六条の七、第三十六条の八)に改める。

第二条第三項中「を含む。」の下に「をいい、船舶」とは同法第百十二条に規定する船舶をいい、

「航空機」とは航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第五条に規定する新規登録がされた飛行機及び回転翼航空機をいい、「自動車」とは道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第十三条第一項に規定する登録自動車、自動車、自動車をいい、

「建設機械」とは建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)第三条第一項の登記がされた建設機械をいい、「債権」とは民事執行法第百四十三条に規定する債権をいい、「その他の財産権」とは不動産、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び債権以外の財産権を加える。

第六条第一項中「売却代金」の下に「又は有価証券の取立金を加え、同条第二項中「配当」の下に「又は弁済金の交付(以下「配当等」という。))を加え、同条第三項中「売却代金」の下に「又は取立金を加える。

第七条の見出し中「解除」を「取消し」に改め、同条中「解除」を「取消し」に、「解除する」を「取り消す」に改める。

第十条第三項中「差押」を「差押え」に改め、「徴収金」の下に「(以下「差押え国税等」という。))を加える。

第二章第一節中「第十一条」の次に次の一条を加える。

(競売)

第十一条の二 第三条、第四条、第五条第一項本文及び第三項本文並びに第六条から第十条までの規定は、滞納処分による差押えがされている不動産を目的とする競売について準用する。

第二章第二節の節名中「船舶」を「船舶等」に改め、同節中第二十条の次に次の一条を加える。

(航空機等に対する強制執行等)

第二十条の二 強制執行 仮差押えの執行又は競売は、滞納処分による差押えがされている航空機、自動車又は建設機械に対してもすることができ。

2 前項の場合における滞納処分と強制執行、仮差押えの執行又は競売との手続の調整について必要な事項は、この節の定めるところに準じて、政令で定める。ただし、強制執行、仮差押えの執行及び競売に関する事項は、最高裁判所が定める。

第二章に次の一節を加える。

第三節 債権又はその他の財産権に対する強制執行等

(強制執行による差押命令の通知)

第二十条の三 強制執行による差押命令は、滞納処分による差押えがされている債権に対しても

発することができる。

2 滞納処分による差押えがされている債権に対し強制執行による差押命令が発せられた場合において、執行裁判所がその滞納処分を知ったときは、裁判所書記官は、差押命令が発せられた旨を徴収職員等へ通知しなければならない。ただし、第二十條の六第三項の規定による通知があつたときは、この限りでない。

(差押えが一部競合した場合の効力)

第二十條の四 債権の一部について滞納処分による差押えがされている場合において、その残余の部分を超えて強制執行による差押命令が発せられたときは、強制執行による差押えの効力は、その債権の全部に及ぶ。債権の全部について滞納処分による差押えがされている場合において、その債権の一部について強制執行による差押命令が発せられたときの強制執行による差押えの効力も、同様とする。

(取立て等の制限)

第二十條の五 滞納処分による差押えがされている債権に対し強制執行による差押命令が発せられたときは、強制執行による差押えをした債権者は、差押えに係る債権のうち滞納処分による差押えがされている部分については、滞納処分による差押えが解除された後でなければ、取立て又は民事執行法第六十三條第一項の規定による請求をすることができない。

(第三債務者の供託)

第二十條の六 第三債務者は、滞納処分による差押えがされている金銭の支払を目的とする債権(以下「金銭債権」という。)について強制執行による差押命令の送達を受けたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

2 第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を徴収職員等に届け出なければならない。

3 徴収職員等は、前項の規定による事情の届出を受けたときは、その旨を執行裁判所に通知しなければならない。

(配当等の実施)

第二十條の七 前条第一項の規定による供託がされた場合においては、執行裁判所は、供託された金銭のうち、滞納処分による差押えがされた金銭債権の額に相当する部分については次条第一項において準用する第六條第一項の規定により払渡金の残余が交付され、又は滞納処分による差押えが解除されたときに、その余の部分については供託されたときに配当等を実施しなければならない。

2 前項の場合において、民事執行法第六十五條の規定の適用については、同条第一号中「第一百五十六條第一項」とあるのは、「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第二十條の六第一項」とする。

3 次条第一項において準用する第六條第一項の規定による取立金又は売却代金の残余の交付及びその交付を受けた時は、配当等に関しては、それぞれ債権の強制執行による売却命令による売却及び売却命令により執行官が売却金の交付を受けた時とみなす。

(売却代金の残余の交付等の規定の準用)

第二十條の八 第六條第一項及び第三項、第八條、第九條、第十條第一項、第十四條並びに第十五條の規定は滞納処分による差押え後に強制執行による差押命令が発せられた債権(以下この条において「差押え競合債権」という。)について、第五條第一項本文(第十條第二項において準用する場合を含む。)の規定は差押え競合債権で動産の引渡しを目的とするものについて、第十三條第一項の規定は差押え競合債権で条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるもの(以下この条において「差押え競合の条件付等債権」という。)について、第十條第三項及び第四項の規定は差押え競合債権で動産の引渡しを目的とするもの及び差押え競合の条件付等債権で動産の引渡しを目的としないものについて、第十六條の規定は差押え競合債権で民事執行法第五十條に規定するものについて準用する。この場合において、第六條第一項中「売却代金又は有価証券の取立金」とあるのは「第三債務者からの取立金若しくは第二十條の六第一項

の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と、第六條第一項及び第三項並びに第十條第三項中「執行官」とあるのは「執行裁判所」と、第六條第三項中「売却代金又は取立金」とあるのは「取立金若しくは払渡金又は売却代金」と、第十四條中「滞納処分による差押え」とあるのは「第二十條の三第二項本文の規定による通知又は第二十條の六第二項の規定による事情の届出があつた場合において、滞納処分による差押えを」と、第十五條中「強制競売の申立て」とあるのは「第二十條の三第二項本文又は第二十條の六第三項の規定による通知があつた場合において、強制執行による差押命令の申立て」と、「強制競売の手続」とあるのは「差押命令」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する第九條第一項の規定による強制執行続行の決定があつたときは、滞納処分による差押えについては、第三十六條の三第二項本文の規定による通知があつたものとみなす。

(仮差押えの執行)

第二十條の九 第十五條、第十八條第二項、第二十條の三、第二十條の四及び第二十條の六の規定は、滞納処分による差押えがされている債権に対する仮差押えの執行について準用する。この場合において、第十五條中「強制競売の申立て」とあるのは「第二十條の九第一項において準用する第二十條の三第二項本文又は第二十條

の六第三項の規定による通知があつた場合において、仮差押えの執行の申立てが」と、「強制競売の手続」とあるのは「仮差押えの執行」と、第十八条第二項中「売却代金」とあるのは「第三債務者からの取立金若しくは第二十条の九第一項において準用する第二十条の六第一項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と読み替へるものとする。

2 第二十条の七第三項の規定は、前項において準用する第十八条第二項の規定により取立金若しくは払渡金又は売却代金の残余が交付された場合について準用する。

(担保権の実行又は行使)

第二十条の十 第二十条の三から第二十条の八までの規定は、滞納処分による差押えがされている債権を目的とする担保権の実行又は行使について準用する。

(その他の財産権に対する強制執行等)

第二十条の十一 滞納処分による差押えがされているその他の財産権に対する強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行については、特別の規定があるもののほか、滞納処分による差押えがされている債権に対する強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行の例による。

2 第五条第三項本文(第十一条の二において準用する場合を含む。)の規定は電話加入権について、第十六条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定はその他の財産権で権利の移転

について登記又は登録を要するものについて準用する。

第二十二条中「解除されたを」を取り消されたに改める。

第二十三条の見出し中「解除を」を「取消し」に改め、同条中「解除すべきを」を取り消すべきに改める。

第三章第一節中第二十八条の次に次の一条を加える。

(競売による差押えがされている動産に対する滞納処分)

第二十八条の二 第二十一条から第二十七条までの規定は、競売による差押えがされている動産に対する滞納処分について準用する。

第三章第二節の節名中「船舶」を「船舶等」に改める。

第三十三条に次の一項を加える。

2 民事執行法第八十七条第三項、第九十一条第一項第六号及び第九十二条の規定は、強制執行による差押えの登記後滞納処分による差押えの登記前に登記された同法第八十七条第一項第四号に規定する権利の存する不動産について前項において準用する第二十六条第一項の規定による滞納処分執行承認の決定があつた場合の滞納処分に関して準用する。この場合において、同法第九十一条第一項中「裁判所書記官」とあり、及び同法第九十二条中「執行裁判所」とあるのは、「徴収職員等」と読み替へるものとする。

第三十四条に次の一項を加える。

2 民事執行法第八十七条第二項、第九十一条第一項第六号及び第九十二条の規定は、仮差押えの登記後滞納処分による差押えの登記前に登記された同法第八十七条第一項第四号に規定する権利の存する不動産に対する滞納処分に関して準用する。この場合において、同法第九十一条第一項中「裁判所書記官」とあり、及び同法第九十二条中「執行裁判所」とあるのは、「徴収職員等」と読み替へるものとする。

第三章第二節中第三十六条の次に次の一条を加える。

(航空機等に対する滞納処分)

第三十六条の二 滞納処分による差押えは、強制執行又は競売が開始されている航空機、自動車又は建設機械に対してもすることができ、

2 第二十条の二第二項の規定は、前項の場合及び仮差押えの執行がされている航空機、自動車又は建設機械に対して滞納処分による差押えがされた場合における滞納処分と強制執行、仮差押えの執行又は競売との手続の調整について準用する。

第三章に次の一節を加える。

第三節 債権又はその他の財産権に対する滞納処分

(滞納処分による差押えの通知)

第三十六条の三 滞納処分による差押えは、強制執行による差押えがされている債権に対しては、

することができる。

2 徴収職員等は、強制執行による差押えがされている債権に対し滞納処分による差押えをした場合において、その強制執行を知つたときは、滞納処分による差押えをした旨を執行裁判所に通知しなければならない。ただし、第三十六条の六第三項の規定による通知があつたときは、この限りでない。

(差押えが一部競合した場合の効力)

第三十六条の四 債権の一部について強制執行による差押えがされている場合において、その残余の部分を超えて滞納処分による差押えがされたときは、強制執行による差押えの効力は、その債権の全部に及ぶ。

(転付命令等の効力が生じない場合)

第三十六条の五 強制執行による転付命令又は譲渡命令(以下「転付命令等」という。)が第三債務者に送達される時までには転付命令等に係る債権について滞納処分による差押えがされたときは、転付命令等は、その効力を生じない。

(第三債務者の供託義務)

第三十六条の六 第三債務者は、強制執行による差押えをした債権者が提起した次条に規定する訴えの訴状の送達を受ける時までに、その差押えがされている金銭債権について滞納処分による差押えがされたときは、その債権の全額(強制執行による差押えの前に他の滞納処分による差押えがされているときは、その滞納処分によ

る差押えがされた部分を差し引いた残額)に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならぬ。

2 第三債務者は、前項の規定による供託をしたときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならぬ。

3 前項の規定による事情の届出があつたときは、裁判所書記官は、その旨を徴収職員等に通知しなければならない。

4 第一項の規定により供託された金銭については、徴収職員等は、強制執行による差押命令の申立てが取り下げられた後又は差押命令を取り消す決定が効力を生じた後でなければ、払渡しを受けることができない。

(取立ての制限)

第三十六條の七 民事執行法第五十七條の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について滞納処分による差押えがされた場合において、強制執行又は滞納処分による差押えをした債権者が差押えをした債権に係る給付を求める訴えを提起したときについて準用する。

この場合において、同条第一項中「訴状」とあるのは「強制執行による差押えをした債権者の訴状又はその者の共同訴訟人としての参加の申出の書面」と、同条第四項中「前条第二項」とあるのは「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第三十六條の六第一項」と読み替へるものとする。

(取立ての制限)

第三十六條の八 強制執行による差押えがされている動産の引渡しを目的とする債権に対し滞納処分による差押えがされたときは、徴収職員等は、強制執行による差押命令の申立てが取り下げられた後又は差押命令を取り消す決定が効力を生じた後でなければ、その債権の取立てをすることができない。

(配当等の実施)

第三十六條の九 第三十六條の六第一項の規定又は第三十六條の七において準用する民事執行法第五十七條第五項の規定による供託及び滞納処分による差押えをした債権者が提起した第三十六條の七に規定する訴えにおいて強制執行による差押えをした債権者が提出した共同訴訟人としての参加の申出の書面は、配当等に関しては、それぞれ同法第五十六條第二項の規定による供託及び同法第五十七條第一項に規定する訴えの訴状とみなす。

(みなし交付要求等)

第三十六條の十 第三十六條の六第一項の規定又は第三十六條の七において準用する民事執行法第五十七條第五項の規定により供託された金銭については、執行裁判所が配当等を実施する場合においては、配当期日若しくは弁済金の交付の日までにされた第三十六條の三第二項本文の規定による通知又は第三十六條の六第二項の規定による事情の届出に係る差押え国税等について

は、滞納処分による差押えの時に交付要求があつたものとみなす。

2 徴収職員等は、前項の差押え国税等について滞納処分による差押えを解除したときは、その旨を執行裁判所に通知しなければならない。

(滞納処分続行承認の決定等の規定の準用)

第三十六條の十一 第二十五條、第二十六條第一項及び第三項、第二十七條第一項並びに第三十條の規定は強制執行による差押えの後に滞納処分による差押えがされた債権(以下この条において「差押え競合債権」という。)について、第二十三條(第二十七條第二項において準用する場合を含む。)(の規定は差押え競合債権で動産の引渡しを目的とするものについて、第三十條の規定は差押え競合債権で条件付若しくは期限付であるもの又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるものについて、第三十二條の規定は差押え競合債権で民事執行法第五十條に規定するものについて準用する。この場合において、第三十一條中「強制執行の申立てが」とあるのは「第三十六條の三第二項本文の規定による通知又は第三十六條の六第二項の規定による事情の届出があつた場合において、強制執行による差押命令の申立てが」と、「強制執行の手続」とあるのは「差押命令」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する第二十六條第一項の規定による滞納処分続行承認の決定があつたとき

は、強制執行による差押命令については、第二十條の三第二項本文の規定による通知があつたものとみなす。

(仮差押えの執行がされている債権に対する滞納処分)

第三十六條の十二 第十八條第二項、第二十條の六、第三十一條及び第三十六條の四の規定は、仮差押えの執行後に滞納処分による差押えをした債権について準用する。この場合において、第十八條第二項中「売却代金」とあるのは「第三債務者からの取立金若しくは第三十六條の十二第一項において準用する第二十條の六第一項の規定により供託された金銭の払渡金又は売却代金」と、第三十一條中「強制執行の申立てが」とあるのは「滞納処分による差押えの通知があつた場合において、仮差押えの執行の申立てが」と、「強制執行の手続」とあるのは「仮差押えの執行」と読み替へるものとする。

2 第二十條の七第三項の規定は、前項において準用する第十八條第二項の規定により取立金若しくは払渡金又は売却代金の残余が交付された場合について準用する。

(担保権の実行又は行使による差押えがされている債権に対する滞納処分)

第三十六條の十三 第三十六條の三から第三十六條の十一までの規定は、担保権の実行又は行使による差押えがされている債権に対する滞納処分について準用する。

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

(その他の財産権に対する滞納処分)

第三十六條の十四 強制執行若しくは担保権の実行による差押え又は仮差押えの執行がされているその他の財産権に対する滞納処分については、特別の定めがあるもののほか、強制執行若しくは担保権の実行による差押え又は仮差押えの執行がされている債権に対する滞納処分の例による。

2 第三十二條(第三十六條において準用する場合を含む。)の規定は、その他の財産権で権利の移転について登記又は登録を要するものについて準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律は、この法律の施行後に民事執行の申立てがされた場合について適用する。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の二第一項中「第百五十六條第二項の下に」又は「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)第三十六條の六第一項」を加え、「これを」

を「これを」に改める。

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、民事執行法の制定に伴い、動産に対する滞納処分と競売との手続の調整及び航空機、自動車、建設機械、債権等に対する滞納処分と強制執行、仮差押えの執行又は競売との手続の調整を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 滞納処分がされている金銭債権に対する強制執行又は競売について第三債務者は、徴収職員等の取立てに応じて弁済し又は差し押さえられた金銭債権の全額を供託することができ、徴収職員は、第三債務者から取り立てた金銭等を租税に充当し、残余があれば、これを執行裁判所に交付するものとする。

2 強制執行又は競売が開始されている金銭債権に対する滞納処分について第三債務者は、差し押さえられた金銭債権の全額を供託し、執行裁判所は、供託された金銭を徴収職員及び差押私債権者に対して配当するものとする。

3 金銭債権に対する滞納処分と仮差押えの執行とが競合した場合の手続は、1の手続の調整に準ずるものとする。

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 第六項の規定に基づき、農林規格検査所等の設置に関し承認を求めるの件及び同報告書 地方自治法第百五十六條 一四六八

4 動産の引渡請求権に対する滞納処分と強制執行、競売又は仮差押えの執行とが競合した場合の手続は、金銭債権に対する滞納処分と強制執行等との手続の調整に準ずるものとする。

5 不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権に対する滞納処分と強制執行、競売又は仮差押えの執行とが競合した場合の手続は、債権に対する滞納処分と強制執行等との手続の調整に準ずるものとする。

6 航空機、自動車又は建設機械に対する滞納処分と強制執行、競売又は仮差押えの執行とは二重に開始することができ、その手続の調整に必要な事項は、政令等で定めるものとする。

7 動産に対する滞納処分と競売とは二重に開始することができ、その手続は、動産に対する滞納処分と強制執行との手続の調整に準ずるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、税債権と私債権の実行手続に関し、適正かつ合理的な調整を図ろうとするものである。措置は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

昭和五十五年五月九日

法務委員長 木村武千代
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、農林規格検査所等の設置に関し承認を求めるの件
右
国会に提出する。

昭和五十五年四月二十二日

内閣総理大臣 大平 正芳

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、農林規格検査所等の設置に関し承認を求めるの件

附屬機關、地方支分部局等に関する規定の整理等に関する法律第十九條の規定による改正後の農林水産省設置法第二十五條第四項の規定により、農林規格検査所等を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名	称	位 置
横浜農林規格検査所		横浜市
名古屋農林規格検査所		名古屋市
横浜農林規格検査所静岡支所		静岡市

理 由

生糸検査所の農林規格検査所への吸収統合に伴い横浜農林規格検査所を設置する等の必要があ

る。これが、この案件を提出する理由である。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、農林規格検査所等の設置に関し承認を求むるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本件は、行政改革の一環として、横浜市及び神戸市に配置されている生糸検査所を整理し、その業務を農林規格検査所に吸収することに伴い、東京農林規格検査所横浜支所及び静岡農林規格検査所名古屋支所を本所に、静岡農林規格検査所を支所に変更することについて、地方自治法の規定に基づき国会の承認を求めようとするものである。

二 本件の議決理由

本件は、生糸検査所の農林規格検査所への吸収統合に伴い、農林物資に関する検査等を行う機関の配置の適正化等を図ろうとするものであり、適切な措置と認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十五年五月九日

農林水産委員長 内海 英男
衆議院議長 灘尾 弘吉殿

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律の一部を改正

する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十五年五月九日

提出者

農林水産委員長 内海 英男

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の規定による売渡しに係る指定糖の売戻しについての臨時特例に関する法律(昭和五十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十五年九月三十日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近における内外の砂糖の需給事情等にかんがみ、砂糖の価格安定等に関する法律に基づき糖価安定事業団が買い入れる指定糖の売戻しについての臨時特例を更に昭和五十七年三月三十一日まで存続させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十五年三月三十一日

参議院議長 安井 謙

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律

(宅地建物取引業法の一部改正)

第一条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に、「確保し」を「確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し」に改める。

第四条第一項中「建設大臣」を「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して建設大臣」に改め、同項第五号中「規定する者」の下に「(同条第二項の規定によりその者とみなされる者を含む。第八條第二項第六号において同じ。)」を加え、「(同条第二項の場合においては、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名)」を削り、同条第二項第三号中「又は同条第二項に規定する事務所であることを証する書面」を削る。

第五条第一項第二号中「三年」を「五年」に、「当該取消しの日前三十日」を「当該取消しに係る

る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二の二 第六十六條第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一條第一項第四号又は第五号の規定による届出があつた者(解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの

二の三 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十一條第一項第四号若しくは第五号の規定による届出があつた法人(合併、解散又は宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の前号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は届出の日から五年を経過しないもの

第五条第一項第三号及び第四号中「三年」を「五年」に改める。

第八條第二項第六号中「(同条第二項の場合においては、その旨及び同項の規定に該当する者の氏名)」を削る。

第十三條に次の一項を加える。

2 宅地建物取引業者は、自己の意義をもつて、他人に、宅地建物取引業を営む旨の表示をさせ、又は宅地建物取引業を営む目的をも

つてする広告をさせてはならない。

第十五条第一項中「その事務所」に「の下に」「その業務に従事する者の数に応じて建設省令で定める数の」を加え、「第十八条第一項の登録を受けた者で宅地建物取引業者の業務に従事するもの」を「第二十二條の二第一項の宅地建物取引主任者証の交付を受けた者」に改め、同条第二項中「前項の規定は」を「前項の場合において」に改め、「のうちいずれかの役員」を削り、「みずから」「自ら」に「適用しない」を「その者は、その事務所に置かれる成年者である専任の取引主任者とみなす」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 宅地建物取引業者は、第一項の規定に抵触する事務所を開設してはならず、既存の事務所が同項の規定に抵触するに至つたときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。

第十八条第一項第四号中「三年」を「五年」に、「当該取消しの日前三十日」を「当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の前六十日」に改め、「又は政令で定める使用人」を削り、同号の次に次の二号を加える。

四の二 第六十六条第八号又は第九号に該当するとして免許の取消処分聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十一条第一項第五号の規定に

よる届出があつた者（宅地建物取引業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
四の三 第五条第一項第二号の三に該当する者

第十八条第一項第五号中「三年」を「五年」に改め、同項第六号中「第二十二條第四号又は第六十八條の規定による」を「第六十八條の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当することにより」に、「三年」を「五年」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

一七 第六十八條の二第一項第二号から第四号まで又は同条第二項第二号若しくは第三号のいずれかに該当するとして登録の取消の処分聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に登録の取消の申請をした者（登録の取消の申請について相当の理由がある者を除く。）で当該登録が消除された日から五年を経過しないもの
第十九条の次に次の一条を加える。

（登録の移転）

第十九条の二 第十八条第一項の登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事

し、又は従事しようとするときは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができ、ただし、その者が第六十八條の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了してないときは、この限りでない。

第二十条中「登録を受けた」を「登録を受けている」に改める。
第二十一条中「登録を受けた者」を「登録を受けている者」に、「その登録を受けた」を「当該登録をしている」に改める。

第二十二條の見出し中「登録」を「申請等に基づく登録」に改め、同条第三号中「前条」を「前条第一号」に、「同条各号の一」を「同号」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条の次に次の三条を加える。

（取引主任者証の交付等）
第二十二條の二 第十八条第一項の登録を受けている者は、登録をしている都道府県知事に対し、宅地建物取引主任者証（以下「取引主任者証」という。）の交付を申請することができ、

2 取引主任者証の交付を受けようとする者は、登録をしている都道府県知事が建設省令の定めるところにより指定する講習で交付の申請前六月以内に行われるものを受講しなければならない。ただし、試験に合格した日から

一年以内に取引主任者証の交付を受けようとする者又は第五項に規定する取引主任者証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

3 取引主任者証（第五項の規定により交付された取引主任者証を除く。）の有効期間は、三年とする。

4 取引主任者証が交付された後第十九條の二の規定により登録の移転があつたときは、当該取引主任者証は、その効力を失う。

5 前項に規定する場合において、登録の移転の申請とともに取引主任者証の交付の申請があつたときは、移転後の都道府県知事は、前項の取引主任者証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする取引主任者証を交付しなければならない。

6 取引主任者は、第十八条第一項の登録が消除されたとき、又は取引主任者証が効力を失つたときは、速やかに、取引主任者証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

7 取引主任者は、第六十八條の規定による禁止の処分を受けたときは、速やかに、取引主任者証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

8 前項の規定により取引主任者証の提出を受けた都道府県知事は、同項の禁止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請

求があつたときは、直ちに、当該取引主任者証を返還しなければならない。

(取引主任者証の有効期間の更新)

第二十二條の三 取引主任者証の有効期間は、申請により更新する。

2 前条第二項本文の規定は取引主任者証の有効期間の更新を受けようとする者について、同条第三項の規定は更新後の取引主任者証の有効期間について準用する。

(取引主任者証の提示)

第二十二條の四 取引主任者は、取引の關係者から請求があつたときは、取引主任者証を提示しなければならない。

第二十三條の見出しを「(手数料)」に改め、同条中「登録を受ける者」の下に「又は登録の移転取引主任者証の交付若しくはその有効期間の更新を受けようとする者」を加え、「登録手数料」を「手数料」に改める。

第二十四條中「登録」の下に「、その移転及び取引主任者証」を加える。

第二十五條の見出し中「額及び供託」を「供託等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の營業保証金の額は、主たる事務所及びその他の事務所ごとに、宅地建物取引業者の取引の事情及びその取引の相手方の保護を考慮して、政令で定める額とする。

第二十五條に次の三項を加える。

6 建設大臣又は都道府県知事は、第三條第一

項の免許をした日から三月以内に宅地建物取引業者が第四項の規定による届出をしないときは、その届出をすべき旨の催告をしなければならない。

7 建設大臣又は都道府県知事は、前項の催告が到達した日から一月以内に宅地建物取引業者が第四項の規定による届出をしないときは、その免許を取り消すことができる。

8 第二項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、營業保証金の追加の供託又はその取戻しに關して、所要の経過措置(経過措置に關し監督上必要な措置を含む。)を定めることができる。

第二十六條第一項中「前条第二項に規定する割合の金額」を「前条第二項の政令で定める額」に改める。

第二十八條第一項中「第二十五條第二項に規定する」を「第二十五條第二項の政令で定める」に改める。

第三十條の見出し中「取りもどし」を「取戻し」に改め、同条第一項中「第六十六條」を「第二十五條第七項、第六十六條」に、「取りもどし」を「取り戻す」に、「第二十五條第二項に規定する額をこえる」を「第二十五條第二項の政令で定める額を超える」に改める。

第三十二條中「、利用の制限、環境、交通の便利」を「若しくは現在若しくは将来の利用の制限、環境若しくは交通その他の便利」に改め、「支

払方法」の下に「若しくは代金若しくは交換差金に關する金銭の貸借のあつせん」を加える。

第三十三條の次に次の一條を加える。

(自己の所有に屬しない宅地又は建物の売買契約締結の制限)

第三十三條の二 宅地建物取引業者は、自己の所有に屬しない宅地又は建物について、自ら売主となる売買契約(予約を含む。)を締結してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 宅地建物取引業者が当該宅地又は建物を取得する契約(予約を含む。)を締結しているときその他宅地建物取引業者が当該宅地又は建物を取得できることが明らかな場合で建設省令で定めるとき。

二 当該宅地又は建物の売買が第四十一條第一項に規定する売買に該当する場合で当該売買に關して同項第一号又は第二号に掲げる措置が講じられているとき。

第三十四條中「自己がその相手方となつて当該売買若しくは交換を成立させるか、代理人として当該売買、交換若しくは貸借を成立させるか、又は媒介して当該売買、交換若しくは貸借を成立させるかの別」を「取引態様の別」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買、交換又は貸借に關する広告をするときは、自己が契約の當事者となつて当該売買若しくは交換を成立させるか、代理人として当該売買、交換若しくは貸借を成立させるか、又は媒介して当該売買、交換若しくは貸借を成立させるかの別(次項において「取引態様の別」という。)を明示しなければならない。

第三十四條の次に次の二條を加える。

(媒介契約)

第三十四條の二 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換の媒介の契約(以下この条において「媒介契約」という。)を締結したときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した書面を作成して記名押印し、依頼者にこれを交付しなければならない。

一 当該宅地の所在、地番その他当該宅地を特定するために必要な表示又は当該建物の所在、種類、構造その他当該建物を特定するために必要な表示

二 当該宅地又は建物を売買すべき価額又はその評価額

三 当該宅地又は建物について、依頼者が他の宅地建物取引業者に重ねて売買又は交換の媒介又は代理を依頼することの可否及びこれを許す場合の他の宅地建物取引業者を明示する義務の存否に關する事項

四 媒介契約の有効期間及び解除に關する事項

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案及び同報告書

一四七二

五 報酬に関する事項

六 その他建設省令で定める事項

2 宅地建物取引業者は、前項第二号の価額又は評価額について意見を述べるときは、その根拠を明らかにしなければならない。

3 依頼者が他の宅地建物取引業者に重ねて売買又は交換の媒介又は代理を依頼することを禁ずる媒介契約(以下「専任媒介契約」という。)の有効期間は、三月を超えてはならない。これより長い期間を定めたときは、その期間は、三月とする。

4 前項の有効期間は、依頼者の申出により、更新することができる。ただし、更新の時から三月を超えてはならない。

5 専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、依頼者に対し、当該専任媒介契約に係る業務の処理状況を二週間に一回以上報告しなければならない。

6 前三項の規定に反する特約は、無効とする。

(代理契約)

第三十四条の三 前条の規定は、宅地建物取引業者に宅地又は建物の売買又は交換の代理を依頼する契約について準用する。

第三十五条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「説明をさせなければならない。この場合において、第一号から第五号までに掲げる事項については」を削り、同項第五号の次に次の一

号を加える。

五の二 当該建物が建物の区分所有等に関する法律(昭和三十一年法律第六十九号)第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有する者の一むねの建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一むねの建物又はその敷地(一団地内に数むねの建物があつて、その団地内の土地又はこれに属する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む。)に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で建設省令で定めるもの

第三十五条第二項中「次の各号に掲げる事項について」の下に、「これらの事項を記載した書面を交付して」を加え、同条第三項中「第一項の下に」又は第二項を加え、「あたつて」を「当たつて」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 取引主任者は、前二項の説明をするときは、宅地建物取引業者の相手方等に対し、取引主任者証を提示しなければならない。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(事務所等以外の場所においてした買受けの申込みの撤回等)

該宅地建物取引業者の事務所その他建設省令で定める場所(以下この条において「事務所等」という。))以外の場所において、当該宅地又は建物の買受けの申込みをした者又は売買契約を締結した買主(事務所等において買受けの申込みをし、事務所等以外の場所において売買契約を締結した買主を除く。)は、次に掲げる場合を除き、書面により、当該買受けの申込みの撤回又は当該売買契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。この場合において、宅地建物取引業者は、申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができる。

一 買受けの申込みをした者又は買主(以下この条において「申込者等」という。)が、建設省令の定めるところにより、申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について告げられた場合において、その告げられた日から起算して五日を経過したとき。

二 申込者等が、当該宅地又は建物の引渡しを受け、かつ、その代金の全部を支払ったとき。

2 申込みの撤回等は、申込者等が前項前段の書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 申込みの撤回等が行われた場合において、宅地建物取引業者は、申込者等に対し、

速やかに、買受けの申込み又は売買契約の締結に際し受領した手付金その他の金銭を返還しなければならない。

4 前三項の規定に反する特約で申込者等不利なものは、無効とする。

第四十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項を前項」に改め、「又は取引主任者及び」又は前項を削り、同項を同条第二項とする。

第五十二条第五号、第六号及び第七号ロ中「三年」を「五年」に改め、同号ハ中「当該取消しの日前三十日」を「当該取消しに係る期間の期日及び場所の公示の日前六十日」に、「三年」を「五年」に改める。

第六十一条中「第五十二条第一項」を「第五十二条」に、「とる」を「執る」に改める。

第六十四条の二第一項第三号中「三年」を「五年」に改め、同項第四号ロ中「当該取消しの日前三十日」を「当該取消しに係る期間の期日及び場所の公示の日前六十日」に、「三年」を「五年」に改める。

第六十四条の三第一項第二号中「従事する者」を「従事し、又は従事しようとする者」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 宅地建物取引業保証協会は、前二項に規定するもののほか、建設大臣の承認を受けて、宅地建物取引業の健全な発達を図るため必要な業務を行うことができる。

第六十四条の六中「従事する者」を「従事し、又は従事しようとする者」に改める。

第六十四条の七第二項中「第三項」を「第二項」に改める。

第六十四条の八第一項中「第二十五条第二項に規定する」を「第二十五条第二項の政令で定める」に改める。

第六十四条の九第一項中「充てるため」の下に「主たる事務所及びその他の事務所」とに政令で定める額を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「当該事務所につき前項に規定する割合の金額」を「同項の政令で定める額」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、弁済業務保証金の追加の供託及び弁済業務保証金分担金の追加納付又は弁済業務保証金の取戻し及び弁済業務保証金分担金の返還に関し、所要の経過措置（経過措置に関し監督上必要な措置を含む）を定めることができる。

第六十四条の十一の見出し中「取りもどし」を「取戻し」に改め、同条第一項中「第三項」を「第二項」に、「同条第二項に規定する額をこえる」を「同条第一項の政令で定める額を超え」に、「取りもどし」を「取戻し」に改める。

第六十四条の十二第三項中「第六十四条の九第二項に規定する」を「第六十四条の九第一項の政令で定める」に改め、同条第七項中「こえる」となるときは「超える」となるときは、第六十四条の三第一項から第三項までに規定する業務の実施に要する費用に充て、又は宅地建物取引業の健全な発達に寄与する事業に出展するため、「取りくずす」を「取り崩す」に改める。

第六十四条の二十二に次の一項を加える。

3 第六十九条第二項から第四項までの規定は、第一項の職関について準用する。

第六十四条の二十五中「取りもどした」を「取り戻した」に、「第六十四条の九第二項に規定する」を「第六十四条の九第一項の政令で定める」に改める。

第六十五条第一項第四号中「第六十八条の下に」又は第六十八条の二第一項を加え、同条第二項第二号中「第三十二条の下に」、第三十三条の二を、「第三十四条の下に」、第三十四条の二第一項若しくは第二項（第三十四条の三において準用する場合を含む）を加え、「第六十四条の九第三項」を「第六十四条の九第二項」に改め、同項第六号から第八号までの規定中「三年」を「五年」に改め、同条第四項第二号中「第三十二条の下に」、第三十三条の二を、「第三十四条の下に」、第三十四条の二第一項若しくは第二項（第三十四条の三において準用する場合）第二項（第三十四条の三において準用する場合を含む）を加える。

を含む。」を加える。

第六十八条を次のように改める。

（取引主任者としてすべき事務の禁止）

第六十八条 都道府県知事は、その登録を受けている取引主任者が次の各号の一に該当する場合においては、当該取引主任者に対し、一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止することができる。

一 宅地建物取引業者に自己が専任の取引主任者として従事している事務所以外の事務所の専任の取引主任者である旨の表示をすることを許し、当該宅地建物取引業者がその旨の表示をしたとき。

二 他人に自己の名義の使用を許し、当該他人がその名義を使用して取引主任者である旨の表示をしたとき。

三 取引主任者として行う事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において、他の都道府県知事の登録を受けている取引主任者が前項各号の一に該当する場合においては、当該取引主任者に対し、一年以内の期間を定めて、取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止することができる。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（登録の消除）

第六十八条の二 都道府県知事は、その登録を

受けている取引主任者が次の各号の一に該当する場合においては、当該登録を消除しなければならない。

一 第十八条第一項第一号から第五号までの一に該当するに至ったとき。

二 不正の手段により第十八条第一項の登録を受けたとき。

三 不正の手段により取引主任者証の交付を受けたとき。

四 前条第一項各号の一に該当し情状が特に重いと、又は同項若しくは同条第二項の規定による事務の禁止の処分に違反したとき。

2 第十八条第一項の登録を受けている者で取引主任者証の交付を受けていないもの（次条において「取引主任者資格者」という。）が次の各号の一に該当する場合においては、当該登録をしていない都道府県知事は、当該登録を消除しなければならない。

一 第十八条第一項第一号から第五号までの一に該当するに至ったとき。

二 不正の手段により第十八条第一項の登録を受けたとき。

三 取引主任者としてすべき事務を行い、情状が特に重いと。

第六十九条第一項中「第六十六条の下に」、第六十八条を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第三項

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号 宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案及び同報告書

一四七四

及び第四項中「行なわないで」を「行わないで」に改め、「第六十六条」の下に、「第六十八条」を加える。

第七十条に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第六十八条第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該取引主任者の登録をしている都道府県知事に通知しなければならない。

第七十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建設大臣は、すべての取引主任者に対して、都道府県知事は、その登録を受けている取引主任者及び当該都道府県の区域内でその事務を行う取引主任者に対して、取引主任者の事務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その事務について必要な報告を求めることができる。

第七十五条の次に次の一条を加える。
(宅地建物取引業者の使用人等の秘密を守る義務)

第七十五条の二

宅地建物取引業者の使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、宅地建物取引業の業務を補助したと

とについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。宅地建物取引業者の使用人その他の従業者でなくなつた後であつても、また同様とする。

第七十六条中「第六十六条」を「第二十五条第七項、第六十六条」に改める。

第七十七条第一項中「第十二条」の下に、「第二十五条第七項」を加える。

第七十八条第二項中「第三十八条」を「第三十三条の二及び第三十七条の二」に改める。

第七十九条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

第八十条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第八十一条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第八十二条中「五万円」を「二十万円」に改め、同条第二号中「第十二条第二項」の下に、「第十三条第二項」を加える。

第八十三条第一項中「二万円」を「十万円」に改め、同項第三号中「第四十五条」の下に「又は第七十五条の二」を加え、同項第五号中「第七十二条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第八十五条中「第七十五条」を「第二十二條の二第六項若しくは第七項、第三十五条第三項又

は第七十五条」に、「二万円」を「五万円」に改める。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第二条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「建設大臣」を「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を經由して建設大臣」に改める。

第六条第三号から第五号までの規定及び第六号イ中「三年」を「五年」に改め、同号ロ中「その処分」のあつた日前三十日を「その処分に係る聴聞の期日及び場所の公告の日前六十日」に、「三年」を「五年」に改め、同号ハ中「三年」を「五年」に改める。

第十五条に次の一項を加える。

2 積立式宅地建物販売業者は、自己の名義をもつて、他人に、積立式宅地建物販売業を営む旨の表示をさせ、又は積立式宅地建物販売業を営む目的をもつてする広告をさせてはならない。

第四十条第一項中「行なう」を「行う」に改め、第三十五條第二項の下に「及び第四項、第三十七條の二」を加え、「第四十四条まで及び」を「第四十四条まで並びに」に改め、「次の各号に掲

げる事項について」の下に「これらの事項を記載した書面を交付して」を、「しなければならぬ」との下に「同条第四項中「取引主任者」とあるのは「建設業者である積立式宅地建物販売業者」と、同法第三十七條の二第一項中「自ら売主となる」とあるのは「行う」と、「買主」とあるのは「相手方」と、同項及び同条第三項中「売買契約」とあるのは「積立式宅地建物販売の契約」と、「買受けの申込み」とあるのは「積立式宅地建物販売の相手方となる申込み」とを加える。

第四十一条の見出し中「第四十一条」を「第三十三條の二」に改め、同条中「第四十一条及び」を「第三十三條の二及び第四十一条並びに」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十四条第一項第八号中「三年」を「五年」に改める。

第五十五条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第五十六条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第五十七條中「五万円」を「二十万円」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。
三の二 第十五条第二項の規定に違反して他

人に積立式宅地建物販売業を営む旨の表示をさせ、又は積立式宅地建物販売業を営む目的をもつてする広告をさせた者
第五十八条中「二万円」を「十万円」に改める。
第六十条中「一万円」を「五万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中宅地建物取引業法第六十四条の第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定及び同法第六十四条の第十二項の改正規定並びに附則第六項の規定は公布の日から、同法第三十四条の次に二条を加える改正規定は公布の日から起算して二年を経過する日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日から六月を経過する日までの間においては、この法律の施行の際現に宅地建物取引業者である者に対する改正後の宅地建物取引業法の規定の適用については、同法第十五条第一項中「その業務に従事する者の数に就いて建設省令で定める数の成年者である専任の取引主任者」とあるのは、「成年者である専任の取引主任者」とする。

3 この法律の施行の日から三年を経過する日までの間においては、この法律の施行の際現に改正前の宅地建物取引業法第十八条第一項の登録を受けている者は、その登録をしている都道府県知事が定める期間内に限り、改正後の宅地建物取引業法第二十二條の二第一項の宅地建物取引主任者証(以下「取引主任者証」という。)の交付を申請することができる。

4 この法律の施行の日から前項の規定により都道府県知事が定める期間の満了の日(同項の規定による申請があつたときは、その申請に係る取引主任者証が交付される日)までの間においては、同項に規定する者に対しては、改正前の宅地建物取引業法第四十八條第二項の証明書又は次項の規定による証明書を取引主任者証とみなして、改正後の宅地建物取引業法の規定を適用する。

5 宅地建物取引業者は、前項に規定する期間において、附則第三項に規定する者に対し、改正前の宅地建物取引業法第四十八條第二項の証明書の例により、取引主任者の証明書を交付することができる。

6 都道府県知事は、この法律の施行前に、建設省令の定めるところにより、取引主任者証の交付を受けようとする者が受講すべき講習を指定

することができる。

7 前項の講習の受講は、改正後の宅地建物取引業法の適用については、同法第二十二條の二第二項の講習の受講とみなす。

8 改正後の宅地建物取引業法第三十七條の二(改正後の積立式宅地建物販売業法第四十条において適用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前にされた宅地又は建物の買受けの申込み若しくは売買契約又は積立式宅地建物販売の相手方となる申込み若しくはその契約については、適用しない。

9 この法律の施行の際現に改正前の宅地建物取引業法第三条第一項の免許、同法第十八條第一項の登録、同法第四十一條第一項第一号の指定若しくは同法第六十四條の二第一項の指定又は積立式宅地建物販売業法第三条第一項の許可(以下「免許等」という。)を受けている者に対する免許等の取消しその他の監督上の処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

10 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における宅地建物取引の実情にかんがみ、その公正を確保し、購入者等の利益の保護と宅地建物の流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業について免許基準の強化等の措置を講ずるとともに、積立式宅地建物販売業について、所要の改善措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 宅地建物取引業法の改正

(一) 宅地建物取引業者が免許の取消しを受けた場合において、新たな免許を受けることができない期間を三年から五年に延長する等免許基準の強化をするものとする。

(二) 営業保証金の額並びに宅地建物取引業保証協会の弁済業務保証金分担金の額は、主たる事務所及びその他の事務所ごとに、政令で定めるものとする。

(三) 宅地建物取引業者は、自己の所有に属しない宅地建物について、一定の場合を除き、自ら売主となる売買契約を締結してはならないとする等宅地建物取引業者の業務に関する規制を強化するものとする。

2 積立式宅地建物販売業法の改正
積立式宅地建物販売業者が、許可の取消しを受けた場合において、新たな許可を受ける

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案及び同報告書

一四七六

ことができない期間を三年から五年に延長する等所要の規定の整備を行うものとする。

3 この法律は、原則として公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、特別の必要があるものについては、公布の日又は公布の日から起算して二年を経過する日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における宅地建物取引の態様が多岐にわたり、その内容も複雑化している状況にかんがみ、購入者等の利益の保護を図るとともに宅地建物取引業者の健全な発展を促進するための措置として適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十五年五月九日

建設委員長 北側 義一

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

〔別紙〕

宅地建物取引業法及び積立式宅地建物販売業法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 最近の宅地建物取引における中小業者の業態の実情にかんがみ、その育成を図るとともに、その事業分野の確保に努めること。

二 宅地建物取引に関する苦情・紛争の簡易迅速な処理を図るため、その処理体制の整備強化に努めること。

また、これらの苦情・紛争を未然に防ぐため、今回の改正を含め宅地建物取引業法の趣旨について、ひろく消費者に衆知徹底を図るよう、有効な措置を講ずること。

三 分譲マンションの取引に係る紛争を防止するため、設計図、仕様書の内容が実際と異なることのないよう宅地建物取引業者を指導するとともに、標準規約の策定及び効果的な管理体制等の確立に努めること。

四 不動産流通近代化センター(仮称)の組織、運営については、消費者、中小業者等全体の利便の増進に結びつくよう、十分な指導を行うこと。

五 建売住宅、分譲マンションの瑕疵問題を未然に防ぐため、建築段階における検査体制の充実、強化に努めること。

また宅地建物の瑕疵担保責任期間について、建設業者の施工上の瑕疵担保責任期間との調整を図りつつ最低限度の延伸について検討するとともに、住宅性能基準について検討すること。右決議する。

昨八日は、会議を開くに至らなかったため、同日の議事日程をここに掲載する。

議事日程 第二十号

昭和五十五年五月八日(木曜日)

午後一時開議

第一 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第四 日本国政府とフィンランド共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第五 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第六 南極のあざらしの保存に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第七 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第八 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 労働安全衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第十一 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 昭和五十三年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その2) 昭和五十三年度特別会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その2) 昭和五十三年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)

(承諾を求めるの件)

昭和五十五年五月九日 衆議院会議録第二十三号

- | | | |
|--|--|--|
| <p>第十六 昭和五十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)</p> | <p>第十五 昭和五十三年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)</p> | <p>第十四 昭和五十四年度一般会計
 予備費使用総調書及び各
 省各庁所管使用調書(そ
 の1)
 昭和五十四年度特別会計
 予備費使用総調書及び各
 省各庁所管使用調書(そ
 の1)
 昭和五十四年度特別会計
 予算総則第十一条に基づ
 く経費増額総調書及び各
 省各庁所管経費増額調書
 (その1)
 (承諾を求
 めるの件)</p> |
|--|--|--|

昭和五十五年五月九日 衆議院會議録第二十三号

一四七八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（定価）
三三〇円部

発行所

東京都港区虎ノ門三丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 三三〇二
〒107